

平成20年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成20年12月17日（水曜日）

議事日程第1号

平成20年12月17日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第93号 八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第5 議案第94号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 第6 議案第95号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第7 議案第96号 工事請負変更契約の締結について
- 第8 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第9 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第10 議案第99号 平成20年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第100号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）
- 第12 議案第101号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第102号 平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第103号 八峰町沢目財産区管理委員の選任同意について

出席議員（16人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 大山義昭 | 3番 石塚正一 |
| 4番 今井一政 | 5番 佐藤克實 | 6番 丸山あつ子 |
| 7番 門脇直樹 | 8番 菊地 薫 | 9番 福司憲友 |
| 10番 鈴木一彦 | 11番 柴田正高 | 12番 芦崎達美 |
| 13番 木藤 實 | 14番 見上政子 | 15番 須藤正人 |
| 16番 阿部栄悦 | | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	福司和明
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	木村学	税務課長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教育次長	伊藤進	学校教育課長	伊勢均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	齊藤なつ子
--------	------	----	-------

午前10時00分開会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年12月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。それでは、ご報告いたします。

議長からの諮問に応じ、去る12月11日、議長同席のもと、委員全員出席し、議会運営

委員会を開催いたしました。

平成20年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本議会の会期については本日から19日までの3日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしている日割表及び議事日程のとおり決定いたしましたので、報告申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月19日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては別紙報告書のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年末を控え何かとご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、防災関係について申し上げます。

10月に外林で稲わら焼きによる建設機械の焼失、石川で雑誌が燃える不審火があつてそれぞれ火災扱いとなりましたが、同月25日に大野で焼死者1名を出す住宅火災が発生し、現在のところ、今年の火災発生件数は5件となっております。

また、11月12日に町内の高齢者が車を運転したまま行方不明となる事件がありました。が、捜索の結果、翌日、青森県むつ市で無事保護され、大事に至りませんでした。

次に、低所得世帯等への家庭用火災警報器の助成ですが、11月末の申込数は265件で、該当世帯の約6割となっております。町としては火災から町民を守るため警報器の普及を

さらに進めようと、先般の行政協力員会議で各自治会での取り組みをお願いしたところ
であります。

次に、今年度の町の事業として横間・立石の両コミュニティセンターの建設を進めて
おりましたが、12日と15日にそれぞれ完成を見たところであります。

今後、地域活動の拠点として活用され、地域住民のコミュニケーションに生かされる
ことを期待しております。

次に、秋の叙勲についてご報告いたします。

今年は町内から消防団活動で八森の佐々木宣幸さん、保護司活動で畑谷の武田ミサオ
さん、そして高齢者叙勲として長年営林署勤務をされた樺の山本敏夫さんの3人が栄え
ある受章をされました。心からお祝いを申し上げます。

次に、新庁舎建設の進捗状況について申し上げます。

今年度予定の造成工事は完了し、附属棟の建設工事は今月の完成を目指しております。
地中熱関係の工事も年度内完成に向けて進められております。

庁舎本体工事は今週からいよいよ建て方が始まりますが、冬期間の工事でもあり、な
お一層、施工の安全と工期内の完成を求めたところであります。

続いて、平成21年度当初予算編成について申し上げます。

先に政府が示した「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」によりま
すと、「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、引き続き歳出全般にわたる徹底した
見直しを行い、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行うこととしており、
公共事業関係費においても前年度当初比97%以内の額に抑えることとしております。

一方、地方財政は、三位一体改革以降、地方税と地方交付税等の合計である地方一般
財源が上昇するなど地方全体では財政体質が改善されたとの見方もありますが、三位一
体改革による税源移譲に伴い、地域間の財政力格差が放置できないまでに拡大しており、
財政力の弱い自治体の財政状況を改善するための政策が強く求められております。

このような状況の中で、平成21年度八峰町当初予算編成については、去る10月23日付
けで各課長などに予算編成方針を通知し作業をスタートさせておりますが、基本方針と
しては、極めて厳しい財政状況の中、収支均衡を保持し、健全財政の推進に努めるとと
もに、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見・要望を踏
まえ、集中改革プランの着実な推進のもと、地域の均衡ある発展と町民福祉の向上につ
ながる予算編成を行うこととしております。

道路特定財源の一般財源化に伴う「地域活力基盤創造交付金」の新設や地方交付税の増額など断片的な情報がマスコミから流れておりますが、間もなく2009年度地方財政対策が発表されることから、その内容や1月の総務省財政課長内かんなど予算編成に関する国・県からの情報を十分に分析し、1月上旬から1次査定、町長査定を順次実施し、2月中旬までに新年度予算原案をまとめたいて考えております。

次に、ふるさと会についてであります。北海道八峰町ふるさと会は、去る10月11日、札幌市内で開催され、昨年を上回る約50人の関係者が集まり、町側からは私と阿部議長の2人が参加し、交流を深めてまいりました。

会の名称を「北海道八峰町ふるさと会」に改めてから2回目の開催となりましたが、八森地区出身者が昨年より11人増えるなど、会員の拡充も図られつつありました。

また、関東峰浜ふるさと会は、11月24日、東京都内で開催され、会員・関係者など約150人が集り、町側からは私と阿部議長、佐々木副町長など4人が出席し、情報交換と交流を深めてまいりました。

東京八森会との合併についての議事では、米森会長が「合併に向けて会を転進させていきたいので賛同願いたい」と発言し、満場の拍手で承認されました。

今後、両ふるさと会では来年1月に役員による合同準備委員会を立ち上げ、来秋の新ふるさと会発足に向け2カ月に1回程度会議を開催することとしております。

次に、八峰町自殺予防フォーラムについて申し上げます。

11月15日、八峰町文化ホールにおいてボランティアグループ陽だまりの会と合同で開催しております。八峰町になってフォーラムの開催は3回目となりますが、今年度は「生命と向き合い生きていることの尊さに気づく」をテーマとして、ルーテル学院大学教授藤井英一氏による「森と生命～いのち輝く白神～」の講演を、また、自ら子供の自殺を体験し、白神の自然に心を動かされ絶望から立ち直ったシンガーソングライターの野田純子さんのオリジナルライブが行われ、会場に集まった約250名の参加者に自然の力と命の大切さを語りかけておりました。

また、講演に先立ち、「心といのちを大切に」をテーマとした自殺予防標語の表彰式が行われ、選考会において選ばれた特別賞の町長賞、町議会議長賞、教育長賞、校長会長賞各1点を初めとして、特選7点、秀作22点及び佳作26点の入選者の皆さんを表彰しております。

なお、昨年は自殺者が1名でしたが、残念ながら本年は7件の報告を受け、大変憂慮

しております。引き続き自殺予防対策に取り組んでいくとともに、陽だまりの会や町内福祉関係機関とも連携しながら、自殺者ゼロを目指してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

最初に20年産米の作柄状況についてであります。今年度は全国ベースの作況指数が102の「やや良」となったほか、秋田県においても台風などの自然災害の影響がなく県全体で105、県北地域では102の「やや良」となり、全国的な豊作となったところであります。

このように、全国、秋田県、地域別いずれの作況指数も101を超えたことから、豊作による過剰米を主食用米と区分出荷する「集荷円滑化対策」が平成16年度の制度化以来、秋田県では初めて発動されることになりました。この対策で区分出荷された米は60キロ当たり7,000円しかならず大幅な減収となりますが、生産調整非協力者に対する協力者の不公平感を是正するため、国では政府備蓄米として市場取引価格で買い入れることを決定したところであります。

次に、今年度の生産調整の実施状況と、これに伴う産地づくり交付金について申し上げます。

まず生産調整の実施状況ですが、生産数量の配分対象農家963戸のうち、生産調整を達成した農家は899戸となっております。また、生産調整方針に参加しない、いわゆる「非協力農家」は、飯米農家も含めて昨年と同数の64戸となっておりますが、八峰町全体としては生産調整目標を達成しております。

次に、生産調整の協力農家に交付される産地づくり交付金についてですが、現在、最終集計を行っておりますが、総額で1億3,300万円余りを見込んでおり、年内の交付に向けて作業を進めているところであります。

次に、12月1日、21年産米の都道府県別生産目標数量が国から発表されました。

消費の回復傾向を踏まえて全国の実績目標数量は前年同数に据え置かれておりましたが、秋田県に対する数量は、「県産米の需要減」や「生産調整の未達成」などがマイナス要因となり、今年より7,650トン少ない配分となり、削減面積では全国最大となっております。面積換算では1,300ヘクタール余りの転作強化となる非常に厳しいものとなっております。

今月下旬に予定されている市町村別生産目標数量の発表を受けて、八峰町水田農業推進協議会において配分方針を協議・決定し、年明け2月ごろの農家配分に向けて作業を進めております。

次に、猿害対策の実施状況について申し上げます。

今年度の取り組みにつきましては、従来からの被害防止活動に加え、有害鳥獣捕獲に関する要綱の改正を受けて、9月後半からは銃器による捕獲活動を加えた2本立てで実施しております。

11月末現在の檻捕獲を含めた捕獲状況を申し上げますと、過去最高であった平成16年の43頭を大きく上回る54頭を捕獲しております。地域別では、八森地区が23頭、峰浜地区が31頭となっており、このうち16頭を捕殺しております。

増えすぎた個体数を減らすことにより被害の現状が大きく改善されることが期待されますので、引き続き猟友会等のご協力をいただきながら捕獲活動を実施してまいります。

次に、農林水産物処理加工施設について申し上げます。

「白神塩もろみ」に関しては、去る11月4日に秋田県、八峰町及び八峰白神自然食品株式会社が「新規な食品保存料及びその製造方法」を発明の名称として、特許庁に連名で出願しております。

近年、食の安全・安心への関心が高まるにつれて合成保存料等の使用は消費者から敬遠される傾向にあり、このような中で、天然塩と穀物類を発酵させた天然素材の「白神塩もろみ」は、生鮮食品・加工食品全てで利用が可能であり、その利用範囲は非常に広いものがありますので、今後とも産・学・官の連携のもとに新規な食品や加工方法の開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハタハタの里観光事業株式会社の本年度上期の経営状況についてであります。売上高は1億3,800万円で、前年同期に比較すると200万円増加しております。しかし、経常利益では1,040万円の黒字となっているものの、灯油高騰のあおりを受け、前年同期に比べ430万円の減少となっております。

国内外の経済の先行きが不透明な状況ではありますが、引き続き経費の縮減とサービスの向上を図り、経営の安定を維持できるように努めてまいります。

次に、株式会社ポンポコ山の上期の経営状況について申し上げます。

上期の売上等の実績は599万2,000円で、当期全体の売上目標1,103万円に対して56%の達成率となっております。

また、ポンポコ山交流センターにおけるピザ作りなどの体験教室は、延べ34回開催し、参加者は延べ316人となっております。

しかし、施設の老朽化が進み、維持管理を含めた運営費は町からの管理委託料に頼ら

なければならない状況となっており、今後、ハード面におけるポンポコ山公園の整備計画とともに、施設の管理運営について議員の皆様方と協議してまいりたいと考えております。

次に、観光等に関するイベント事業についてであります。10月4日に町が主催した二ツ森自然観察会には、県内外から15人が参加しております。春秋林道周辺は、紅葉はまだ早かったものの好天に恵まれ、二ツ森山頂からの雄大な白神山地のパノラマを満喫しておりました。翌5日は、町とNPO法人白神ネイチャー協会の共催による植樹ボランティア事業を開催いたしました。県内外から150人が参加、ブナやミズナラなど450本を植樹し、地球温暖化抑制への活動に心地よい汗を流しております。

八峰町観光協会では「八峰んめもんまつり実行委員会」を組織し、10月12日「産直おらほの館」を会場に秋の収穫祭を開催いたしました。当日は好天に恵まれ、小手萩出身の美神ひろし歌謡ショーやカラオケ大会などを楽しむとともに、新鮮な野菜や果実・海産物の即売コーナーには引っぱりなしにお客が立ち寄り、特に地域食材を用いた八峰鍋や新米のきりたんぼ鍋などには長い行列ができるほどで、昼前には完売、イベントは大変盛況のうちに終わることができました。

次に、今年の花ハタ漁についてであります。秋田県花ハタ資源対策協議会は今年主体が2歳魚を中心とする中型の花ハタと予測し、漁獲枠を沖合い1,200トン、沿岸1,800トンと昨年より1,200トン多く配分しております。

11月中旬から沖合い花ハタの水揚げが本格化し、市場に捌ききれずにいた中に、11月25日からは季節花ハタが解禁となり、当町では翌26日に初漁を記録しております。時化明けの12月1日からは季節花ハタ本隊が接岸し、浜は活気づいたのではありますが、豊漁で値崩れが起こり、県漁協北部総括支所ではやむを得ず3日から5日まで「沖止め」を行っております。

漁獲量は順調なもの、価格の低迷は当町の産業に及ぼす影響が大きいものと危惧しております。

次に、交通安全総点検について申し上げます。

日常利用している道路について、自転車及び歩行者の安全性確保の観点からその利用空間の問題点を点検し、自転車・歩行者の安全かつ快適な利用を推進することを目的に実施することとし、去る11月13日、私が実行委員長となり、秋田県、教育関係者、交通安全協会、関係自治会、東北電力など18名の委員で実行委員会を開催し、点検箇所及び

点検要領、点検実施日などを決定しました。

11月20日の点検実施日には、雪の降る悪天候にもかかわらず実行委員を含め総勢43名の参加者が3班に分かれ、1班は国道101号線の約1.5キロ、2班が峰浜土床体育館から国道101号線までの約1.8キロ、3班が県道常盤峰浜線の水沢地区から高野々地区までの約1.9キロの合計5.2キロについて点検を行いました。

点検結果については、1班から14項目、2班から8項目、3班から11項目、合わせて33項目、点検補修の指摘が報告されました。この指摘項目につきましては、今後、秋田県等関係機関と協議しながら改善に努め、自転車・歩行者の安全かつ快適な利用を図っていきたいと考えております。

寒い中にもかかわらず交通安全総点検に参加していただきました皆様方に感謝申し上げます。

次に、今冬の除雪についてであります。去る11月26日に八峰町除雪会議を開催し、今年度の除雪体制を決定しました。

除雪基準及び除雪体制等については昨年度と変わらず、降雪量10センチ以上、あるいは降雪量5センチ程度でこれ以上になると予想される場合、また、吹き溜まりの生じる恐れのある場合に出動することとしております。

また、午前7時までに除雪作業を完了するために直営、業者への業務委託及び業者からのオペレーター派遣の3方式とし、さらに町内をゾーニングし、各ゾーンにそれぞれ配置し、除雪することとしております。

地域の生活路線を確保していくためには、町の除雪体制とあわせ地域住民の協力が欠かせないので、よろしくお願いいたします。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

最初に、八森地区統合小学校関連について申し上げます。

去る11月2日、岩館小学校、11月16日に八森小学校でそれぞれ閉校式典を執り行いました。

式典は児童・保護者はもとより歴代校長先生をはじめ学校関係者、地域の方々、そして、秋田県教育庁北教育事務所山本出張所長をはじめ多数のご来賓のご参席をいただき、長い歴史と伝統を持つ校舎に感謝を込めて厳かに執り行われました。

式典では、校長先生の感謝に満ちた閉校の言葉や子供たちの校歌を歌う真剣な眼差し、そして、学習発表会で見せた子供たちの躍動感溢れるはつらつとした姿は、出席者全員

に大きな感動を与えました。

また、終了後開催されました各実行委員会主催による「思い出を語る会」は、学校O Bをはじめ学校に縁のある多数の方々が出席し、旧交を暖めるとともに、閉校を惜しみながら思い出談義に花を咲かせ、心温まるひとときを過ごしました。

このたびの閉校式開催に当たり特段のご尽力をいただきました実行委員会の皆様をはじめ関係各位に対し、この場をお借りしまして深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

式典当日は両校とも生憎の雨模様でありましたが、閉校を惜しむ涙雨のようにも感じられました。新生「八森小学校」におきましても、この閉校を無駄にしないように教育環境の充実を図り、教育の町「八峰町」の構築を目指してさらなる努力をしてまいる所存であります。

なお、観海小学校につきましては改修工事中でありますので、校舎の完成を待って来年3月15日に実施予定であります。

また、新しい八森小学校の校歌が完成したことをご報告申し上げます。

次に、改修工事のその後の進捗状況について申し上げます。

2学期より仮使用しております北棟と中央棟のリニューアルした教室は子供たちに評判がよく、毎日明るく元気に過ごしているということで大変うれしく思っております。また、南棟に対する子供たちの期待も一段と高まっていると伺っております。

工事の進捗率は11月末で建築工事79%、機械設備工事75%と順調に進んでおります。

また、10月の臨時議会で議決いただきました体育館外壁塗装工事と煙突撤去工事も完了し、校舎と一体化した体育館となり、景観も大変よくなっております。

2月末の工期に向け、現在は南棟の工事に着手していますが、既に外壁工事も終了し、内装工事の仕上げの段階に入っております。

また、本工事の目玉の一つでもありますランチルームですが、年内には勾配屋根がかかり、アルミ建具が取り付けられ、その外観が現れる予定です。

この後、工事は全ての仕上げと外構工事に移りますが、引き続き子供たちの安全確保には万全の配慮をし、進めてまいりますので、保護者をはじめ学区住民の皆様にはさらなるご協力をお願い申し上げます。

次に、国際交流事業について申し上げます。

昨年11月1日に国際教養大学と協定を締結して実施している国際交流事業ですが、毎月1回、国際教養大学の学生を迎え、町内の小中学校・子ども園で実施しております。

国際教養大学の留学生は、アメリカ・オーストラリア・スウェーデン・モンゴル・インドネシアと国際色豊かで、この学生たちとの交流は町内の小中学生が学んだ英語を学ぶとともに、異文化理解・国際感覚の醸成につながり、子供たちが広く世界に目を向け国際色豊かな人間形成に役立つものと考えております。

また、毎回この事業に参加する学生には交流事業終了後、町内の観光施設等各種施設でさまざまな体験活動をしていただいております。八峰町の観光・食文化を広く世界に紹介する絶好の機会と捉えております。

今後もさまざまな活動プログラムを実施し、子供たちと留学生との多くの交流活動を通して、より豊かな人間形成の一助になればと願っております。

次に、社会教育関係について申し上げます。

第3回シーサイド・ロードレース大会が10月13日の体育の日に、日本海と併走するファガス前から滝の間の海岸道路で行われました。昨年は残念ながら雨天のため中止になりましたが、今年は秋晴れに恵まれ、小・中学生や一般、親子の部門に約250名がエントリーし、2キロと5キロのコースに別れて力走し、沿道からは応援に駆けつけた保護者や祖父母から盛んな声援を受け、爽やかな潮風を浴びながら全員完走いたしました。

大会終了後には、町内の業者から提供された地元特産品のお楽しみ抽選会も催され、大変好評を博した内容となりました。

次に、第3回町民文化祭について申し上げます。

展示部門は11月8日から12日まで5日間、峰栄館とファガスを会場に開催されました。小・中学生の書道や絵画のほか、生け花・写真・山野草など両地区あわせて1,719点の作品が展示され、見学に訪れた町民の方々に芸術と文化の香りを十分に味わっていただけたものと思っております。

また、11月9日の日曜日には、恒例の芸能発表会が八森文化ホールで開催されました。今年は岩館小学校の閉校に伴う創作劇や町老連女性部の寸劇のほか、恒例の和太鼓、踊り、石川の駒踊りなど15部門に延べ240名が出演しました。内容豊富な発表会となりました。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

4月から11月末までの宿泊者数は4,721人、日帰りの利用者数は3,746人、総収入は1,333万8,315円となっております。

宿泊利用者については、県外からの利用者が2割、県内が8割と前年度とほぼ同傾向

にあります。小・中学校の宿泊体験学習を中心に、秋田大学をはじめ国際教養大学、筑波大学、弘前大学など、白神山地を中心としたフィールドでの体験学習利用が拡大しました。

今年度の特徴は、学校のみならず子ども会等のリピーターの利用が多かったこと、7月に開所以来、初めて東京都の公立高校の修学旅行利用があったこと、また10月には、昨年度、県観光連盟主催のソウルでの商談会に参加した成果として韓国からのツアー利用があったことが挙げられます。ちなみに11月には県観光連盟主催の台湾での商談会にも参加させていただいたことから、今後、台湾からのツアー利用にも期待をしているところでもあります。

利用の多い体験メニューは、山では「留山散策」、「ニツ森トレッキング」、それに今年度新たに再整備した「御所の台里山トレッキング」、海では「海水浴」、「シーカヤック」、「釣り」があり、食の体験では「パンづくり」、「豆腐づくり」、室内ゲームでは「ユニカール」等が人気となっております。

主催事業としては、当センターの周知を目的として6月に初夏の白神癒しのトレッキングを独自開催し、9月には町家庭教育推進協議会と共催し「親子ミニアドベンチャー体験会」、八峰町白神ガイドの会と共催して「あきた白神里山ブナの森づくり」、11月と12月にはおもしろ人倶楽部と共催して「白神の秋 原風景を楽しむ」、「白神の初冬八森ハタハタを味わう」の2回のモニターツアーを開催し、好評を得ております。

これから冬季間にかけて工夫を凝らしたイベントを開催し、集客及び周知に努めるとともに、県内の高校を中心に県内外の各種学校や団体・会社へのセールス活動を行い、来年度の利用者の増加に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第93号の八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、寄附金税額控除対象に所得税法等に規定されている法人を追加するため、関係条例を改正するものであります。

議案第94号の八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、今年度事業で完成した立石と横間地区のコミュニティセンターを町の公の施設とするものであります。

議案第95号の能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更については、9月議会定例会で財産処分に同意した能代山本広域老人保養センター「松風荘」について、広域圏組合

規約から削除するためのものであります。

議案第96号の工事請負変更契約の締結については、八森地区統合小学校大規模改修工事の機械設備工事に係る事業費の変更契約の締結を求めるものであります。

議案第97号の公の施設の指定管理者の指定については、立石地区コミュニティセンターの指定管理者として、立石自治会を指定するものであります。

議案第98号の公の施設の指定管理者の指定についても同様に、横間地区コミュニティセンターの指定管理者として、横間自治会を指定するものであります。

議案第99号の平成20年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、補正額を4,945万6,000円として、歳入歳出予算の総額を63億3,254万4,000円とするもので、主なものとしては生活バス路線等の維持費補助金、年金システム改修委託、福祉灯油購入費助成金、分収造林者交付金、八森地域電波伝搬調査業務委託、統合小学校工事請負費追加などであり、ます。

議案第100号の平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、補正額を72万7,000円として歳入歳出予算の総額を10億7,795万1,000円とするものです。主な内容としては、被保険者への保険税還付金であります。

議案第101号の平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、補正額として265万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,048万8,000円とするものです。主なものとしては、基金積立と修繕費に充てるものであります。

議案第102号の八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、補正額として85万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億717万5,000円とするものです。内容は、修繕費と心電計の購入に充てるものであります。

次の議案第103号の八峰町沢目財産区管理委員の選任同意については、任期満了となる鈴木一彦氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は11議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これにて行政報告並びに提出議案の説明を終わります。

日程第4、議案第93号、八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） おはようございます。

それでは、議案第93号、八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

一部がだぶっているようですが、これで正確な名称ですのでご了承願います。

八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。寄附金税額控除対象に所得税法等に規定されている法人を追加するため、条例改正するものであります。

次のページをごらんください。

そして、あわせてお手元に参考資料、町税条例一部改正寄附金控除関係と銘打った資料を差し上げておりますので、そちらの方もごらんになってみてください。

それでは、この一部を改正する条例の内容ですが、第34条の7第1項に次の10号を加えるというのですが、この税法の34条の7というのは寄附金税額控除の部分です。これは6月議会において、ふるさと納税ということで市町村とか、それから赤十字とか、それに対する税額控除の仕方が変わりましたということでご説明したわけですが、それにさらに3号から12号までに該当する法人が追加をするというものです。大きく分けると2種類でして、3号から11号までの法人は所得税法第78条による法人です。そして12号は租税特別措置法の規定による認定特定営利活動法人、いわゆるNPO法人を規定するものです。そして3号から11号までの中のさらに4号から10号は、所得税法78条の第2項の第3号に載せられている法人を具体的に列挙したものです。

その点、資料の5ページと6ページをごらんください。

この5ページのところに所得税法第78条の抜粋を載せております。特定寄附金として次のような法人を対象とするというもので、2号のところに公益社団法人や財団法人とあります。そして、その次の第3号にいわゆる公益の増資に著しく寄与する法人というのが出てきますが、この部分を次のページの6ページにありますけれども所得税法施行令第217条で具体的に規定しているものです。

それで、そのような法人に対する今年度中の寄附を行った場合に、来年度の町県民税からその分を税額控除するというものであります。

それで、この条例は平成21年4月1日から施行します。

それで、この資料の頭の方に秋田県が指定した該当する法人として、具体的には2ページから4ページですけれども、そこに学校法人や社会福祉法人、そして最後はその他と、そこまで載せておりますけれども、八峰町内で該当する法人は3ページの右下の方に182番と183番、八森峰浜ふくし会、それから八峰町社会福祉協議会、この2つの法人が対象となっております。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 非常に私もわからないので教えてもらいたいと思います。

今、この全県の法人の対象施設が出されましたけれども、これはあれなんでしょうか、県外も対象になるのでしょうか。県内だけの寄附をする施設ということなのかということと、それから寄附活動が非常に活発になって町の税務の方の事務繁雑にならないか、それと町の税収はこういうところに寄附することによって税収が減るってということも考えられるのかどうなのか。この中に社協も入ってるんですけれども、社協もこういうふうな対象になるのかどうなのか。書いてますのでそうでしょうけれども。それと議員の寄附行為との関係はどういうふうになるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず県外は対象にならないのかという質問でありますけれども、住民税は県民税と、それから町民税の2つが合わさっているものでありますけれども、秋田県はこの県内にある団体を知っていますので、県民税分としては県内にあるものだけが対象となります。ただし八峰町では地域制限を設けませんでしたので、県外にあるこういう法人も対象となります。ですから町民税においては税額控除になりますけれども、県民税においてはならない、そういうケースが生じる可能性があります。これは各市町村によってその指定の仕方が異なりますので、自分の市町村内にある法人だけを指定している市町村もあれば、県内を指定しているのもあれば、制限を設けてない市町村もあります。八峰町は特に県境に位置していますので、例えば青森県にある施設にお世話になってそこへ寄附したい、そういうことが生じた場合でもそれを可能にするような、我が町の規定はそう

いうふうになっております。

それから事務が繁雑にならないかということですが、確かにこれは申告の際に多少は繁雑になります。あくまでもその法人が寄附を受けたという証明書を発行しますので、その証明書によって行いますので、そんなに難しい事務ではないと考えています。

それから税金はどうなるのかということですが、寄附金控除が税額控除ですので、寄附金が多くなれば税金はいくらか減るということは当然予想されます。

それから議員の寄附はどうなるのかということですが、公職選挙法による規定が適用されると思いますので。以上、見上議員の質問へのお答えといたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） やはり懸念したように寄附行為が多くなると税金が減る、こういう地方自治法の改正だと思いますので、私はこれに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第94号について説明いたします。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、八峰町が設置しているコミュニティセンターに、立石地区コミュニティセンターと横間地区コミュニティセンターを追加するため、条例を改正するものであります。

次のページをごらんください。

この条例の別表第1、現在5つのコミュニティセンターがあるわけですけれども、これに立石地区コミュニティセンターと横間地区コミュニティセンター、6番、7番を追加して、八峰町のコミュニティセンターは7つになるということでございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第95号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第95号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について、ご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町協議のうえ、能代山本広域市町村圏組合規約の一部を別紙のとおり変更しようとするものであります。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。能代山本広域市町村圏組合が事務委託している能代山本広域老

人保養センターを、受託先の能代市へ無償譲渡することに伴い、能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページお願いいたします。

能代山本広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約であります。

能代山本広域市町村圏組合規約の一部を次のように変更する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項第2号中、「第17号」を「第16号」に改める。

附則、この規約は、知事の許可を受け、平成21年4月1日から施行するとしております。

この議案に関係して資料として新旧対照表の方をお配りしておりますので、そちらの方をごらんください。

第3条は組合の共同処理する事務を定めておりますが、その第3号にある老人保養センターの設置及び維持管理並びに運営に関する事、こういうものを削除し、その後の各号を1号ずつ繰り上げるというものであります。

また、それに伴いまして、次のページですけれども組合の経費の支弁の方法を定めている第11条第2項第2号の中の「第17号」という文言を「第16号」に改めるという内容であります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可

決されました。

日程第7、議案第96号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 議案第96号、工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

平成20年2月6日に指名競争入札しました八森地区統合小学校大規模改修工事（機械設備工事）につきまして、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございます。八森地区統合小学校大規模改修工事（機械設備工事）でございます。

契約の金額でございます。変更前が6,457万5,000円。これを6,660万8,850円に変更するものでございます。

契約の相手方でございますけれども、能代市字臥竜山39番地18、大東施設工業株式会社、代表取締役佐藤武比古でございます。

支出の科目といたしまして、平成19年、それから20年度八峰一般会計の継続費でございます。10款教育費2項小学校費7目学校建設費でございます。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格が5,000万円以上のために工事にかかる契約でありますので、議会の議決を要するものでございます。

それでは変更の内容につきましてご説明申し上げます。

当初、小便器は既存のものを再利用する計画でありました。しかし取り外してみたところ排水口の接続部分が予想以上に損傷しておりまして、再設置いたしましても将来どのくらい持つかという不安がありましたことから、新品に変更するものでございます。小便器の数にいたしまして12基分でございます。

また、特別支援教室の暖房器具は既存のFFストーブを使用する予定でございましたが、ストーブの燃焼するときの音が児童の耳に支障があるということでエアコンに変更するものでございます。

教育民生委員会で体育館屋根と同様、これも事前調査が不十分ではないかという指摘を受けましたが、新たにものをつくるのも大変でございますけれども、あるものを直して使うことはそれ以上難しいものだなと痛切に実感したところでございます。この教訓をですね、今後生かしていきたいと思っております。

次に、工事費の内容につきましてご説明申し上げます。皆様のお手元に配付しております教育委員会資料1をごらんください。

上の表の補助事業分でございます。20年度の下の代替（設備）と書いているところでございます。先ほど議案で申しましたとおり、当初契約額が6,457万5,000円でございます。これを第1回変更ということで203万3,850円追加ということで、執行額が6,660万8,850円になるわけでございます。19年度の建築分、それから20年度の建築分を合わせますと執行額が3億9,983万7,900円という数字になります。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 課長の説明を聞いておましてね、ストーブの燃焼開始時の音が児童の耳にさわる。エアコンに取り替えたという説明ですよね。燃焼の音が耳に障るといっても、おそらく本燃焼するまで10分ぐらいだと思うんですよ、音がするのはね。それが耳に障るからエアコンに切り替えた。壊れもしないものをね、エアコンに切り替えた。お金はかけると思えばどこにでもかけられるんですよ。そんな予算の立て方でいいんですかね。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） ただいま門脇議員からご質問ありましたけれども、確かに燃焼始めの音が高くなるわけです。10分ぐらいですけども。1人の難聴の児童のことを考えますと、この10分でもやっぱり本人の苦痛であると思っておりますので、今回このように出したということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 今の問題もこの問題もそうですが、学校関係はまず再三、3回、4回というふうな契約が非常に目立っております。やっぱり当初の設計なり何なりをきちっとやってればこういうふうなことはないと思っておりますけれども、そしてまた事前説明なんかも本来であると思うべきではないのでしょうか。いわゆる200万円も使い変更と

いうふうな部分に対して、内容的に今門脇議員の方からも言いましたように、ちょっとの問題でも大きな変更額にするようなやり方というのはちょっとおかしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 確かに教育民生の委員の方々にはご説明申し上げたわけなんですけれども、今回の全協という会議を開かないで全ての議員の皆様にご報告がなかったわけなんですけれども、大変その点については申しわけなかったと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） その難聴の子どもはね、今までもいたわけでしょう。今までは何ともなくて、学校改修したらストーブの音が耳にさわるんですか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） この子供は現在八森小学校の子供でありまして、確かに八森小学校ではエアコンを使っておりました。それで当初の設計にエアコンで盛らないでFFストーブを、既存のFFストーブを使うということで設計計上してあったことは、当初やっぱり適切でなかったという反省をいたしております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 教育民生委員会でもこのことについてはいろいろ説明を聞いたんですけれども、この今3カ所くらいですか、660万円ということを出てるんで、この詳しい各個別の数字を出してもらえますか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） すいません。今回の補正額の200万円の中身についてでございましょうか。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時 5分 休 憩

午前11時 8分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

答弁を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 見上議員の質問にお答えします。

小便器の数でございまして12基でございます。1基当たり7万6,000円ござ

います。

それからエアコンでございますけれども、これは特別支援教室につける1基分でございます。単価でございますけれども、取付費込みで28万円ほどでございます。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） そうすればですね、この追加分は、ほかからも合見積とか取るんですか。それとも、この業者に任せっきりになるんですか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

これは設計管理をやっております設計屋の方で見積もりを取りまして、設計書の方に計上しております。設計屋の方では業者から器具の見積もりをもらって、設計書の方に記載していると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） 1点だけ質問させていただきます。

各学校の空き学校ですね、そこから備品関係、使えるものは持ち寄ると、そういうことになっておりますが、ストーブ関係でありますと3つの学校が廃校になって相当の数が出てくると思うんですよね。そういうのを交換するとか、あるいは便器もそのとおり、各学校から3つ、中学校、小学校を含めて3つの学校から空いてる備品関係、まずピアノを含めていろんなものがあると思うんですよ。それに関する処分とかそういうのは今まで既に岩子小学校は先に閉校になってますから空いてる施設、備品はあるはずですよ。これがやがて何に使われようと、ピアノなんかはもう使われないんですよね。ほかの町の状況を見てますと、インターネットオークションとか何だのいろいろ処分の手法もあるようですが、せめて必要なものだけはそっちからも持ち寄れるものは持ち寄ると、そういう考えはなかったものですか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） ただいまのご質問でございますけれども、確かにピアノについては水沢小学校の方に岩子小学校の方から持って行ってありますし、黒板につきましても岩子小学校のものを現在の統合小学校の改築工事に持ってきて使用しております。また、理科室の実験台につきましても岩館小学校の方より持ってきて、現在の校舎の方で設置いたしております。

ストーブにつきましては、一番新しいものですね、岩館小学校の平成14年に買った

ものが一番新しいということです。それも6年以上経過しておりますので、統合小学校の方につけても、もう何年持つかわからないということで持ってきておりません。ただ、現在の観海小学校のFFストーブにつきましては、既存のものをクリーニングしてですね、それを再設置して使用しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

.....
午前11時33分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 今の説明では私は何かこうピンときません。その前にも申し上げたように、この学校関係というのは非常に追加、追加というふうな部分が私には思われてしょうがありませんので、もう少しきちっとした、設計者含めて当局の方もきちっとした考えで、そして提示してもらいたいと思います。そういった意味で、これに対しては、私は反対討論をしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 賛成の立場から討論いたします。

先ほど申し上げたように教育民生委員会でも説明も受けましたし、大体のことは私ども確認もしたつもりではございますが、若干、皆さんからのご指摘のとおり質問不足のところもありましたが、いずれ過去2回も変更あった、そしてまた今回というふうなことで大変心配、憤りもあるだろうと思っておりますが、その際、私ども当局、教育委員会から説明を受けた際には大変内部的に事情、というのは当初予算の取り方と申しますか、便器でもそうです、使えるものは使いなさいというふうなことで教育民生委員会の当初予算の当時から、4億円という大体頭を決めながらやったところにも、こういう変更が多くなってきておりますところ、また、関連して庁舎の方もそうですが、果たして5億

円というものを決めながら設計屋さん、当局、組み立てていったものが今後こういうふうな変更、追加というふうなことがないのか大変懸念もしておるところでございますが、教育民生委員会で説明した際には大変予算の取り方、組み立て方に問題があったなど思っておりますので、その点は教育民生委員会でもお話ししましたので、私はこの案件については賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について、を議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり立石地区コミュニティセンターの指定管理者として指定する。

内容は、今回完成しております、立石地区のコミュニティセンターの指定管理者として、公募でなく指定すると、自治会を指定するという内容です。

1番に書いてあるとおり、指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町八森字立石7番地の1、立石自治会、会長 山崎照雄。

指定の期間、平成21年1月1日から平成26年3月31日まで。この根拠ですけれども、合併以来3年を目処に指定管理してきましたし、そういう意味では来年の春がそれぞれの指定管理した施設が更新になるわけで、落ち着いたところで21年度からは5年を一つの目安にしていくということに考えております。それで、この1月から3月いっぱいの3カ月はおまけといいますか、追加して5年3カ月の指定期間、これで進めたいと思っています。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。立石地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について、を議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について、説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり、今度は横間地区コミュニティセンターの指定管理者として指定するものであります。

考え方も同じでありまして、1番の指定管理者の関係ですけれども、八峰町八森字横間26番地の2、横間自治会の会長さん、大坂茂美さんです。

期間は、同じく平成21年1月1日から平成26年3月31日まで。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。横間地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 前の議案のときに伺えばよかったわけですが、この指定管理契約、今まで結ばれている5つの自治会との契約と内容的には一緒でしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 柴田議員のご質問についてお答えします。

先ほどの公の施設の方に既に5カ所、これと今回の2カ所違うのかということですが、1カ所だけ違います。今まで、1カ所といたしますか、全部でありませんが5カ所のうち5番目の水沢コミュニティセンターについては指定管理料を払わないと、こういうことになっていまして、その点が違いますし、今回の2つについても5番の水沢コミュニティセンター同様、指定管理料はお払いしません。この点では水沢と同じです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思っておりますので、ご参集願います。

午前11時43分 休 憩

午後 1時 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

日程第10、議案第99号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第99号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

について、ご説明提案申し上げます。

平成20年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出それぞれ4,945万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を63億3,254万4,000円とするものでございます。

平成20年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

説明の方は7ページをお開き願いたいと思います。

2歳入、9款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金、補正額84万円。交付金84万円。この内訳につきましては、道路の特定財源の暫定税率が今年の4月から施行されてございまして、その減収を埋めるためにですね、新設された交付金でございまして、内訳につきましては、自動車の取得の税が56万5,000円、地方道路税の譲与税が27万5,000円、縮めて84万円です。

次に、10款1項1目地方交付税、補正額351万5,000円。普通交付税、これにつきましては、ただいま申し上げました交付金の新設されたことによりまして、平成20年度の地方交付税が再算定されました結果、追加交付となったものでございます。

次に、8ページ。15款2項1目総務費県補助金、補正額307万6,000円。4生活バス路線等維持費補助金307万6,000円ですが、これにつきましては、1の生活バス路線の維持費補助金170万6,000円、これは県単の2分の1の補助金でございまして、秋北バスの岩館線でございます。2のマイタウンバス費補助金137万円、これも県単の補助金の2分の1ですが、これは大久保岱線でございます。

6目教育費県補助金25万円。補正額25万円。教育費県補助金25万円。学校統合支援補助金、これは定額の補助でございまして、学校統合に伴う備品等の移動あるいは処分にかかわる経費の県単の補助金でございまして、既に9月に交付決定がなされてございます。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、補正額35万4,000円。利子及び配策金35万4,000円。1の財政調整基金積立金33万8,000円、合併町村振興基金積立金1万5,000円、観光振興基金積立金1,000円。これは金融機関の金利の上昇に伴って利子の収入の増額になった分でございます。

9ページ、16款2項1目不動産売払収入、補正額1,270万6,000円。その他不動産売払収入1,270万6,000円。これは一般分の一般分収林の収入でございまして、分収林収入3

件分でございます。内容につきましては歳出でご説明申し上げます。

19款1項1目繰越金、補正額2,871万5,000円。一般会計繰越金2,871万5,000円。これにつきましては、今回の補正に伴う財源調整のための繰越金充当分でございます。補正後の保留額は6,382万7,000円、これが額として残っております。

10ページ、3の歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額が86万円減額。なおですね、この後ずっと職員の人件費が出てきますけれども、これはですね、扶養親族、あるいは住居の変更、それから業務の関係で時間外手当等々に関する人件費の分でございますので、職員手当等につきましては説明を省かせますので、よろしく願いしたいと思います。

7企画費19負担金補助及び交付金615万2,000円。2補助金、歳入でご説明申し上げましたように生活バス路線の維持費補助金341万2,000円、マイタウンバスの維持費が274万円。

11交通安全対策費11需用費18万5,000円。消耗品費。これにつきましては、交通指導隊の隊員用の制服代でございますが、これは1人退任しまして、また1人新任ということになってございます。

13庁舎建設費、補正額83万2,000円。9の旅費39万4,000円。これは庁舎建設に伴って地中熱のヒートポンプが建設されますが、これに伴う機器のですね、検査に対する旅費でございます。

12役務費1万4,000円。火災保険料ですが、現在建設中でございますが庁舎の附属等の保険料でございます。

11ページ、2款2項1目税務総務費7の賃金19万3,000円。日々雇用者の出向分でございますが、これは土地台帳の加除に対するアルバイトの賃金でございます。

2賦課徴収費、補正額1,071万円。委託料。13委託料1,071万円。年金特別徴収システム改修委託となっておりますが、これはご案内のように年金の特別徴収に対するインターネットを介して利用するものでございます。これらの価格経費の源資につきましては地方交付税に算入されているものでございます。

12ページ、2款3項1戸籍住民基本台帳費5,000円。ここで需用費の7万円、印刷製本費ですが、これは戸籍の改ざんを防止するための用紙の購入費でございます。

2款総務費6項監査委員費1監査委員費、旅費4万2,000円ですが費用弁償。これは庁舎等のですね、備品監査がありまして、それに伴う増額でございます。

13ページ、3款1項1目社会福祉総務費372万円の補正でございます。1報酬9万6,000円、非常勤特別職報酬民生委員推薦会委員の報酬ですが、これは民生委員の退任に伴う補充のための委員の報酬でございます。

9旅費3万6,000円、費用弁償。同じく推薦委員会の費用弁償です。

12役務費8万8,000円。通信運搬費として、灯油助成の通知郵便代。

20の扶助費275万円。灯油購入費助成金275万円ですが、少し詳しく申し上げますと、これは昨年ですね、福祉灯油ということで住民のそれぞれ該当する方々に交付されたものでございますが、今年度も福祉灯油ということで該当する人に1所帯5,000円と、こういうことで町から給付する予定でございます。これにつきましては国あるいは県からの支援は、今年はないようでございますけれども、かような状態でございます。それで対象者につきましてはですね、高齢者、いわゆる70歳以上の所帯が430所帯、それから障害者所帯が43所帯、ひとり親所帯が36所帯、さらに生活保護所帯が41所帯、縮めて550所帯でございます。

2老人福祉費、補正額20万3,000円。19負担金補助及び交付金。これは老人保健の措置費の負担金でございますが、入所されている人の増に伴う負担でございます。

次に、14ページ、9高齢者コミュニティセンター管理費99万8,000円。需用費99万8,000円。燃料費ですが、これはコミュニティセンターの湯っこランドですが、原油の高騰に伴う分でございますして、12月から向こう3月までの見込みでございます。

15ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費、補正額93万円。8の報償費35万円。誕生祝金でございますが、これにつきましてはご案内のように誕生祝金として、第1子・第2子につきましては5万円、第3子につきましては10万円の支給をやってございますけれども、当初予算で50名の予算措置をしておりましたけれども今後予想されるのがもう6名と予想される見込みですが、予想されてございます。現在、11月26日現在で交付の状況は50名の予算のうち42名が交付されてございます。

次に、17ページ、6款1項2目林業振興費、補正額が1,148万6,000円。7の賃金の23万7,000円。作業員賃金でございますが、これは松くい虫の被害木の処理の賃金でございますして、1月から3月を予定されてございます。

8報償費32万8,000円。有害鳥獣駆除報償費。これは熊のですね、檻を設置しているわけですが、これの見回りに対する報償費でございます。

12役務費12万円。手数料。これはカラー複写機のカウンター料でございます。

19負担金補助及び交付金1,080万1,000円。これは先ほど歳入で申しあげましたように、一般分収林の造林者に対する交付金85%の分でございますが、立石自治会、それから横間事業会、これ個人でございますけれども2名の方がおりますが、この3件分でございます。

以下18ページ、19ページにつきましては人件費でございますので省略させていただきます。20ページも同様でございます。

21ページ、9款消防費1項消防費1目常備消防費…すいません、これも人件費ですので省略します。

2 非常備消防費45万8,000円。11需用費45万8,000円。消耗品費45万8,000円ですが、これは新しく消防団員になった団員の制服と、それから正副団長のですね、防寒着ですね、この分でございます。

5目防災無線施設費204万8,000円の補正ですが、13委託料204万8,000円。八森地域電波伝搬調査業務委託ですが、これにつきましては新庁舎が建設されることによって伝波処置の、役場庁舎の位置の変更に伴ってですね、八森地域の伝波の受信状況の調査業務でございます。あわせて八森地区の特に観海から岩館までのデジタル化に向けての調査も併せて行う予定でございます。

22ページからは10款の教育費でございますので教育委員会の方からご説明願いたいと思いますが、26ページを開いていただきたいと思います。26ページの13款諸支出金2項諸費1目国県支出金返納金259万2,000円。23償還金利子及び割引料359万2,000円ですが、これの内訳につきましては、1つ目は障害者の自立支援の給付等のですね、国庫負担金の精算によって返還金が生じたわけですが、これが351万5,000円。2つ目は、保育所の運営費のですね、過年度の返還金が7万7,000円。締めて359万2,000円でございます。

以下、積立金等につきましては省略します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長より教育関係費について説明願います。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方からは教育費についてご説明を申し上げます。

まず最初に、私は八森町助役当時、議員の皆様方に説明することはできるだけ詳しく説明するというご指導をいただいてまいりました。少し長過ぎるんじゃないかというご指摘もありましたけれども、わかっていただくためにはやはりこれも必要かなと思って

おります。今回96号におきまして説明不足を生じたものにつきましては深く反省しております。今後このようなことのないように十分に注意したいと思います。

それでは教育費、10款教育費1項教育総務費につきましてご説明申し上げます。

2目につきましては、先ほど副町長からお話しありましたように人件費でございますので省かせていただきます。

3目の教育助成費につきまして135万1,000円の計上をさせていただきました。8節、11節、12節、14節合わせての計上でございます。説明させていただきますと、小中連携の宿泊研修の費用として計上させていただいたものでございます。まず、統合を控えた八森地区の3校の児童の1泊研修ということで、2年生から5年生まで134名と付き添いする先生の3名を加えて137名の1泊研修と、もう一つにつきましては、峰浜中学校と峰浜地区の小学校、水沢小学校と埴川小学校合わせて先生の4名を加えて71名の宿泊研修と、八森地区の八森小学校、観海小学校、岩館小学校と八森中学校の生徒の67名に4名の先生を加えた71名の研修でございます。統合を控えた八森地区につきましてはスムーズな統合を目指して、これまで合同でさまざまな活動やら、また、スポ少の合同練習等を行ってまいりました。最後のまとめとして、ぜひ冬休み期間中に2年生から5年生まで宿泊研修をさせたいということで、保護者の希望等もありましたことから計画をさせていただいたものでございます。また、小学校6年生と中学校1年生の宿泊研修につきましては、小学校から中学校1年になった途端に学習や生活の変化になじめないで不登校や、また、いじめに向かってしまうという現象、いわゆる中1ギャップと言われているものがございます。特に小学校ではリーダーとして活躍された子供たちが中学校で居場所を失ってしまうというようなことがありますね、こうした現象を解消するために計画したものでございまして、提携を結んでおります秋田大学の医学部との様々やりとりを行いまして、臨床心理士の先生に来ていただいて講演やら、また、悩みを聞く、このような心のケアを含めた施策として計上させていただいたものでございます。

次に、2項の小学校費でございます。1目の学校管理費につきまして人件費でございます。

3目の埴川小学校費につきましては11万円の計上をさせていただきました。これは校庭の松くい虫の被害木の伐採の手数料として計上させていただいたものでございまして、歳入のところで副町長が申しあげました15款の県の…違いました、これは全く町費で行

うものでございます。間違いました。訂正いたします。被害木の伐採の手数料でございます。

4目の八森小学校費として20万8,000円を計上させていただきました。これは各学校には校務者の校務員が配置されておりますけれども、八森小学校につきましては校務者の校務員が配置しておりません。そのかわり年間200日ということで臨時雇用を配置しておりますが、ご存じのように閉校に伴う様々な事業、行事等がございまして、やはり支給が多くなりまして、その分として20万8,000円を計上させていただいたものでございます。

また、7目の学校建設費につきまして537万9,000円の補正でございます。これにつきましては、10目の役務費の30万円につきましては、先ほど副町長が申し上げました15款で教育費の県補助金としていただいたもので、統合小学校へ岩館小学校また八森小学校から備品を運搬するための費用として計上させていただいたものでございます。また、工事請負費として507万9,000円を計上させていただきました。これにつきましては、皆様のお手元に配付させていただいております統合小学校のカーテン、また、ブラインドの設置工事費等417万9,000円と、特別支援学級間仕切り設置工事の90万円を計上して、合わせて507万9,000円でございます。まず、特別支援学級の間仕切りにつきましては、就学指導委員会、また、保護者等の理解をいただいて急きょ新年度に新1年生として統合小学校に新しく入る子どもがおります。教室をつくらなかったものですから、オープンスペースの所を間仕切りして教室として使うということで計上させていただいたものでございます。また、7目の統合小学校カーテン、ブラインドにつきましては、さきの12月15日に教育民生常任委員会を開催した上でも説明をいただきましたが、色で分けておりますが、赤については縦型のブラインド、また、カーテン等々でございますが、委員の皆様方からは縦型のカーテンは壊れやすいのではないかと。むしろレースのカーテンの方が丈夫で長持ちするのではないかとというようなお話、または不用な所もあるのでないかと、日の当たらない所もあるのではないかとというお話もいただきました。計上した後でございましたので、学校側また設計業者とよく相談して、そちらの方に直すのであればこの金額が変わってくるということになります。よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、24ページでございます。4項の社会教育費の6目で八森文化交流施設の管理費、ファガスの管理費でございます。これについては8万円を計上させていただきました。

消耗品代であります。冬囲いの資材が古くなりまして腐食が激しいということで、単管、また、ネットの購入費として計上させていただいたものでございます。

次に、7目の秋田県自然体験活動センター管理費につきましては、あきた白神体験センターでございますが、1万円の計上につきましては人件費でございますが、あとは全体の予算は変わりません。補正はしておりませんが組み替えを行わせていただくということでございますので説明をいたします。3節の職員手当の時間外勤務手当39万4,000円につきましては、冬期間の特別授業のイベント従事者の時間外手当として計上させていただいたものでございます。また、7節の賃金につきましては実績見込みによる補正の減として71万4,000円を減じたものでございます。また、9節の旅費につきましては、冬期間を利用してまた来年度のセールス活動をしようということで職員を派遣するというので旅費を計上させていただいたものでございます。

また、25ページの消耗品費のうち10万9,000円につきましては、町民の方から譲与を受けた四輪駆動車を現在重宝して使っておりますが、タイヤの借り換えということで消耗品費として計上させてもらいました。また、12節の役務費、広告料につきましては、冬期間の自主事業のPR活動ということで、広告として自主事業の3回の広告料とかパンフの中身の変更等で計上させていただき、合わせての計上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、10款の教育費5項保健体育費の2目学校給食共同調理場運営費、給食センターでございますが56万9,000円の補正でございますが、燃料費高騰に伴うもので燃料費として39万7,000円、光熱水費として17万2,000円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 1つ目はですね、分収造林の一般分収林収入として交付金あるわけですが、先ほど副町長の説明でですね、歳入で3件と言いました。歳出で4件と言いませんでしたでしょうか。3件でいいですか。失礼しました。3件、じゃわかりました。

それで、近年にないですね結構高額な収入となりました。大変喜ばしいことではありますが、よく落札できたなど、こう私、感ずるところでありまして、その点、今回その要

因といいますか、ただ結果だと言えばそれまでですが、その辺の捉え方がありましたら説明していただきたいと思います。

それから、その上8ページになりますが生活バス路線等の維持、これ岩館線と言いましたが、峰浜の方も入っているんじゃないでしょうか。その点の確認をお願いいたします。

それからですね、ちょっと私、明日の一般質問でもって灯油の助成ということで質問する予定でございました。今日この補正に上がるということで質問させていただきますが、去年の12月に国の方の方針が固まりまして年明け、今年の1月に確か補正でこの件は助成したものだところっております。それで原油の高騰、世界的なそういう高騰の中での灯油が値上がりしたということで、それに対する助成なんだという位置づけであったわけでありまして、名前は福祉助成、灯油助成と今こう申しておりますけれども、その点からいけばですね、今ひとつちょっと考え方違うんでないのかな、ところ思うわけでありまして、近隣の市町村、市町をとらえますと、能代ではそれを理由に今年はやらないということでもございました。郡内3町では足並みを揃えたのかどうかわかりませんが、私は何もこれに対してですね、異議を唱えるわけではないんですが、ひとつ町長の考え方を述べていただきたいところと思います。福祉的要素ということを押えますと、私は町長の政策的判断としても私はできるところっておりますので、説明方お願いいたします。

その中身であります、生活、老人世帯あるいは障害者等々とありますが、去年で500万円の補正であって実質決算は違いますが、485世帯分の計上であったわけですが、先ほどの説明で550世帯ということの説明されております。老人世帯が多くなったのか、実質変わったからこうなったと思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 最初に分収造林の落札、この要件はということでありましてけれども、場所的には大持沢、これが2件。これは作業道の開設で間伐、皆伐等の作業がしやすくなったこと。また、ある業者なんです、北秋田市の方で冬期間、雪が多いために作業ができないということで、八峰の場合、雪が少なくて作業ができるということで札を入れたというふうなこともあったようでございます。あともう1件、滝の間実業会につきましてはちょうど真瀬線の両脇でございますので、これも落札したという形になっております。

(聞き取り不能の発言あり)

○産業振興課長(武田 武君) 滝の間実業会です。

(聞き取り不能の発言あり)

○産業振興課長(武田 武君) 立石自治会、それから滝の間実業会、あと個人の方が2名なんです、ちょっと分収造林の境界がわからなくて合同で入札して、その面積割合の按分で行っております。

(聞き取り不能の発言あり)

○産業振興課長(武田 武君) 横間は違います。

(聞き取り不能の発言あり)

○産業振興課長(武田 武君) はい、横間が違います。

以上です。

○8番(菊地 薫君) 横間って言ってあったの。どうも大変申しわけありませんでした。失礼しました。滝の間でした。立石、滝の間、それから個人という3件、はいどうも。

○議長(阿部栄悦君) 次に、須藤企画財政課長。

○企画財政課長(須藤徳雄君) 生活バス路線のご質問にお答えいたします。

最初にあります生活バス路線の方が岩館線であります。それから次のマイタウンバスの方の補助金が久保岱線というものであります。

ちなみにですね、岩館線につきましては、平成18年で3.1人の平均乗車密度でありました。それが19年に2.7人ということで3人を下回った。そのために県の補助金が2分の1から6分の1というふうに削減されましたが、今回は3.1人ということで若干また戻りまして2分の1の補助というふうになりました。復活いたしました。

それから久保岱線につきましては、これは何人になってもまず2分の1なんですけれども、18年が1.5人、19年が1.4人、20年が1.2人というふうに減少傾向にあるということでございます。

いずれ今回は合計で615万2,000円の補助金、それに対して2分の1県補助が307万6,000円ですので、一般財源が307万6,000円です。ただ、この一般財源のうち特別交付税が8割入ってきますので、実質的な純一般財源というものは61万5,000円で済むということでございます。

以上であります。

○議長(阿部栄悦君) 次に灯油については、佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 先ほど菊地議員の方で町長の考え方ということであつたんですけれども、私の方で予算計上したいきさつ等についてご説明申し上げたいと思います。

菊地議員もおっしゃったように昨年はですね原油価格の急激な高騰に伴って、いわゆる国民生活へ与える影響が非常に大きいということで、いわゆる緊急対策として国・県の補助があつてですね、低所得世帯1世帯当たり1万円を灯油の購入助成としたものです。石油価格はですね、その後、今年に入ってもですね異常な値上がりが続けたのはご承知のとおりです。現在は値下がり傾向にあるということですが、やはりまだ高値ついでということで町民生活に影響あるとそう考えております。それで町としてはですね冬場のこれから需要期を迎えるわけですが、昨年来のですね急激な灯油価格の値上がりによる影響を考慮し、またですね、近隣町である三種町、それから藤里町とも話し合いながら、低所得世帯へ1世帯当たり5,000円の灯油補助券を助成しようと、そういう考えで今回予算計上している次第です。

それからもう1点ですが、世帯の関係です。先ほど昨年は485世帯で今年は550世帯というようなことです。それで私もですね、これ担当の方から数字をもらって見たんですけれども、老人世帯の方が非常に増えているなど、そういうことです。ただこれについては大変申しわけない話になるんですが、まだ精査して、詳細まで精査ついでいうんですかね、対象、いわゆる非課税云々ということがありますけれども、それらについてこれから精査しながら交付事務に当たることになりますので、その点では給付対象の戸数というのはちょっと変化があるということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） 2点について質問したいと思います。

まず私も生活支援ということでこの灯油の問題ですね、これを聞こうと思っていたんですが、今、菊地議員からも質問されたもので、あまりだぶったことでもあれです。ちょっと角度を変えまして、今回5,000円ということで550世帯。しかし、これは私も菊地議員と同様、生活弱者に対する支援ということですからそれだけ八峰町は豊かな町なんだなど、そういう観点でまず賛成はしたいと思います。しかしながら、ここ近年になんだけ最近の灯油の価格は下がっております。もし課長の方でわかりましたら、ここ5年間ぐらいの価格の推移、これを聞いた上で判断したのかなとこう思っております。

それから、これだけ下がっておってもくれるっていうことは、来年は何が何でももうくると、そういう形になるのかなとこう私なりに判断するわけでありまして。ですから、もうそれだったら最初っから当初予算で組むべきとこう思いますが、その辺はどうなのか。あるいは郡内3町、何かの申し合わせがあってやむなくこういうふうにしたのかです、その辺のところも伺えたらと思います。

それから、もしどうしてもこれだけ灯油が下がっても生活支援しなければならないと、そうならば何も灯油でなくてもいいと思うんです。仮に2年後にはテレビも映らなくなります。これはこういう生活弱者であればあるほど、何たってテレビは朝から晩までもう絶対の必需品であります。ですから、まずテレビの領収書を持ってくれば1万円援助します。これは冬だけでなく1年いっぱいこれはかかることです。ですから一発でそれを補助するとか、そういう方法もまずあるんじゃないかなと。今年5,000円であれば、来年と再来年2年かけてテレビに関して1万円は補助しますとか、そんなような方法も取ることができるんじゃないかと思えます。ということで、この近年の灯油の相場の変動をもしわかりましたらお願いします。

それからコミュニティ何だか、高齢者、湯っこランドの方なんです、燃料費が99万8,000円上がっております。これは予算で164万円ですか、みてるんですが、これ盛んに高いときに予算組んでますので予算の見方に甘いところがあったのか、それとも去年の決算ですと190万円の燃料費になってます。ですから、これが160万円にまず100万円足されれば260万円に今年度なるわけですが、その辺の感覚です。それできたら教えてくださいたいと思います。

それからコミュニティセンターに関しては、よく八森地区に来ると樁台、あるいはあの辺で八森の一番いいバスですか、よく止まって老人を乗せているのを見かけるわけですが、これが確かここに送り迎えするバスだと思うんですが、これが仮に峰浜地区、私の店のあたりはカッチキ台あたりの方、よくグループで1週間に1回か10日に1回ぐらいハタハタ館に来ているようです。ハタハタ館はまず自動車利用はまず十分できますので、そういう観点で駅の近くの方は利用できるんですが、もしこれが福祉課長のいる畑谷、あるいは岩子方面、そういう所でも5人なり3人なり行きたいという申し出があれば、これ迎えに来て対応してくれるのか。もしそうであれば、その地域のまず峰浜地区の老人クラブとかそういうところにも契約して、こういう活用してもらえそうな働きかけも必要なんじゃないかと。これは何もこうなりますと八森地区だけの施設ではありません。

このように油も何も全部経費は八峰町負担になりますので、その辺のところもひとつお聞かせいただきます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の灯油助成の関係でお話をしたいと思います。

今年は9月の議会でこれをどうするんだという話をされまして、私もあのときは前向きに検討しますという答弁をしました。これは周辺の町村もそうですね、その時点での方向としてはかなり上がる傾向といいますか、そういう時点の話でしたので、今現在の価格を見ますと、これはやっぱり下がっていることは事実でございます。県内の状況をいろいろ見ましても、今回の12月補正に上げたのが11市町村、それから動向をさらに見きわめてからというところも10ばかりあります。あと、その他やらないところもあります。そういう状況の中ですけれども、実は3町でもいろいろ連携を取りながら3町で話をしたんですけれども、確かに今時点では下がっているけれども途中経過の中ではそれなりのやっぱり負担をしてきているし、ただ、去年は1万円という助成をしました。これは国半分、県が4分の1、町4分の1ということでやったわけなんですけれども、今年は国・県の助成が今のところは打ち出されておられませんし、それから動向からいって去年とは若干落ち着いてきている状況もございますので半分でもいいんじゃないかという、そういう捉え方をしました。そして灯油だけというと確かに木藤さんがおっしゃったようにですね、ちょっと範囲も狭まるんですけれども、いろんな関連する生活のですね状況等もかみ合わせて、今年の場合は実施しようじゃないかという結論に達しました。ただ、毎年やるのであれば当初予算に上げた方がいいんじゃないかという話も今、されましたけれども、私らもこの動向をちゃんと見きわめてですね、一定の基準的なものを定めないと毎年こういう結果になると思いますので、今年度はとりあえずこれでやって、来年度についてはもう少しそういった基準等を明らかにしながらの方向づけをしなきゃならないんじゃないかなと思っております。

それから、これと別枠で例えばテレビのデジタル化とか始まるんで、そういう補助についても考えたらどうかという話でしたけれども、これはまずこれと切り離しながら、この後またそういうものも可能なのかどうかですね少し相談をしてみないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど価格の料金の資料を求められましたけれども、これ、私、今手元にないんですけども、ただ毎月変わっていますので、かなり毎月の資料を出さないと、そのポイント

だけではちょっと判断できない要素もございますので、後で福祉保健課の方で、もし持っているとすれば後で皆さんの方におあげしたいなというふうに思っています。

後段の方は課長から答えていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それで先ほどの価格の件ですけれども、実は先ほどの質問で5年ぐらい前という話をいただきましたけれども、実は5年までは、はっきり言って調べておりません。それで参考なんですけれども、昨年から、要は、昨年は急激な値上がりをしたという前提といいますか、そういうことであつたと思います。ですから、1年はそう値動きがないのかなということで、19年4月から、それから20年の今日までです。町内のJAさんの方から灯油価格の推移についての資料はいただいております。それをちょっとご紹介しますと、1リットル当たりの宅配価格ですけれども、19年4月がですね53円でした。それが冬場を迎えた12月にはですね65円、それから2月・3月は78円ということです。これはその月によって、月内でも異同しますので、異同というか変動しますので月初めということでご理解願いたいと思います。その価格はですね7月以降も値上がりまして、9月に、いわゆる平成20年の9月には132円という、これがピークです。その後何ですか、原油相場の値下がりというんですか、そういう感じで下がってます。それで今年の12月の頭というんですかね、それは74円で宅配しているということで、単純に比較しますと去年の12月が65円でしたのでまず9円ぐらい高いというところ。それで油断と言え失礼ですけど、昨日一昨日ですか、私、ガソリンスタンドで油入れたとき、ガソリン入れたときですね、ちなみに灯油の宅配幾らですかということで聞いたら72円ということで若干また下がっているということで、ちょっと不透明な状況であるんですけれども、数値のですね、灯油価格の流れは今のような状態です。

それから湯っこランドの利用の件で、これは社会福祉協議会の方で事業というんですかね展開してやっているんですけれども、よく私の方にも八森地区の方はそういう感じで利用しているんですけども、峰浜地区の方はそういう利用がしてないということでお話は受けました。それで、じゃあどういふ原因なのかということで聞いたんですけれども、社会福祉協議会の方でもやっぱり歴史的にやっている経緯と、周知不足というよりは、どちらかというとも峰浜地区の方が休みとかそういうときゲートボールとかやっているのが多くて、なかなか呼びかけしても何というんですかね、まとまってくれないというようなニュアンスの話もありましたので、そういうものかなということで感じたわけで

す。今後については今日のことも踏まえてですね、もう一度社協さんともお話ししてみたいと思います。

以上です。

すみません。それから湯っこランドの燃料の補正の件ですけれども、実は当初予算の段階では単価が82円でした。それで夏場のずっと使用実績量をですね単純に金額で割りますと、1リットル当たり111円ちょっとでした。結局、湯っこランドは夏場もですね風呂を沸かす関係で灯油を使います。そういう関係で予算を何というんですか、少なくなってしまったということで、今後のことを考えると補正をしておかないと間に合わない、ということで補正しています。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほどの生活路線バスのことなんですけども、我々議員の中でもこれは見直すべきじゃないかというような話し合いを何度もされてきました。また、一般質問でも乗合タクシーのこととかそういうのも出てました。それで、これ協議会ってはあるんですよね。この間ちょっと北羽だったか何かで見ましたらば、田村一さんが会長で、どっかに視察に行ってその内容がちょっと書かれてあったんですけども、ここの場合は、乗合タクシーは難しいんじゃないかな、あとは何々と書いてましたけども、その中身、どのような協議会がこれに対して考えを持っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから今、ハタハタがもうそろそろ最盛期を過ぎてきたんですけども、以前に八中でしたか、去年はハタハタの網を買って外して体験させておりましたけれども、今年もそれをやられていたのか。それとも費用が高くてやめたのか。わかればその費用はどのぐらいかかったのかということをお願いいたします。

それから、この間、八中で西武デパートの前で地場産の宣伝を兼ねながら大変あれ見ていいなところを思ひまして、八森のために一生懸命やってるなど。そしてまた今回、八峰の宣伝のCMを見ますと、あれが主体になっておりまして、残念ながら賞に漏れたんですが、いいことじゃないかなということが、審査員が言っておりました。

そこで八森の中学校だけが単独でやるんじゃなくて、やっぱり八峰町でありますので、これからはやっぱり今後の見通しでいけば将来は統合という問題も出てくるでしょうから、やっぱり峰浜中学校、八森中学校とかそれぞれ同じ町の中でありますので、お互い

にそういうようないいことであればやっていってもらいたいと思いますが、教育長としてはどう考えているのかということですね。

それからもう一つ、学校建設費のことでお伺いしますが、先ほど手数料で岩館小学校の備品を運ぶのが30万円だという説明でございましたが、この間テレビで見ますと、大仙市で学校の備品を、アコーディオンを300円とかロッカー10円とか、そういうのでみんな町民にやっておりました。ああこれいいことだなと。多分、岩館小学校からでも備品運んできてもいっぱい余るのがまだあると思います。それから八森小学校でもたくさん使えるものがあると思うので、八峰町としては町民の方にこういうものがあるからいらぬかというようなことはこれからしていくのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） はじめに、バス路線の関係についてお答えをいたします。

先ほどご説明したとおり、我が町のバス路線については非常に乗車密度が低いということから様々な、また課題もございます。庁舎が移転するという課題もございますので、ということで今年度、八峰町公共交通会議というものを立ち上げておまして、会長が副町長、田村一さんは副会長という形で会議を進めております。中身といたしましては、現在の公共交通のこのバス路線についてどうしていったらいいのか、それからまたいろいろな課題について、新たなバス路線、新たな交通体系というものはどうなのかということをお話し合っているわけでありまして、国交省の関係者、それから県の関係者、それから地域住民の利用者代表、自治会の代表なども含めながら話し合いをしております。

その中で、まず現在あるバス路線については啓蒙活動というかそういうものを行ったことがないじゃないかということから、この前、広報にも載せましたけれども、まず使っていただくという話の一つ。それからもう一つは、デマンド型のタクシーやらバスというのがありますので、そこら辺は町がどうなのかという話し合いもしています。ただ、デマンド型の交通になりますと、実は八峰町のアンケート結果からもほとんど町内を回るんじゃなくて、ほとんどの方が能代市への通勤、それから通院、買い物に使われるということから、それを使う場合には能代市まで行けないと、行くこともできるんですが、その場合は能代市の方の交通会議が立ち上がりましてけれども、そちらの了承も得なければならないということ。それから、ほかの例でいきますと、安価なこういう交通のものを隣の市の方に乗り入れますと、そちらの方の例えばタクシー会社の方で困

るとかそういうクレームもあるので、そこ注意しなさいとかありますので、今そこあたりについても話し合いをしております。

それから隣、能代市が中心になりまして今担当者で、三種町、八峰町、それから藤里町の職員も含めながら地域全体のやっぱり交通を考えないと、それぞれのまちで考えてもやっぱり今は乗り入れが能代市ですので、ということもありまして、そちらの方の今話し合いもしております。いずれ新聞ではバス路線について書いて、それからデマンド型については否定しているような書き方をしておりますけども、そちら方も今後も検討していくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 次に、齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 2番目の第1点目の八中がハタハタの体験事業をしているかということですが、結論的に現在はやってません。私が確か平成12年から3年間、県のドリームアップ事業というのがありまして、県の教育委員会で各全県の小中に補助した経緯があります。その時、単年度で3カ年継続してドリームアップ事業を八中が受託した経緯がありまして、その一環としてハタハタ時期にハタハタの網を購入しましてハタハタを採って外す体験をしております。その網が今どうなっているかはちょっと、今後確認したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 2番目と3番目について私の方からご説明申し上げます。

八中が西武のアゴラ広場の前で地場産品を販売したというのはテレビでも大きく取り上げていただきまして、非常に子供たちも喜んだし、貴重な経験をしたという報告を受けました。

なお、この計画を策定する前に校長会では、やはり中学校は峰浜と八中と一緒にやるべきだという話を伺いましたけれども、ちょっと時期尚早ということで、今後はそういうことも考えていくというふうにしております。

ただ、峰浜中学校と八森中学校は芸術鑑賞や可能な限りは今のところも合同でその活動をしているということをまず加えさせていただきます。

また、次の点につきましては、30万円につきましては私ちょっと寸足らずでありましたけれども、移動と、それから不用の備品の処分と、使いものにならないものの処分も含めての30万円ということでございますので、訂正してお詫び申し上げます。

また、この前、テレビにも入っておりましたけれども、大仙市で不用な備品等につい

て販売したということではありますが、私どもも各学校でどうしても必要なものについては利活用しますけれども、使用に耐えるものということであれば今後ともそういうことをぜひ考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先ほど来、話されております灯油の助成についてなんですが、それこそ町長、先ほど申し述べたように3町の首長の懇談の中で今年も実施するということが今回の議案が提出されたものと思います。八竜さんは既に議決しております。藤里さんも今日あたり議決されるのかなと思いますけれども、それこそ先ほど来言っているように、その時と今だいぶ、灯油の価格の値段が違ってきているわけですね。それで石油元売り各社では、盛り上がってきている時、1週間ごとに価格の見直しをするということであります。下がってきている時点では廃止するという話は聞いていませんので、おそらく元売り各社では1週間ごとに市価価格を設定するんだろうと思います。今、国際価格で言えばもう1バレル40ドルを割るか割らないかという寸前であります。それこそ今後下がるということはあっても上がるということは、ここしばらくはないのかなと思います。そういう中であってですね、灯油のこの助成を行うというのは如何なものかなと、こういう気がいたします。昨年行われた助成も現金支給であったような感じがしますので、現金支給されれば灯油の買うのじゃなくて食料費の方にも回った、回した方もおるんじゃないかなと思います。そうなればいっそのことですね、生活支援費とかいう名目で支給された方がすっきりしていいのではないかなと私はこう思うわけですが、その点について町長の考えを伺います。

それから学校のカーテン等、ブラインドの件なんですけれども、一昨日、委員会で説明を受けまして、先ほど教育長のお話ではその指摘も考慮に入れて任せてくれるなら教育委員会の方で再検討すると、こういうようなご説明でございました。それはそれで結構なんですけれども、委員会で指摘されたですね印刷室、それからトイレ、これはもう本当に必要ないと思うわけですよ。委員会的时候も執行側の方で、いや、これはやっぱり必要ないと、こういう話されてましたのでね、こここのところはもうはっきりと今日ですね、この部分はもういらんだというお話をいただければと思います。カーテンにするかブラインドに、縦型にするかは委員会の方で十分検討されてご判断されて結構だと思いますけれども、どうかこの部分だけについては必要ないということを明確にしていきたいと思います。

それから24ページのですね、体験交流センターの日々雇用の賃金71万4,000円、これ減額になってるわけですけども、体験交流センターの入館利用者数が大分、皆さんのご努力のおかげでだいぶ増えてるわけですね。そういう中であって日々雇用者の賃金を減額にしたというのはどういう理由からなのか、その説明もお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の灯油の関係ですけれども、ご指摘の点もわかります。まず、これは毎年継続というよりも単年度、単年度の考え方で整理をしていきますので、次年度以降についてはまた別な角度で考えることになると思いますけれども、今年度、年度を踏襲しながら、しかも金額的には半分という格好でやっています。確かに札に色ついているわけではありませんので、どの部分に使ったかまでは私らも把握はしておりませんが、まずその有効に使われたというふうに判断をしておりますので、まず今年度はこれで実施をしながら、次年度以降についてはその状況を見ながら、今おっしゃったような意義付けにするのか、そういうものはまた次年度考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 次に教育関係については、伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 柴田議員のご質問にお答えします。

教育民生委員会、協議会のごときにご指摘受けました印刷室、それからトイレの一部分の北側の窓につきましては、これ実施でここの数量を除いて発注したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 3番目の柴田議員のご質問にお答えいたします。

当初予算は618万8,000円で計上させていただきました。残額が今のところ241万4,000円でございます、これから特別なことのない限り今後の予想額は170万円あれば間に合うということで71万4,000円を計上させていただいたものでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 全体的なところなんですけれども、時間外、職員の時間外手当が30万円ほど計上されているわけですけども、これから職員の削減計画もあるし、やはり同等の市町村との平準化という意味でも、今現在でこのような大きなやっばり補正が出てくるというのは、今後の考え方としてね、果たして職員を削減することができるのかですね。やはり課同士の横のそれこそ連絡を取りながら、やっばり繁忙期にはお互いの

職員の配置転換とか一時配置をグローバルに考えながら、やはり時間外手当を削減するような方向をやはり考えていいのではないかと思うんですけども、その辺の考え方をお示し願えればありがたいです。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、時間外の問題をめぐってですね、この後の人員削減なればなるほど逆に時間外が増えていくのではないかというご指摘だと思いますけども、まず人員の削減については5分の1方式、これです、ここ10年は計画を立てていますので、まずこれに向かっては頑張っていきます。それより若干進んだ形で今やっていますけども、ただ、こういう中ですね、確かにご指摘のとおり繁忙期にですね、異動しながら忙しいところへとかと言いますが、なかなかそうまた単純に平準化はできない要素がございます。そういうご意見もですね、我々も受け止めなきゃならないわけですけども、機動的にそう簡単にやれるかどうかですね、その仕事の中身も把握しないとそう簡単には動かせないので検討課題にさせていただきます。

それから時間外についても、年度当初でできるだけ削減する方向で当初予算を組んでいますので、部署によってかなりきつい場面もありますし、それから例えば福祉関係のようにですね、年度途中でいろいろ相談事ですね、いっぱい重なりましてにっちもさっちもいなくなる、当初予想されないような動きの課もあります。職員に対しては、ただ漫然としてですね時間をやるということについては、課長等を通してそういう指導はしておりますので、必要やむを得ずというふうなことで、来年度以降またお互いに仕事の中身をですね十分見きわめながら、できるだけ現状の人員の中で最大限効率を上げて仕事ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） すいません、ありがとうございます。いろいろ時間外が重なるとやっぱりいろんなストレスとか精神的な問題も発生してくると思っておりますので、ことさら今ね、そういう問題が非常に取り上げられておりますので、やはり当初の段階でやはりもうちょっと考えてもらって、難しいと言われれば難しい、簡単と言われれば簡単にできるかもしれないので、もう一度、当初で考えていただければありがたいです。答弁はいいです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問はありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） くどいようですが灯油の件で一言申し上げたいと思ひます。

私、この予算見たときにどういう名目を出すのかなど。今回の補正は何のための補正なのか。昨年度は原油高騰という、まさに大義名分がありました。ただ現在、先ほど課長から価格のことを話されましたが、おそらくもう現時点では当初、当初というか去年の価格をもう下回っているのは間違いないです。さらに上がる見通しもないはずです。ですので、今回、昨年度と同じような形態で灯油代を支援するのは、私は、住民が許さないというふうに考えてきました。先ほど町長が申し上げたように生活が大変なので応援したいというのであれば、これは全く名目を変えて、やはり全住民に出すわけでないで、ある特定の住民に支援するわけですから、その他の方々の理解を得られるような大義名分、ちゃんと明記してやらないと来年からずるずるになってしまうと思います。厳しいのは住民みな大変な厳しい、特に経済的な、経済的に厳しい中で今、年の瀬を迎えています。1円でも1,000円でもみんなお金が欲しいのは間違いないはずです。ちゃんと名目を通し、来年以降のことも考えながら今回の予算執行にあたってほしいというふうに思います。答弁はいりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず11ページの徴税費ですけれども、1目日々雇用が19万3,000円入ってますけれども、これ期間どのくらいと時給の単価、何人なのか教えてもらいたいと思います。

それとですね21ページ、防災無線費5目ですけれども樺、中浜、茂浦地区って言われたと思うんですけども、デジタル化に合わせの電波障害を調べることだと思うんですが、ラジオ、防災上、ラジオ、AM、FMが非常に入りにくいんですが、そういうのも兼ね合わせて電波障害を調査するのか、どのように具体的に調査されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

教育費に入るんですけれども、3目の教育助成宿泊訓練ですけれども、この小中学校の子供たちには自己負担はないのでしょうか。それと宿泊をやる場合、保険証の提出、子供たちに保険証を持ってくるようにとか、そういうふうなことがあるのか。現に資格証明書を発行されている子供たちもいますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それと柴田議員の方からもカーテンのことで話があったんですけれども、教育長は直すのであれば変更したいというふうなことを言われました。ランチルームのことなんかも委員会の中で大変論議になりましたので、この辺のことも兼ね合わせて最低限必要な

ものだけ行う、こういう子供たちに4メートルの長さの縦型のブラインドが必要なのかどうか、この辺をじっくり検討していただきたいと思います。

それから白神体験センターのことが載っていますので、ついでにちょっとお聞きしたいんですけども、私も機会があって1泊することができましたが、利用してみますと朝食をする場合、隣のハタハタ館との差が非常に目立ちます。何か食べてるのがみじめになるくらい、ハタハタ館の方では宿泊している人たちが大変優雅にゆったりした気分で食事をとって、こっちの方は間仕切りが向こうの方から見えるものですから、そういう何か差別感というか、皆さんに、利用してる皆さんに言われましたので、その辺のところの検討もお願いしたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまの見上議員のご質問の1番目の点についてお答えいたします。

11ページにある日々雇用者の賃金についてでありますけども、期間は約1カ間半ほどです。時給は5,200円。人数は1名です。内容は、土地台帳の加除です。国土調査等によっていろいろな登記が発生しますので、それらの内容を土地台帳に写すという、そういう内容です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて防災無線については、嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 防災無線の電波調査の関係ですけども、最初に何かFM、AMの話がありましたけども、ラジオの電波の方とはまず関係ございません。防災無線の電波がですね、現状、八森の方はアナログ放送になっていますね。この八森地区の方もその地区別にさらにまた室外の方にアンテナが有る家と無いところと、特に観海地区はアンテナはございません。それで今、八森庁舎の方から防災無線は流してます、八森地区については。これは先ほど副町長説明のとおり新庁舎の方に移すとですね、発射の出力をちょっとアップするんですけども、それでもアナログの場合、ちょっとこう障害が予想されるということで、この機会に将来のことを見越してデジタルでやる場合、これでどこか支障あるところがないかと、そういうことで八森地区全域のデジタル化に向けての下地をつくりたいということでございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて宿泊訓練、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは宿泊体験の関連で自己負担があるのかということにつきましてお答えいたします。

教育民生委員協議会のときもお話ししましたが、統合に伴うものについては今回限りでございますので全額負担ということにしました。また、小学校6年生と中学校1年生につきましても、私ども大学側と様々な方々と相談して、結果がこういう県内でもおそらく初めてだという小学校6年生と中学校1年生の宿泊体験センターを試み、よければ来年度も進めていきたいと、以降も続けていきたいということで、急に出てきた関係で、今さら子供の保護者の方から負担していただくというのはどうかなということで、今回に限っては町で負担するというようにしておりますが、来年度以降につきましましては当初から計画をしまして、校長会の方にも理解をいただきましたので毎月集金をして積み立てして、一部食事程度については保護者の方から負担していただくということにしているところでございます。

また、保険証の提出等々、様々な子供さんがおりますので、この宿泊については必ず養護教諭がその状態を、連携を取りながら養護教諭も必ず宿泊するというようにしております。嗜好品も違います。体の弱い子供さんもおります。そういうことについては十分に配慮しながら、なお、19日に行う校長会でもそのことを、十分に話をして子供たちに安心を与えるような、そして喜びを与えるような宿泊体験をさせたいと思っております。

また、カーテンにつきましましては先ほど柴田議員の方からも質問もありましたし、伊勢学校教育課長もお答えしました。不用なことについては削ります。

また、ランチルームについては学校側ともやはりよく相談して、カーテンにするか、また、ブラインドも高さを縮めるか、ここのところは十分に検討してまいりたいと思っております。

また、体験センターの、宿泊して一般のお客様と体験センターに泊まった方と分かれて食事をした場合に少し見劣りがするということについては、この間仕切りをどうするかということにつきましては、ハタハタ館とも十分に検討して、これからの検討課題にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問はありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） ごめんなさい、13ページのね、2目老人福祉費なんですけれども、その負担金ですね20万3,000円が出ていますが、これについての説明をお願いします。

それともう1点は、17ページの林業振興費の報償費、有害鳥獣駆除報償費、これ熊見

回りの報償分だとの説明でしたが、それではよろしかったでしょうか。そうしますとですね、今年もやっぱり何回か熊出た、熊出たという情報が出まして、人的な被害がなかったことが幸いだと思います。大体この熊のこの見回りというのは何人態勢で、どういう班編成というのかな、仕組みで見回りしているのでしょうか。そして今年は、捕獲はあったのでしょうか。それと毎年、毎年同じことなんですが、熊出たという情報なんですが、実際には増えてきているのでしょうか、ということをお尋ねします。

○議長（阿部栄悦君） 老人福祉費については、佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 老人保護措置費負担金についてご説明申し上げます。

この老人保護措置費ですけれども、施設が能代の松籟荘と老人ホームやまもとなんですけれども、当初では松籟荘3名、それからやまもとに4名、計7名ということで予算化してあったんですけれども、現在、松籟荘は2名、それから養護やまもとの方には5名に今後もう1名入所予定です。全部で、当初は7人、現時点では8名ということです。それで入所とか、あるいは退所とか、いわゆる出たり入ったりというんですか、そういう関係もありまして、現時点での実績を見込んで3月までは人が変わらなくて同じ状態であればこうでしょうと、そういう感じで措置費を計上させてもらってます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、武田産業課長。

○産業振興課長（武田 武君） 熊の有害駆除についてご説明いたします。

熊の出没の情報がある段階で、これを統括する秋田県の森づくり推進課、こちらの方から捕獲関係の許可を得ます。この段階で熊の有害駆除に対しては1つの班の態勢が5人というふうに、以上ということで定められておりますので、1人2人では出動できないような形になっております。

それから熊の個体については全県に1,000頭は出たということで、この11月まで熊の人的被害のない場合は熊の捕獲を控えようということでしたが、今年に入って1,070頭くらいの個体というふうな数になっておりまして、70頭は有害駆除で捕獲できるというふうな形になっております。

八峰において今年はまだ捕獲の実績はございません。逆に追い払いというふうな面が強かったというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 2時27分 休 憩

.....
午後 2時36分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

日程第11、議案第100号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第100号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

平成20年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,795万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、基金の積み立て、それから保険税の還付についての補正でございます。

明細書の5ページをお願いします。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金、補正額が4,000円です。1節の利子及び配当金4,000円ということで、説明欄のとおり国民健康保険事業基金収入の利

子の追加であります。

10款の繰越金1項繰越金2目その他繰越金72万3,000円の補正ですけれども、これは、その他繰越金ということで前年度の繰越金72万3,000円を計上しております。

次のページをお願いします、6ページ。

歳出ですけれども、9款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金ということで、25節積立金5,000円。基金利子の積立金でございます。

それから10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金、補正額が66万9,000円です。23節償還金利子及び割引料66万9,000円ということで、これは一般被保険者保険税の還付金ですけれども、いわゆる過年度分にさかのぼって被保険者の資格を喪失した場合、これが発生するものですけれども、現在、予算額より歳出確定が多くてですね、予備費からの流用で対応しています。このため、今後も歳出還付の発生が見込まれることもあって補正をお願いしているものです。実績では33件、133万6,100円の還付ということであります。

それから4目一般被保険者還付加算金5万3,000円、23節の償還金利子及び割引料5万3,000円、これはですね先ほどの保険税の還付に伴って発生する加算金の補正でございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第101号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第3

号)を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

- 建設課長(辻 正英君) 議案第101号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,048万8,000円とするものであります。

この補正予算は、簡易水道基金利子15万5,000円を簡易水道基金積立金に、また、今後予想される横間排水池等の施設修繕や漏水修理の修繕のため、修繕費として250万円を追加補正するものであります。

5ページの方の事項別明細書をご覧くださいませよう願ひいたします。

最初に歳入ですけども、3款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金で15万5,000円を増額します。また、5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で250万円を増額とします。

次のページをご覧くださいませよう願ひいたします。

歳出につきましてです。1款1項1目一般管理費25節積立金で簡易水道基金積立金として15万5,000円を追加します。また、1款2項1目八森地区施設管理費11節需用費、修繕費へ250万円を追加するものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださるようよろしく願ひいたします。

- 議長(阿部栄悦君) これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり

可決されました。

日程第13、議案第102号、平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第102号、平成20年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

平成20年度八峰町の八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億717万5,000円とするものです。

今回の補正につきましては、主なものとして診療所に係る修繕費、それから心電計の購入のためのものです。

それでは5ページの事項別明細の方でご説明申し上げます。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額85万6,000円です。1節前年度繰越金85万6,000円。これは歳出に充てるための財源を、前年度繰越金をもって充てるものです。

次のページをお願いします、6ページ。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、補正額が29万9,000円。職員手当が3万4,000円の減、それから4の共済費が10万6,000円の増となっております。11の需用費22万7,000円、修繕費として22万7,000円ですけれども、これは診療所にですね、消防用施設の点検がありまして、その結果、改善を求められたものです。内容としては、自動火災報知機設備、あるいは誘導灯のですね、バッテリーが、いわゆる停電時等のバッテリーがもうだめですよということですので、それ全部で18カ所部分を交換するものです。

それから2款医業費1項医業費1目医業費です。補正額が55万7,000円。18節備品購入費55万7,000円ですけれども、心電計として55万7,000円。現在、これは平成5年からの心電図なんですけれども、心電計が故障というんですか、もうコードと本体の接続部分が壊れて新しい部品がないというようなことで新しく購入すると、そういう内容のものです。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありません

か。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 7ページの医業費の心電図のことについて伺います。

私たちに比較検討するものが何にもありませんので、この心電図、心電計55万7,000円、これはどのような性能、性能からすれば普通の病院で買ってるような心電図ということになるのでしょうか、それとも特別、性能がいいとか、その辺の何かわかりましたら心電図に関して教えて、これから安心して病院にかかったら、そこにかかったらいいのかなのか、やはり別の病院かということもありますので、その辺わかりましたらお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えしたいと思います。

ただおっしゃった心電計の性能云々ということになりますと、いわゆるここいら辺で言うと組合病院さんのような大病院で使うものではないと思っています。それで、いわゆる診療所に合った、お医者さんが自分の医療行為をやる上で最低限必要なものと、そういうものの心電計と解釈しております。ただ、性能的なもの云々となりますと、大変恐縮なんですけれども私そこまでちょっとこう把握といいますか、理解しておりません。ただ、この機械購入にあたってはですね、いわゆるこういう医療機器を取り扱っている県内の業者というんですが、が2社程度あるそうです。そこから見積もりをもらって、できるだけ安価に、性能はもちろんですけれども、できるだけ安価にということで各社2社から見積もりをもらって、その上でお医者さんの方からこれがいいと、そういうことを判断した金額を計上していますので、その点ご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今、課長の説明の中でお医者さんが毎日使うような器具だということで、補正予算に上げるのはどうかなと、いうふうに直感しました。毎日使うものだったら患者さんのために私は専決処分してもいいんじゃないかなと。おそらくこれは今議決して購入するまで何日間は不自由をしたり、お客さんに不便をかけているんだろうというふうに判断しましたが、その辺は専決しようと思わなかったのか、課長お伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 実は予備費の方にもお金はあったんですけれども、ただ、お金、金額的に55万7,000円というんですか、高額なものですから、やっぱり議会の皆

さんに一度何というんですかね予算計上した方がいいのかなと、そういう判断です。

なお、実際これにつきましてはですね壊れた後ですね、実は先ほどメーカー2社あると言いましたけれども、そこからの最初、あるメーカーからお借りして、無償でお借りして使用しています。その後、そのメーカーさんがいわゆるほかの方に使うんでということで、また次の方のものを今借りてですね、無償で借りて利用しているということです。この予算が通れば速やかに予算執行させていただきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

鈴木議員、一彦君。

○10番（鈴木一彦君） 議長いいですか。

○議長（阿部栄悦君） いいですよ、今、鈴木一彦君と言いました。

○10番（鈴木一彦君） 次の議案については私個人の案件でありますので、退席をしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいま10番鈴木一彦君から退席の申し出がありましたので、これを許可します。

（10番 鈴木一彦君 退席）

○議長（阿部栄悦君） 会議を続けます。

日程第14、議案第103号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第103号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意についてを説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所 八峰町峰浜目名淵字岩子138番地

氏名 鈴木一彦（昭和28年3月3日生）

提案理由でございますけども、八峰町沢目財産区管理委員の鈴木一彦氏が平成20年12月19日に任期満了となることから、その後任として関係地区に推薦を求めたところ、鈴木一彦氏の推薦があったものであります。

ご提案申し上げております鈴木一彦氏は、皆様もよくご存じのとおり財産区管理会の運営や基本原則等を承知し、委員として十二分に任務を果たされる方であり、適任と考えられますので選任にご同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は同意することに決定しました。

鈴木議員の退席を解き、出席を許可いたします。

（10番 鈴木一彦君 出席）

○議長（阿部栄悦君） これで本日の日程は終了しました。

次回本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時58分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成20年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成20年12月18日（木曜日）

議事日程第2号

平成20年12月18日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福司和明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷 敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 一般質問を行う前に、今日の一般質問の会議の進め方についてお願いをいたします。

8人の質問ですので、最終、今日の終わる時間、何時を**目処**に行おうとしておられるのか。時間に大変制限があると思いますので、制限時間、**目処**が立たないようでしたら翌日に回すとか、その辺の協議をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 開会前に14番議員さんから質問のことについて前もって届け出がありましたので許可いたしました。**このこと**に関しましては、**議会運営等に関する調整事項一覧表**ということで、**これ**基本的に皆さんにお渡ししておりますが、これに沿って進めてまいりたいと思います。今お話しありました時間の配分であります。本日は今のところ開会してみないとこれ分からないところもありますが、大体午後3時から4時ごろまでには終わるだろうと思っております。しかし、内容によっては5時までできますし、**それでも**終わらないという場合は延長をするか、今、見上さんが言われたようにもしくは翌日に開くか、いずれかになると思いますが、そうなればなったように皆さんにお諮りをいたしまして会議を進めてまいりたいと思います。

いずれにせよ、皆さん個々の議員の意向を十分尊重いたしまして会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

一般質問は順番に発言を許します。9番福司憲友君。はい、9番議員。

○9番（福司憲友君） まず、おはようございます。今日は岩館小学校の6年生の生徒の皆さん、おはようございます。どうも御苦労さまでございます。

それでは、私の方から2点について一般質問をいたします。

まず第1点であります。若者に出会いの場を積極的にということ、結婚を希望しているが会う機会がなく結婚できないでいる若者もいると思います。出会いや出会いの場が少ないとすれば非常に残念に思います。町では、男女の交流や出会いの場の提供など、現在どのように関わりをしておられるのか。過去には、峰浜では農業委員会で結婚相談員を委嘱したこともありました。このことは八峰町の将来にとっても大変に大事なことだと考えます。町に担当係を置いて時代に合った出会いの場の提供を積極的に進めていくと思いますが、町ではどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

第2点目でございます。しいたけ農家に水道料金の軽減をということで、今年はいしいたけ農家にとっても燃料の高騰により大きな影響を与えております。水道料金が、石川の水道を利用しているしいたけハウスは、1年に4万2,000円から3,000円ぐらいなのに、ほかでは平均1棟当たり月平均で3万2,000円から3,000円、年間だと39万円ぐらいかかっておるようであります。あまりにも差があり、不公平ではないのか、何らかの軽減措置をするべきと思いますが、町ではどのように考えておりますか。

この2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。また、岩館小学校の皆さん大変御苦労さんでした。

それでは、福司憲友議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、若者に出会いの場を積極的に、についてありますが、国立社会保障・人口問題研究所の発表によりますと、秋田県は出生数が一貫して減少しており、県人口が2020年には100万人を切ると予想しており、本町においても2020年には7,300人程度まで減少する推計結果となっております。

議員がお話しのとおり、旧峰浜村では農業後継者の配偶者確保を積極的に推進することを目的に、平成元年度に峰浜村農業後継者対策報奨金支給要領を制定し、村在住の農業後継者等に配偶者を紹介して結婚を成立させた人に5万円の報奨金を支給してまいりました。

平成元年度から平成8年度まで、この制度により結婚が成立したのは31組で、31名の紹介者に合計155万円の報奨金を支給しております。平成9年度以降は実績がなく、平成16年度限りで制度は廃止となっております。

また、平成2年度に峰浜村農業後継者結婚相談所を設置し、結婚相談員48名を各地区に委嘱し、結婚に関する情報収集・相談等、花嫁・花婿の縁結び運動を展開しましたが、これも平成9年度以降、相談実績がないことから、平成16年度末で廃止しております。旧八森町においては、この種の制度や相談所設置の実績はございませんが、過去には能代山本郡の農業委員会を中心に企画された若者の出会いの場への参加を進めてまいりましたが、参加者の減少とともに残念ながらこれもなくなった経緯がございます。

町としましては、少子化対策の一環として晩婚化・未婚化傾向を重要視し、その対策を模索しておりますが、効果的な手段を創設できずに苦慮しております。

秋田県町村会では、このような状況を県内市町村の共通課題と捉え、秋田県に対し、平成21年度秋田県予算及び施策に関する重点要望事項の一つとして、「本県が直面する少子化対策の一環として、県主導による県内全域をカバーする男女出会いの場をマネジメントする公的組織を立ち上げ、積極的な活動を展開すること」を提案・要望しております。

本町といたしましても、個々の町村が取り組んでも効果があらわれにくい課題であると捉え、県主導による結婚を希望する男女の出会いの場をマネジメントする公的団体の設立を強く要望してまいりたいと考えております。

なお、担当係の設置については、今後の状況により判断してまいりたいと考えております。

次に、しいたけ農家に水道料金の**軽減**についてであります。まず今年の石油高騰は、国民生活全般に大きな影響を与えてきました。その中で、農業者や漁業者も大変御苦労されたことは事実であり、しいたけ**農家も打撃**を受けてきたことはそのとおりであります。しかし影響は全業種に及ぶことから、国の緊急対策を含め特定業種への直接補助は難しく、省エネ対策の支援など実施してきたところであります。

さて、しいたけ農家が使用する水道の件であります。議員もご承知のとおり、石川地区の水道は地域独自で実施してきたところであります。

しいたけ農家が使用する水道の件であります。石川地区の水道は石川地区上下水道維持管理組合を設けて運営しておりますので、町の簡易水道とは料金体系が異なること

から、単純に料金比較することは適当でないと考えます。

今後、水道施設の更新等の時点で当該地区の意向を把握しながら、町の水道設備との整合性を図ることができるか見きわめてまいりたいと思います。

また、しいたけ農家への水道料金を軽減は、確かに町の主要産業の一つでありますので実施したい気持ちはやまやまでありますが、自前で地下水を汲み上げハウス栽培しているところとのバランスや、水道が特別会計という独自の会計で運営され、安定した水道事業経営が要求されていること、さらには町内にはいろいろな産業があり、それぞれ町の水道を利用して事業展開している企業もありますので、一業種への支援は困難であります。

町では、合併後の水道料金の統一や水道設備の整備を含めた水道事業の将来計画を策定しながら、安定供給と健全な経営ができるよう適正な水道料金に努めていきたいと考えていますので、今後ともさらに町簡易水道へのご協力とご利用をお願いする次第であります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、再質問はありますか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今、町長から答弁をいただきました。今、答弁を聞いてなるほどなと頷いているところでございます。

ちょっと私の文章も短いもんですから、全般的に把握できない面もあると思います。私はですね、今、出会いの場を若者にとということで、実は私、今回ですね、仁賀保で交歓会がありました。その時にたまたま、誰も行く人がいなくてですね、農機具の招待で仁賀保へ行ってきたんです。バスでしたけども、帰り、能代で会費制で反省会をしたわけであります。議長が気をきかせて私に乾杯ということでやったんですけども、私終わった後ですね、一杯飲んでおったら、八森のですね、若い人方から、「あんだ、議員だべ」というふうな話になりまして、俺も嫁さんがいないし、あの人もいないと。3人、あの人もあの人もと言うもんですから、おおと思ったんですが、何とか町にですね、そういう関係のですね、部署を設けてもらえないかというふうな、その人方の要望もあつたんです。私はですね、これ町でやれとは、そういう気持ちはないんです。しかしですね、これは大変まず、道路とか建物とかを造るのはちょっと違う考えでないですね、これは誰もが手つけないですよ、はっきり言って。私は担当の係を置けというのはですね、ひとつこのことについてですね、どうだかということ徹底してまずひとつ調査し

たりですね、前向きに考えてみたらどうかと。これは町単独では効果がないと町長が話しておりましたけれども、いいじゃないですか。八峰町でどうしたらこういうものを育てていくか、第三者でもいいし、この町にね、そういう情報提供するところ、そしてそういう人方に、結婚したい人方にね、少しでも後押しして情報を流してくれる、私はそういうものですね、町に1カ所ぐらいあってもいいんじゃないですか。そして、その中で各地区に、昔はね、世話好きな方々がいて、良い嫁さんいるとか、そして今まで結婚してきたわけですよ。しかし今はそういう人がいなくなったんです、はっきり言って。確かにプライバシーとかですね個人情報とかという方もおります。それはそれとしてね、何とかしてほしいという方もおるっていうことをね、やっぱり町としてね、私方議員もそうだけれども、北羽新聞で人口のね推計出ますと、また人口減ってるなど、誰しもがそう感じてると思うんですよ。だから私はですね、今回まず私もちょっと本を見たりしてちょっとあれなんです、最近の傾向としてですね、男の人方は経済的な面で結婚してもやってけないんじゃないかという、そういう方もおります。そしてまた、今までも1人できたもの、趣味を生かしてそのままいると。また女性は、もう2、3年といううちにですね、ある程度の年になってしまった、そういう傾向にあるようでございます。したがって、みんな親御さんも大変心配なわけでありまして、このことを私は町長にですね、ほかの町村はどうでもいい、後でやってもいいから、八峰町にね、将来をかけてね、このことは大事ですよ。今、国でもね子育てとか学校、そして出産とかには相当の予算も今盛っておるようでございましたけれども、私は町としてね、もう一步踏み込んで、その前のこの結婚にもっと力を入れていくべきだと私は考えます。そういうことで町長からですね、まずひとつ手をかけてもらいたい。考えるじゃなくて、担当の係をひとつ置いて1年でもいいんじゃないですか。これは私はね非常にそういう意味で町長にもう少し前向きにひとつ真剣に考えてもらいたいなというふうに思います。

それからもう一つ、水の問題ですけども、町長もいろんなしいたけのいろんな会議に出てですね、農家の、しいたけ農家の状況はよく分かります。私、しいたけ農家、極端にしいたけ農家だけやってまいりましたけれども、全般に多く水を使う関係の人を代表してしいたけ農家というふうにやっておるんですが、今、しいたけ農家も一般の企業もですね大変な時期であります。特に、しいたけは、しいたけ事業始まってから十六、七年になると思うんです。ちょうど今過渡期であります。そんなにしいたけ農家も今経営の方もですね、いいわけじゃない。今、しいたけ農家の中でも今50棟と言っております。

すけれども、1億目標に頑張っております。しかし、ちょうどしいたけのハウスの借金が終わって、これからまたやったらいいかな、やめたらいいかなというのが今ここ二、三年だと思えます。私は少しでもですね、ここでやっぱり今10億円産業に育ちつつあるこのしいたけ、また、いろんな大口の支援、少しでも支援する気持ちがないのか。私は、私もそうですが、皆さんも本当に水は大事でございます。同じ権利があります、はっきり言って。だからむやみにしいたけ農家に何十万も軽減しろというんじゃないです。ただ、町長がです、ね物を育てるためには少しでも支援してやるという気持ちがあるのかどうか。ここが大事でございますので、町長どうですか。私は少しでもいいんです。町長が育てなきゃならない、少しでもやらなければならないというその気持ちですね、これから今水道料金改正でも水道の、今ですね水道も上がっております。それはこれからの課題ですけれども、そういう面で生かされていくだろうと思えますので、再度、町長の決意といいますか、熱意をひとつご答弁願いたいと思えます。どうか。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 非常に大事な点でございます。

1点目の男女出会いの場の関係なんですけども、実際、八峰町全体の20代ですね今の状況を調べてみましたら、20代560人いるうち、男性の未婚者が246、それから女性が176、それから30代は全部で828人おりますけども、男性の未婚者が206人、女性が129人。それから40代ですけども1,052人おりますけども、男が181人、女性が16人と、こういう数字は出されております。したがって、20代も20から29と幅が広いわけでございますので、今の晩婚化からいくとかなりそういう数字的にはですね、そういうふうな結果になるのかなと思えますけども、いずれにしても非常に結婚しない傾向というのが多くなっています。この原因は様々あると思うんですけども、その中の1つとして確かに男女が出会う場が少ないという、そういう問題もあると思えます。私あの、先ほどの中で話したのは実際ですね茨城の例なんですけども、ここで18年の6月に茨城県が音頭を取って茨城出会いサポートセンターというのを立ち上げて、実際行動を起こしています。この結果ですね、今年の10月末現在までで203組成立をしたという情報が出されています。秋田県の受け入れに対して、そういうものを踏まえながら、各町村にはかなり苦慮している、広域的ないろんな情報交換、あるいは出会いの場をですね、数多く設けていくという、そういう願いで市町村会でも今回県の方に統一的な要望ということで出したわけでございます。

これはこれとして、町としての考え方ということで今話しされましたので、絶対、先ほど数字的なものは把握しましたけれども、どこにですね、そういった原因があって、さらにどういうものを求めているのかという、そういう**推計など**については、まだ私の方でも不十分な点はあろうかなと思います。ただ、昔みたいにですね嫁さん、婿さんを**世話する**仲人的な、そういう人もですね、これはなかなか前とは違ってできない状況です。それからまた、議員もおっしゃったようにいろいろなプライバシー的なものもありましてですね、昔とはかなりいろんな状況が違っております。そういう状況もありますけれども、我々も大事な課題の一つではございますので、今指摘されたように町でちゃんとした係を設けながらもう少し突っ込んでいくという話でしたので、新年度に向けて少し我々も考えてみたいというふうに思っています。

それから、しいたけ農家の関係なんですけれども、その前に水道の料金の関係については後ほどの質問にも出されていますけれども、いずれ新町になっての水道料金の統一を図らなければならない**時期です**。非常に両町村の違いがございまして、統一するための案づくりに非常に苦慮しておりますけれども、それとこれからの水道設備の更新の関係やら、将来的な経営見通しなども立てながら料金体系を決めていかなきゃなりません。今の八峰町の給水条例によりますと、料金体系も一般から営業用とかいろいろ5種類ぐらいに分かれていますけれども、今度ですね新しい料金体系を決める際に例えばそういう営業関係についての扱いをある程度考慮していくのか、そういう料金などの体系の決め方がですね必要だと思いますので、そういった点について来年度以降、我々も具体案をつくることになっていますので、そういう中で今の話もですね参考にさせながら頑張っていきたいと思っています。いずれ議員がおっしゃるように、しいたけはこの能代山本の農畜産物の生産実績の約半分がこのしいたけであるという重みは私も分かっておりますし、それからこの後、いろんな形で今年も5棟増等しましたけれども、今の米偏重の時代から切り替えて**いくのは**非常に大事な産業の一つだと思っていますので、そういう面でどういう支援策があるのか、水道料金だけでいいのか、あるいはまた別な角度からのそういう支援というものが考えられないのか、そういった点についてももう少し我々としても考えてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、さらに質問はありますか。9番。

○9番（福司憲友君） 町長から前向きに検討するということではございますので、これで一般質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長（阿部栄悦君） これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。はい、5番。

○5番（佐藤克實君） おはようございます。岩館小学校の皆さん、おはようございます。

2年半ぶりの一般質問ということでいささか緊張しておりますけれども、4点について一般質問したいと思います。

まずはじめに、役場庁舎の跡地利用について伺います。

いよいよ来年の4月をもって新庁舎が完成するわけでありまして、現在の現庁舎、本庁舎は非常に老朽化が進んでおりまして、近い将来には解体せざるを得ない状況になっております。旧役場庁舎跡地も現庁舎跡地も今後の利活用についてどう考えているのか伺いたしたいと思います。

また、もう1年以上になる峰浜庁舎跡地は急がれると思うんですけども、周辺地域の活性化を含めた施策があれば、その内容とその時期に、実施時期について伺いたしたいと思います。

次に、事業の地域差について伺いたしたいと思います。

合併来、どう見てもハタハタ館の改修や統合小学校の建築はじめ八森地区の事業が目立っている中、今回の国の緊急経済対策も八森地区の事業となります。追い打ちをかけるようにポンポコ山の施設の工程等があるわけでありまして、バランス的に格差が拭いきれない実態があるわけです。合併時の建設計画があるものの、感情論としても不満がくすぶっているのが現状であります。今後、格差の解消を含め、考え方、方向性を示してほしいと思います。町長の21年の予算にあたっては、地域の均衡ある発展を願った予算にしたいという報告がございましたけども、かといってまた、無理にバランスを取るために無理した事業をやることではないと思いますので、それぞれの地域の特性、良さを生かした事業の導入を知恵を絞っていただきたいと思います。

3つ目に、農林水産物処理加工施設の景況についてお伺いしたいと思います。

塩の生産はフル稼働で出荷状況は良好と耳にしておりますが、人件費など生産量とのコスト面が実際のところどうなっているのか伺いたしたいと思います。

また、もろみを利用した食品の開発など試作の過程なのか、はたまた、市場に出せる商品が完成しつつあるのか。施設と加工業者、八峰白神自然食品株式会社との関係について、取り組みについて報告できる範囲で状況をお願いしたいと思います。

また、もろみと塩のコラボレーションが経営の安定化になると思いますが、町の明暗

を分ける礎ともいえるこの事業に、町として加工施設への今後の関わりについて姿勢を伺いたいと思います。

最後、4点目でありますけれども、不況対策について伺いたいと思います。

サブプライムローンから始まり、そして9月のリーマンショック以来、世界の景気は急転直下しているわけでありまして。国では、そのために定額給付金の施策に合わせて施策を行っているわけでありましてけれども、それに合わせて町としても追加策として地域振興消費拡大のため、例えば新型インフルエンザ対策として食料品備蓄に限った地域振興券の発行など給付を考えられないか聞きたいと思います。

また、現在、マル優のマル櫛の資金に関してでありますけれども、現在は最高額700万円ということになっておりまして、結局、7年間の返済でありますので月々の元金が100万円となるわけですが、非常に年の返済が非常に負担になってきているような状況であります。それに対して、返済期間の延長、そしてまた融資枠金額の拡大、あわせて利息の補助率のアップをお願いしたいと思います。百年に一度とも言われる未曾有の経済危機を乗り切る何かしらの手立てをお願いしたいと思います。

以上、4点についてお伺いしますので、ご答弁の方、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、役場庁舎の跡地利用についてであります。峰浜庁舎跡地や八森庁舎の今後の利活用につきましては、昨年度、副町長を座長とした遊休施設再利用計画庁内会議を設置し、一般から応募のあったアイデアなども参考に、昨年12月に遊休施設再利用計画を策定しており、峰浜庁舎跡地は住宅地として分譲する。八森庁舎についても、解体後、宅地として分譲するとしております。

本計画の内容については、今年2月14日の議会全員協議会において説明し、議会側からの意見もお伺いした次第であります。

本計画については、今年度においても庁内会議を1回開催しており、遊休施設のその後の状況や新年度事業として着手できるものがないかなどについて協議をいたしました。

その際、庁舎跡地を宅地として販売する場合は、環境整備に多額の事業費を要することから、業者に宅地開発を条件に一括して販売したらどうかなどの見直し案も出しましたが、混迷する国内外の経済情勢や地域経済の低迷、さらには急激な税収の減少など、

本町を取り巻く環境が不透明かつ厳しい状況にあること、また、合併後、懸案となっていたハタハタ館改修事業や八森地区統合小学校建設事業など大型事業の実施に加え、峰浜庁舎の火災焼失により峰浜地区防災行政無線整備事業や新庁舎建設事業を前倒しで実施している状況などから、遊休施設の再利用事業をすぐに実施できるような財政事情にはないと考えています。

このことから、遊休施設の利活用や売却等についての具体的な実施時期は設定せず、長期的な視点で臨機応変に対応していきたいと考えております。

なお、峰浜庁舎跡地周辺の活性化策があるかとの質問であります。現時点では具体的な検討は行っておりません。

次に、事業の地域差についてであります。合併以来、八森地区への事業が目立っているのご指摘であります。合併時の建設計画の際に説明したと思っております。合併後10年間の建設計画における両町村の事業費の比較では、一般会計では八森地区が多く、下水道など特別会計で峰浜地区が多い。総額では若干八森地区が多いという結果でありました。

また、事業内容では、ハタハタ館改修や統合小学校建設など、いわゆる箱物が八森地区に多く、農業関連事業や町道・林道事業、防災行政無線整備など基盤整備的な事業が峰浜地区に多いという特徴があり、八森地区へ事業が偏っているとの見方を助長しているのではないかと考えております。

合併後、八森地区への投資額が多くなっているのも事実であります。合併前から懸案であった事業がここ数年に集中したものであり、長期的にはバランスの取れた事業執行になるものと確信しております。

峰浜地区の皆様には格差ではないかと心配されている方もおられるかもしれませんが、新年度予算編成の基本方針として「町域の均衡ある発展と町民福祉の向上」を示したとおりであり、今後も旧町村単位でのみ、まちづくりを考えることなく、八峰町全体という視点に立った町政運営を心がけてまいり所存でありますので、よろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、農林水産物処理加工施設の景況についてのご質問にお答えします。

加工施設を運営している八峰白神自然食品株式会社は、県総合食品研究所及び町との共同研究で製塩と塩もろみの実証試験を行ってまいりましたが、天然塩に関しましては適度なミネラルを含む後味のまろやかな天然塩に仕上がりに、当町に新たな特産品が誕生

したものと思っております。

8月から町内の産直施設等で販売を開始いたしました。マスコミの報道や愛用者の口コミで評判が広がり、また、町内外からまとまった数の注文をいただいたことから天然塩の販売は順調で、さらに豆腐製造のにがりやパンやうどん製造等の濃縮海水の試作品も好評でありますので、これまでの試作試験の段階から来月には二交代制による本格的な製造体制にシフトいたします。

これにより、年間生産計画の6トンの生産を達成するとともに、人件費などの製造コストの削減を図り、製塩事業の売り上げで施設全体の光熱水費と従業員全員の人件費を賄うことができるものと考えております。

白神塩もろみに関しましては、麴づくりと白神乳酸菌の培養などを経て、6月に最初の試作品毎の製造を行い、その後、この試作品の発酵状況等のデータをもとに配合量などを調整しながら最終的な製造方法を確立しております。特許出願に向けては、もろみを気温30度で保管し、その変質等について調査し、塩分濃度3.2%以上のもろみは60日間は変質しないことを実証しております。

このように、白神塩もろみにつきましては試作段階を終え、秋田県、八峰町及び八峰白神自然食品株式会社が製造方法等について特許出願いたしました。現在、秋田県が保有する白神の乳酸菌と塩もろみの特許権の使用について許諾申請を提出しておりますので、県の承認を得てから本格的な製造と販売ができるものと思っております。

この塩もろみにつきましては、試作段階から町内外の企業等に提供し、商品開発をお願いしているところではありますが、食品の賞味期限を大幅に延伸できることから既存商品の改良に即応できるものと思っており、今後、商品個別に実証試験を進めてまいります。

また、マスコミでの報道後、県総合食品研究所をはじめ県食彩推進チーム、県商工会連合会などから様々な分野の食品加工業者の情報が寄せられておりますので、産・学・官の連携のもとに県内食品産業の振興にも寄与できるものと考えております。

町といたしましても、地域の産業振興の拠点施設として農林水産物処理加工施設を整備いたしましたので、この施設の効果が最大限に引き出されるように今後とも天然塩、白神塩もろみなどの利活用や商品開発に積極的に関わってまいらなければならないものと考えております。

次に、不況対策についてのご質問にお答えいたします。

国では、厳しい経済情勢に鑑み、家計の緊急支援を第一の目的として、全世帯に総額2兆円の定額給付金を実施する方針であります。その運用にあたっては所得制限問題が浮上するなど、いまだに様々な議論が行われているところであります。

この所得制限に関しましては、それぞれの自治体の判断に委ねられることとなりますが、年度末の繁忙期にこの定額給付金の事務が重なりますと、給付金配付という煩雑な事務作業の体制をどのようにすべきか苦慮しているところであります。

平成11年度の地域振興券における事務作業を省みますと、支給対象が高齢者と子供に限定されておりましたが、地域振興券の発行から代金引き換えまで膨大な事務量となっており、今次の定額給付金に合わせて町単独の地域振興券の発行につきましては、その財源、支給対象者、支給額及び支給方法など様々な問題を短期間に整理しなければならず、ご提言の地域振興券事業は難しいものと考えております。しかし、地域商業の振興も大切な施策でありますので、今後、白神八峰商工会などと地域商品券などの発行を検討してまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興資金「マル~~機~~」についてであります。町村合併前は旧八森町が貸付限度額700万円、旧峰浜村が500万円でありましたが、合併協議で、八峰町では貸付限度額を700万円、償還期間を7年以内とし、利子補給金は約定支払利息の2分の1、利子補給利息の上限を2%に定めております。

これらを含め全体的な融資事業の利用状況であります。平成19年10月末の借り入れ件数は148件、債務残高は9億円であったものが、平成20年においては利用件数が163件、債務残高が11億1,000万円と前年対比で23%増加しており、昨年から今年にかけての石油製品の高騰などが、~~企業~~経営を圧迫したことが原因ではないかと考えております。

中小企業の支援策は、国内外の深刻な経済不況により、国・県においても事業の前倒しや融資条件の緩和などが講じられるようではありますが、町といたしましても中小企業振興資金の融資条件を新年度から、貸付限度額を1,000万円以内に、償還期限を10年以内に改正し、中小企業の支援を充実させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、再質問はありますか。はい、5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 1番の役場庁舎の跡地利用関係ですけれども、非常にお金がかかるということでこの先いつになるか分からないというようなお話もありましたけれども、やはり定住対策としても非常に大事だし、このところの~~不況~~を乗り越りためには、やは

りいろいろな業者のからみがある、やはり**宅地分譲にされる**ということでありましたので、**的を得た事業か**と思いますけども、なるべく早くですね実施して**くだされば本当に**ありがたいと思いますし、やはり役場周辺の活性化も、やはり住宅が建ち並ぶことによっておのずとある程度解消されていくのかなと思いますので、厳しい時代でありますので、どうかですね、それを早めに実施していきただきたいと思います。

3番目の**農林水産物処理施設**の件ですけども、やはり町の産業として本当に期待される産業でありますので、**答弁にありましたように**ですね、もっともっと関わりをもってですね、本当に八峰町の一大産業になれるように**ご努力を、今後とも**ぜひしてほしいと思います。

4番目の不況対策なんですけども、ありがたいご答弁で融資枠が1,000万円、そして返済も10年間ということでお話いただきまして本当にありがとうございました。できることであれば、今年はうるう年でありますので、2月の29日という日がありました。それは4年に1回あるわけですけども、**2月の29日**っていうのは読み方を変えれば**不服の年**とも言いますので、この**不服**の年、4年に1回という**不服**の年でありますけれども、今回のやっぱり不況はですね、やはり麻生総理大臣も言ってましたように3年くらいはかかるだろうという話をしております。これまでもやはり経済の波っていうのが4年に1回くらいの**減速**で来てあったという話も聞きますので、できることであればやはり県の**セーフティネット**にもあるように、2年間据え置き、元金据え置きですね、できたらそこまで踏み込んでいただきたいと思いますし、新年度を待たないでなるべく早い時期に実行されてくれば、この年度末、非常に助かる方も出てくるのではないかと思いますので、早めの対応をしてもらいたいと思います。

あと、さっき新型インフルエンザの話も出ました。食品の備蓄の話も出ましたけれども、やはりサイクル的に今年が、**伝染病**が流行する年になっているようでありまして、今のところ新型インフルエンザの話は出てこないわけではありますけれども、アメリカとかはインフルエンザの抗体を全国民の分を準備していると。日本は4分の1の3,000万人分しか準備してないと。非常に日本は**割り切った**というか、非常に**危機感が薄れて**いると言われております。万が一流行した場合、6週間あるいは8週間とも言われておりますので、その間のやはり多少なりの備蓄というのは当然考えられるわけでありまして、消費の需要拡大を兼ねた、それゆえがための目的の商品券を、**いささか**今年、また来年というふうな形を出していけないかという内容のものでありますので、その辺

に關してもう一度ご答弁願えればありがたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

宅地の分譲ですね、なるべく早くということ、我々もですね、できる事業は早く手をつけたいとは思っていますけども、これ今やる場合、全くの単独事業になりますので、今の財政状況を見ながらですね適切な時期にやらないと、やみくもにただ今金を出せばいいという状況ではないと思います。

それから21年度で過疎債も、過疎法も一旦止められまして、新しい過疎法ができるのかできないのか、これもまだはっきりしませんけども、11月に県の方から過疎法の制定に向けた行動を起こしたんですけれども、ただ従来と違ってハード部門だけでなくソフト的なこともですね、加えながらの、今の時代に合った形に変えていくという方向だけは出されているようです。それから私の方の町からもお願いしましたけども、こういった今少子化に伴う学校の統廃合の問題であるとか、あるいはまた市町村合併に伴っての施設の問題であるとか、公の施設が結構空いているところがございます。ところが、さっき申し上げたようにこれに手をつけていく場合は全くの独自事業でやらなきゃならないという、そういう隘路がありますので、そういう今の現状からして、もし新しい過疎法になった場合はそういう事業もですね、対象として扱えるようにという要望もしてまいりたいところがございますので、この後のそういう経過なども見守りながら、できるだけ早めにですね、張っていきたいというふうに思っています。

それから、加工施設の関係については一生懸命頑張っていけということなので、まずこれを起爆剤しながら、これは確かに今の新しい商品開発、それから既存の商品の保存という立場からいっても非常に有力な素材でございますので、我々も全力を挙げて八峰町からこれを売り出すようにしたいというふうに思っております。

それから、不況対策の関係で1,000万円10年の関係は、評価をしていただきましたけども、さらに2年据え置きという話もございました。ただ、これこの制度そのものはですね銀行とタイアップしておりまして、そちらの方の金融機関側の方で果たしてこれが認められるかどうかという問題もございますので、この後まず機会あればですね、ちょっとそこら辺についても聞いてみたいなと思っています。

それから、確かに緊急的なことで今すぐ実施ということになればいいわけですけども、いろいろ銀行側の扱いとか、それから条例改正の問題とかいろいろ手続き上の問題もご

ございますので、そういった問題をクリアにしながら新年度からスタートしたいと思っておりますので、何とぞご理解を願いたいと思っております。

それから、新型インフルエンザの問題も出されましたけども、備蓄はですね新型インフルエンザに限らず災害に備えた備蓄も我々はしていかなきゃならないわけで、その新型インフルエンザが発症するとかかなりのですね、大変な状態になるということは危機感を我々も持っているんですけども、ただ今、県の段階でようやくですね、この対策会議的なものが立ち上がりまして、これが町の方にもだんだんおろされていきます。我々もまだ十分新型インフルエンザの中身について熟知してない面もございますので、できるだけ早くですね、これまず中身を知ることが大事ですし、それからまた対策、計画などを立てながら、町民にこの対策について知らせていくということが非常に大きな任務だと思いますから、こちらの方をまず優先させていくことが大事な課題だと思っています。

振興券でその備蓄のものを買えるようにとかという話もございましたけれども、当面ですね今言った新型インフルエンザに対する対策をちゃんとしないと町民の方でもですね、いたずらにただ備蓄の話だけではですね、これは通っていかない話ですので、もうちょっとそこら辺は後の段階になると思います。

ただ振興券については、ちょっと今の段階ではですね、先ほど申し上げたとおりで事務的な関係からいっても非常に今困難性があると。今、定額給付金、どういうふうな形になりますか、まだ最終的な中身までおりてきてませんけども、これも年度末に重なると大変な作業になりますので、ワンステップ置いていただきたいと思っております。

ただ、商工会の方ではですね、来年度に向けて地域商品券等の事業を考えていきたいという話もございますので、そういった中身についてはいろいろとご相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、ほかに質問はございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 今、再答弁をいただいたわけですけども、とにかくまめに検討して早めの実施をお願いして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これで5番議員の一般質問を終わります。

5分間休憩して、11時より再開したいと思います。休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時 4分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

11番議員の一般質問を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） それでは、通告に従って3点についてご質問をさせていただきます。

質問に入る前に、私は監査を務めさせていただいております。監査というのは執行側の立場に立った役職でありますので、一般質問を是正したらどうかという声が私の耳にも届いております。そこで自分なりに監査必携や自治法などを調べてみました。そのほかに県の町村課や全国の監査協議会の事務局の方にも問い合わせをしてみました。そうしたところ、法的な縛りはないというお答えをいただきましたので、これからも頑張っ
て一般質問をさせていただきたいと思いをします。

それではまずはじめに、合併に伴う事務事業の未調整項目の数や、その後の進展状況についてお尋ねいたします。

合併に向け各部会ごとに取りまとめが行われましたが、その時に調整できなくて新町に先送りされたもの、例えば水道料金や下水道料金、また、新町で検討することになっている町民憲章、総務省方式で作成し公表するとしておりますバランスシート、さらに新町で再契約し支払うとしている消防施設の土地の借り上げ料、このことにつきましては再三、私、担当課の方に不公平ではないかということで、申し上げてまいりましたけれども、9月議会で町長が支払いしますというお答えをいただきました。しかし、今回の12月補正に載っておりませんでした。この支払いは来年度になるのか、再来年度なのか、時期について明確なお答えをいただきたいと思いをします。

また、これも一昨年の私の所属する委員会で申し上げたと思いをしますが、蝦夷倉地区と磯村地区の保護者の意見を聞いて通学区域の規則を見直すという事項がございます。いまだに磯村地区、蝦夷倉地区の保護者の方から、こういう意見を聞く機会を設けたということが私の耳に届いておりません。これらのほかに、いまだに実施されてない項目がどれぐらいあるのか、これらの未調整項目について各課で話し合いが行われているのか。もし行われているのであれば、その結果についてご報告お願いいたしたいと思いをします。

次に、教育長にお伺いいたします。任期も3年目に入り、最近では教育長職もすっかり板についた感じを受けております。日頃の職務にもある程度余裕を持って取り組めるようになったのではないのでしょうか。

そこで教育長にお尋ねいたします。中央教育審議会義務教育特別部会において、教育委員会制度を国の責任で義務設置とするか、各自治体に委ねる任意設置とするかの審議がなされておるようであります。安倍内閣のときに盛んに議論になりましたけれども、義務教育費の国庫負担金が地方交付税として交付されると任意設置となるのは必然であります。全国知事会では地方交付税とするよう求めているようであります。義務設置がよいのか、はたまた任意設置がよいのか、私見で結構ですので教育長のお考えを伺います。

また、今後、町の教育委員会制度はどうあるべきなのかお伺いいたします。それについて反論したり意見を述べるということはいたしませんので、どうぞよろしくご答弁いただきたいと思えます。

次に、学校評価についてお伺いいたします。

平成19年6月、学校教育法が一部改正されまして、学校みずからが教育活動や運営状況について評価を行い、保護者や地域の方々に情報を積極的に提供することが規定されました。町の各学校だよりが私たち教育民生委員には届きますが、今回の法改正に従えば、もっと多くの方々にこの学校だよりが届けられなければならないのではないのでしょうか。

また、同年10月には施行規則が改正されまして、学校が自己評価や学校関係者評価を実施し公表すること、その結果を設置者へ報告することが規定されました。これらについて各学校の取り組み状況がどうなっておるのか、ご報告をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田田正高議員のご質問にお答えいたします。

合併時の事務事業の調整で、「新町において検討する」とした項目は約70ありますが、そのほとんどは今日までの事業展開の中で調整を終え実施済みとなっております。ごみの収集のようにこれまで検討し、新しく事業化したものもありますが、新町になってから再検討した結果、現時点で取り組む必要がなくなったもの、項目自体が不必要であったものもあります。また、今年度、関係者に周知し、来年度から実施する方向のもの、21年度実施に向けて準備しているものなど様々な対応がされております。

事務事業の調整は日常業務の中で進めてきましたので、全ての項目についてそれぞれの方向性は出しているものの、いまだ実施されていないものが議員ご指摘の項目になり

ますので、個々の進捗状況についてご報告いたします。

総務課の関係では、消防施設の使用賃貸料と町民憲章であります。消防関係については先の行政協力員会議に相談し、新年度からの対応としたところであります。町民憲章については、今少し新町の町民意識の高揚や時間の積み重ねをした上に立って町の記念事業に合わせて実施するのが通例であり、例えば町政施行5周年記念などで対応したいと思っております。

次に、企画財政課関係ではバランスシートの作成と公表ですが、国で進める新しい公会計の整備に合わせて新年度に実施したいと考えております。

建設課関係では、水道料金と下水道料金の体系化が課題であります。水道料金は水道使用料と水道メーター使用料からなっており、水道メーター使用料は合併時に統一しましたが、水道使用料はそのままとなっております。今後、水道事業の統合や施設や管路の老朽化、石綿管の入れ替えなどの改修計画も見込まれることから、水道事業の財政見通しを十分検討して料金の統一を検討してまいります。

また、下水道料金についても八森地区の従量制、峰浜地区の人員制と異なっております。今後、町全体の下水道事業が平成23年度の埴地区農業集落排水事業で完成となることから、下水道事業の財政見通しを十分検討し、料金の統一に向けたと考えております。

次に、教育委員会関係では小・中学校の通学区域、特に蝦夷倉と磯村地区の学区の再編については、これまで統合小学校に向けた準備で具体的な調査はしておりませんが、早い時期に関係地区の住民や保護者の意向を十分把握しながら対処してまいりたいと考えております。

あとの2つについては、教育長から答弁いたさせます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から2点につきまして柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず教育委員会制度につきまして、義務設置がよいか任意設置がよいかとのご質問に対しまして私の考えを申し上げたいと思います。

戦後間もなく1948年、今から61年前に教育委員会制度が発足されましたことは、議員もご承知のことと存じます。この教育委員会の制度とは、戦前・戦中において軍部とか財閥によります教育支配の体制、あるいは明治以来の中央集権的な教育体制を排除して、

教育の地方自治、教育の地方分権を実現するためにアメリカの制度を模範としてできた制度であると認識しております。

この教育委員会法の第1条には、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行う為に、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」と書いてありまして、教育の地方自治の理念がはっきりと明記されておりました。恐らく戦後の混乱期真最中に、当時の教育関係者にとりましては、この法律に書いてある教育委員会の制度というものは、教育の地方自治、教育の地方分権のシンボルとして期待に胸がふくらみ、輝かしいものであったと思います。

ところが、その8年後の1956年、この教育委員会法は改められまして、今日の地方教育行政の組織および運営に関する法律、略して「地教行法」という法律に取って代わりました。これまで段階的に見直しが行われてきたというものの、この法律の改正によりまして、前の法律でうたわれておりました教育の地方自治の理念が大きく後退する一方で、中央集権的な色彩は再び強まってしまっていて現在に至っていると私は思っております。

現在、地方分権改革が進行する中で教育委員会がその機能を十分に果たしきれていないとの指摘等がございまして、教育委員会制度の是非を問う論議が高まり、教育委員会制度の見直しや任意設置について政府の地方分権改革会議の意見でも指摘されまして、平成16年3月、地方分権時代における教育委員会のあり方についての中教審の諮問を受けて、中教審教育制度分科会地方教育行政部会において審議が行われ、平成17年1月、部会のまとめが出されております。

そこでは、形骸化や実効性のなさといった現行の教育委員会制度の問題点の起因として、全国一律の制度の硬直性、議論の不足、教育委員会と地域住民の接触の不足等々が挙げられております。

このまとめを受けて、義務教育のあり方について専門的な調査審議を行うため、委員に地方6団体の代表者として全国知事会、全国市長会及び全国町村会の代表者3名の委員を含めた中央教育審議会義務教育特別部会が設置され、平成17年10月26日に中央審議会の答申として「新しい時代の義務教育を創造する」が出されました。「今後の教育委員会制度のあり方については、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持しつつ、それぞれの自治体の実情に合わせた行政が執行できるよう制度をできるだけ弾力化するとともに、教育委員会の機能の強化、首長と教育委員会の連携の強化や、教育委員会の役割の明確化のための改善を図ることが適当である」としたものであ

ります。

しかし、答申素案が出された10月12日、地方6団体の代表委員は、**部会において**主張してきた内容が全く取り入れられることなく、**現状の国庫負担制度の堅持を是認**ということになったことに不満をあらわし、「現在、政府が進めている国から地方への改革の最大の柱は「三位一体の改革」の実現であり、義務教育国庫負担金の税源移譲は改革の重要部分である」との緊急声明が出されたことも私どもの耳新しいところであります。

平成18年12月15日成立、同22日公布・施行された教育基本法の改正を受け、平成19年3月10日、中教審の答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」の答申を受けて、様々な論議を醸し出した教育委員会制度に関する法律の改正を含めたいわゆる教育三法案が同年6月20日に成立し、27日に公布されたものであります。

さて、前置きが大変長くなりましたが、私は1つとして、個人の精神的価値形成を目指す教育では、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。いわゆる首長の属する党派の影響力がストレートに教育に及ぼすことを懸念するものであります。

2つ目として、教育は子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもとに安定的に行われることが必要である。いわゆる首長の交代ごとに教育方針が変わってはならないと思っております。

3つ目として、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、**地域住民の意向を踏まえて**行われることが必要であります。いわゆる現行のレイマン・コントロールが最も望ましいと考える。

以上の考えから、上記を安定的に実施するには、八峰町の教育委員会、いや、教育委員会制度は義務設置が望ましいと考えるものであります。

ただ、法律を改正するためには、私が今長々と述べましたように長い期間を要し、諮問を受けて専門部会でもみ、答申を受けて作らされたその重みを十分に噛みしめ、今後の教育委員会の運営に力を注がねばならないことを強く認識した次第であります。今後とも、よろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

次に、今後、町の教育委員会制度はどうあるべきかのご質問であります。良しにつけ悪しきにつけ、国や県からの上位下達的、中央集権的な教育行政の背景、さらには教育現場の先生たちの様々な苦勞のある中で、これまでの教育界の旧態依然とした古い

殻を破り、様々な圧力に屈することなく八峰町の教育界をしっかりとリードし、地域住民の皆様から期待される教育委員会でありたい。

また、本格的な少子化時代を迎えて地方分権化が否応なしに具体化していく時代である中で、これからの教育の舵取は管内小中学校の先生方、私を含めた教育委員の方々や教育委員会事務局員が力を合わせて頑張る八峰町教育委員会こそが、これからの教育改革の先頭に立つべきであり、国から与えられた舗装された大通りをゆっくりと歩くのではなく、勇気と気概を持ってあえて荒野の山河を歩くような姿勢でもって八峰町の教育界をリードして行きたい、そのような教育委員会でありたいと考えております。

最後に、私は民間出身の教育長として任命された年の平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正され、我が国の教育の再生に向けた新たな一步を踏み出しました。この時期に、これからの時代を担う子供たちの教育に関わっているという幸運に恵まれました。責任は大変重いものがありますが、それだけやりがいがあると考え、軸がぶれることのないように私も正道闊歩、信ずるところを、教育の正道を、威風堂々と闊歩してまいりたいと念じ、今後も精進努力してまいる所存であります。

重ねて、柴田議員はじめ議員の皆様方のご協力とご指導をお願い申し上げ、答弁いたします。

続いて、学校評価についてお答えいたします。

柴田議員のご質問のご指摘のように、学校評価につきましては、平成14年4月1日より施行された小・中学校設置基準において自己評価の実施と結果の公表が努力義務化され、平成19年6月には学校教育法改正に伴って学校評価の根拠となる規定が新設されました。

これを受けて同年10月には施行規則の改正が行われ、その内容は、1つは自己評価の実施と公表。2つ目は、保護者など学校関係者による評価の実施と公表。3つ目は、自己評価結果と学校関係者評価結果を設置者に報告すると。に関する規定が設けられたものであります。

そして今年1月には、学校評価ガイドラインの改正が行われ、その主な改定点につきましては、自己評価について重点化された目標を設定し、精選して実施することを強調する。2つ目として、保護者による評価、学校の積極的な情報提供の重要性と、それらを通じた学校・家庭・地域の連携協力の促進を強調する。3つ目として、学校評価の結果を設置者に報告することにより、設置者が学校に対して予算上の支援・改善策を講じ

ることの重要性を強調等であります。

また、学校評価は、「児童生徒がよりよい学校生活が送れるよう、学校の運営改善と発展を目指す」ことを目的に実施するものであり、その結果は学校運営の改善や教育活動の充実につながることを肝要であります。

ところで、本町の小・中学校の運営状況や活動状況を見てみますと、他地域に比べ学校・家庭・地域が一体となって子供たちの健全育成に取り組んでおり、その結果は、不登校やいじめはなく、学習状況についてもこのたびの全国学力・学習状況調査においての好結果等に反映されているものと認識しております。

また、今年度は八森地区3小学校の統合準備を進めておるところでもあり、今年度の学校評価につきましては、校長会でよく話し合い、また、県教育委員会のアドバイスをいただき、最も小規模校であり取り組みやすい岩館小学校で試行実施しているところあります。

本町の本格的な学校評価につきましては、統合が一段落した来年度、いわゆる平成21年度、3小学校・2中学校体制が整うのを機に全小・中学校において実施する考えであります。

岩館小学校の取り組み状況であります。学校評価方式は、目標制定、実践、評価、改善というPDCAサイクルで実施しております。具体的には、4月に教育目標や重点目標をPTA開催時や学校だよりで周知。8月に1学期の評価と、それを踏まえて教育目標の設定。12月に2学期の評価と、それを踏まえて教育目標の設定、合わせて全児童・全保護者・地域有識者を対象にアンケート調査で教育活動について評価をもらう。来年2月に1年間の評価と成果と結果の話し合いを行う。3月には12月に実施したアンケート調査結果を学校だよりで地域住民に周知して、結果、成果、課題を設置者に報告する。以上のサイクルで実施することとしております。その岩館小学校の試行実施結果を参考に、来年度より全小・中学校において学校評価を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、学校だよりをもっと多くの方々に届けなければならないのではないかとのご指摘ですが、現在、各学校区毎には配布しておりますが、全部の学校分については、例えば教育委員会窓口や峰栄館窓口にコーナーをつくる等のような、広く町民の方々が見ていただける場所、方法等を考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 1問目についてでありますけども、調整するとなっておりますけども必要なくなったものなどもあるようですけども、まず下水道料金の未調整については、この後、木藤議員も取り上げておるようですので触れませんが、水道料金の用途設定の方法などは、それこそ今すぐにでも取り組める、次年度からというお答えでありましたけども、今すぐにでも取り組んでも支障のないのではないかという気もいたします。そして1日も早く両町統一した料金になるようにするべきではないか、こう思います。

それから町民憲章においてもですね、新庁舎の、できれば新庁舎の落成時に掲げられるように、やっぱりどういう公募でこれを行うかどうかは、そういうことは分かりませんが、これからの課題だと思うんですが、できればですね、新庁舎の落成時に町民憲章を掲げられるようにお願いしたいと思います。

それから学区割についてもですね、新年度からやっぱり始められるように、これも地域の保護者の意見の交換、これも行うべきだろうと私は考えるわけですが、その点についてお尋ねいたします。

それから2点目につきましては、全く教育長のおっしゃるとおり、それこそ人づくりは国づくり、国づくりは人づくり、この教育に関しては国の機軸として国の責任においてやっぱり行うべきだろうと、私も同感であります。

それから3問目の学校評価についてでありますけども、次年度から取り組むということですのでおそらく統合小学校、今、教育長のご答弁のとおり統合小学校の問題も抱えておりますので、私もそうではないかなと思っておりましたが、この学校教育評価制度は、学校評価制度を根づかせてですね、機能させるには、やっぱり教職員や保護者はもちろんのこと、授業については児童生徒の評価も取り入れるなど、子供から大人まで学校に関わる全ての方たちの素直な気持ちで評価に当たり、改善していこうという学校風土が醸成されることが大事だろうと思います。また、各学校はですね、明確な目標を掲げまして、それに向けて取り組み状況や取り組みの妥当性などを積極的にやっぱり公表すべきだと思います。そうすることが学校評価を高めることに繋がるのではないかと思います。

私の手元にですね、滋賀県のある中学校が19年度において学校評価した資料がございます。非常にコンパクトにまとまった資料でございますので、ご参考になればと思います。

すので、ちょっと読ませていただきます。

いちばん評価の上の方に今年度の重点目標を掲げております。そして11の領域に分けております。1として、学校経営。2、学習指導。3、生徒指導。4、進路指導。5、特別指導。6、学校図書館。7、保健指導。8、人権教育。9、環境教育。10、事務管理。11、その他学校の取り組み。そして、次に重点評価項目として各校の領域に2点ないし3点の評価項目を設けております。例えば8の人権教育でありますと、あらゆる機会を通じ、命の尊厳と大切さを認識させる教育を実践している。人権意識を高め、お互いが認め合い励まし合える集団の育成に努めている。そしてですね、肯定的評価として75点以上をA、50点以上75点までをB、25%以上50%までをC、25%未満をDと4つの項目で評価しております。評価委員は15名で、同窓会の代表だとかPTA代表、地域の代表、それから学校の先生、教育委員などからなっているようであります。それで5月にこの評価項目を公表いたしまして、10月に中間の評価を行い、3月に総合評価を行ってこれを公表しているということであります。それぞれ学校の規模や学校の置かれている地域性などによって、この評価項目が当然異なるんだらうと、異なってきたらうと私も思うわけですけども、八峰町においても、八森地域の学校と峰浜地区の学校であれば当然この評価の項目も違った部分も出てくるんだらうと思います。それぞれの学校に合った評価の領域を設けましてですね、先ほど私が言ったようにですね、学校の評価を高めることに繋がるような評価の仕方をお願いしたいものだと思います。いま一度、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員のご質問にお答えします。

下水道料金の調整の関係はお聞きしましたので、あとの3点の関係ですけども、いずれ調整がすぐつかないということは、それだけやっぱりいろんな条件があって延びているということでまず理解をしていただきたいと思います。水道料金の関係は、先ほど福司議員のご質問にもございましたけども、いろんなそういう面とかですね、今分かれている問題に対して整備をしながら、そしてまた今の両方の料金体系が分かれている問題、さらには今後の水道設備の改良の問題、さらには経営の問題等ですね、やっぱり見通しをきちんと立てた後に総合的に全部一緒にですね、改定をしたいと思っていますので、何とぞもうちょっとの時間を貸していただくようお願いをしたいと思います。

それから町民憲章ですけども、一般の町章とか町民歌のようにですね募集をかけて、

すぐ募集すればいいというそういう方法もこれは考えられますけども、やっぱり憲章ですから、それなりにやっぱり町民がですね、それに向かって意識が高まっていくような、そういうものを今求めていかなければならない時期ですので、もうちょっとそういう空気の醸成といいますかね、そういうものを待ってやっても、あまり急いでやらなくてもいいんでないかなというふうに考えて、先ほど申し上げたように一つの区切りのときに目標にしながらやっていったらどうかなと思っております。確かに新庁舎ができるから、そこにばんと飾るといのもですね分からないわけではありませんけども、早くつくるといのでなくて、中身、魂をですね、もう少しきちっとした形で入れていきたいと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから学区の関係については、正確に言って八森地区の統合問題がございますので、これはしっかりスタートさせて固まった時点で新たな角度でこちらの方に手をつけていきたいと思っておりますので、そういう事情をですね是非ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ただいまは滋賀県の中学校の貴重な例をお示しいただき、誠にありがとうございました。今、岩館小学校の校長先生も傍聴に見えておりますけども、試行実施している岩館小学校の例を申しますと、アンケート調査の状況では児童用のアンケート14項目、地域用のアンケートが15項目、そして保護者用のアンケートが17項目、それぞれ点数で評価できるようになった状況になってきております。いずれは正式なものについて公表をさせていただきたいと思っております。

先ほど柴田議員がおっしゃったように、それぞれの学校の地域性を生かして、しかし、根幹は変えないで立派なものを作ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導の方お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再々質問はありますか。11番。

○11番（柴田正高君） ご答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） これをもって11番議員の一般質問を終わります。

次に、13番議員の一般質問を許します。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） このたびは、しばらくぶりに一般質問の機会を得まして質問で

きますことを大変光栄に思っております。また、ただいま議長に特例としてお願いしたわけでありまして、岩館小学校の皆さんが12時ぐらいまでということでもあります。せつかくの機会ですので、5番の1つだけ午前中にまず時間をちょうだいしたいと。その後は午後からにまず失礼いただきたいと、こういうことを議長に先ほどお願いしたところでございます。

そういうことで、まず5番の、大自然に恵まれた当町でもエコ意識が徐々に高まり、まず**廃油、油**の回収が始まります。これは、この間、講演を聞く機会がありまして、その中で岩館婦人会と**畑谷の婦人会**が早速取り組むということでもあります。これらを各小学校でも取り入れまして、廃品がどう生まれ変わり利用され、また、みんなに喜ばれていくか、こういった観点から質問をするつもりでありました。しかしながら時間も時間ですので、私の考えとか感じていることを申し上げて、岩館小学校の皆さんが一つでも勉強のプラスになればと思っております。

これは廃品の再処理などを取り上げますのは、私の家庭では1週間に1回、大きい袋に燃えるごみが軽く1つあればたくさんであります。この中に牛乳パック、あるいはペットボトル、缶、食品のトレイ、こういうものは全部外されます。それがどこに行くかといいますと、遠く藤里小学校に行きます。藤里小学校に親子の家がありまして、小学生が2人おります。その2人が兄弟2人で、私余計持って行く、あっちの方が余計、こっちの方が余計、けんかをするような状態でそれを学校に持っていくということです。藤里町は白神山地を抱えて非常に自然環境、あるいはそういうエコとかそういう方面には力を入れております。我が町でも油を回収して、それから車用の油を求めるということですが、これが当然こうなりますと**給食センター**の油も当然含まれます。その油が例えば給食を運搬するトラックに**足される**。確かに普通の軽油を入れるよりは高くつくかも分かりません。ですが、これは果たして油の廃油を学校に持ち込むことは、これはできないかと思いますが、まず婦人会で集めた油でもそういう方向に利用できるのであれば、多少費用は高くついてもいいんじゃないかと思うしております。それから、そのほかの牛乳パックやアルミ缶等は、まず第1の月曜日に缶の日、第2の月曜日に牛乳パックの日と違ってまず決めてやってるようですが、それを持って行って、それがそれから得たもので老人ホーム、今の時期であればクリスマスツリーでもいい、あるいはそれこそ車、老人用の車、あるいは七夕のときには小学校のいろんなメッセージ、年寄りを励ますようなメッセージをつけてやってもいい、そういうことにおいて非常にお年寄

りは涙をこぼして喜びます。それが立ち会った子供たちに対しましては、その感動は忘れられない感動になると思います。これは学校教育でされてできるものではありません。その体験から覚える感動が、やがて自分方は大変であったけどもいいことをしてる、みんなに喜ばれる、そういうものをまず味わうわけであります。そういうことから、この体で覚える感動、これが将来の子供らの成長にすばらしいものになると思っております。その点で教育長の方からも、何か手助けできるような対応できるものであればお願いしたいと思います。

まず、この点だけ終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいま時間の関係上、13番議員の5項目の質問のうち5つ目を質問とさせていただきます。この点について答弁をいただき、あとの4項目の質問については午後からに回したいと思います。

それでは千葉教育長、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 木藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、岩館小学校の6年生の生徒を今、今日傍聴に来ておりまして、その前で議員の実践を子供たちにお話をしていただきまして、誠にありがとうございました。

ご承知のように、大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化は全世界的に深刻な問題であります。このまま進行すると、それに起因すると思われる近年の海水位の上昇や、世界各地に広がる干ばつ地域の拡大、そして集中豪雨などの異常気象をはじめ、食料生産や自然生態系への影響、そして感染症を媒介する蚊の分布域の拡大による感染症リスクの増加などの健康への影響が懸念され、省エネ対策等による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制は世界規模の緊急の課題となっております。

秋田県におきましても平成11年度に秋田県地球温暖化対策構想計画を策定し、この中で平成22年度における対平成10年度比で二酸化炭素排出量は6%、温室効果ガス排出量は9.5%削減するという数値目標を掲げて、産業部門をはじめ各部門における温室効果ガス削減に取り組んでおるところでありまして、その主な内容としましては、工場や店舗等での省エネ対策の推進や、エリヤ工場の省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、そして資金等包括的に提供する、いわゆるE S C O事業の普及促進など、事業活動における地球温暖化対策。2つ目は、家庭やオフィスでの適正冷暖房の徹底や環境家計簿の活用など、ライフスタイルやワークスタイルの転換。3つ目としまして、廃棄物の発生の抑制や再利用、再使用の促進、いわゆる廃棄物の発生抑制等。そしてあと一つは、

木藤議員がご指摘のように環境教育・学習の推進等々であります。

これを受けまして、本町でも八峰町として何ができるかという視点の基に視察研修等を実施し、省エネルギービジョンの策定を急いでいるところであります。

前段でも申し上げましたが地球温暖化防止対策は緊急の課題であり、省エネ対策等の環境教育や学習の推進については、できるだけ子供のころからやるべきという認識につきましては木藤議員と同じであります。

したがいまして、町といたしましても省エネルギービジョンを作成次第、身近な問題を、体験を含めて体で感動を覚えるように町の教育行政方針に盛り込み、総合学習の時間等を活用しながら学校教育に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、ただいまの教育長の答弁に対して質問ありますか。13番議員。

○13番（木藤 實君） それこそ、この問題に関しましては、先生方は、当然余計な手もかかります。先生、用務員の人方は大変だと思います。しかしながら、子どもらにそういう体験、体で覚えさせる体験ができるということは非常に貴重なものであります。さっき私も話したとおり、子供らが一生懸命こうした良いことをするんだといえ、家族はもとより近所の人、また、こうして離れた所の親戚の人、みんなそれを協力して助け合うようになります。まず、子どもらをだしにしたような形でこれは大変申しわけないんですが、そういう盛り上がりをやっぱりエコ、あるいは環境対策、これに取り組んでいければなど、こう思っております。岩館小学校の皆さん、本日は御苦労さまでした。

そういうことで、私の特例をお願いしましてはなほだ申しわけないんですが、この部分は終了させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁はいいですね。

○13番（木藤 實君） はい。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。午後1時より会議を再開いたしたいと思いますので、ご集合願います。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

13番議員の一般質問を許します。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） 先ほどは特例を認めていただき、誠にありがとうございました。岩館小学校の皆さんがせっかくの機会でしたので、まず少しでも話を聞いていただければということで、ばたばたと時計を見ながら話しましたのでお粗末なところがありましたけれども、お許してください。あれは、それこそ当町のごみの減量化、いろんな意味でメリットはまずあるものと思っております。とりあえず5番目については、あれで終わりにいたします。

まず、本町の特産である季節ハタハタも大変に豊漁でありました。値崩れもしたような状態にもなりましたが、まず漁師の皆さんは目いっぱい捕れたということで、良いお正月を迎えることができるんでないかと思えます。また、町にとっても大変な経済効果はあったものと思っております。

さて、私は本当に自分の身の回りのことについて、まず国の昨今の状態ですと様々な局面に四苦八苦しているようであります。そういうことに対して、いやとにかく物言っても始まらないので、本当の自分の身近なことについてそれでは質問させていただきます。

まず1番目に選挙投票所の見直しについて。

町では、費用削減のため、新年度から旧八森地区は従来どおり小学校学区で3カ所、旧峰浜地区も今まで8カ所あったものを小学校学区として2カ所にすることが検討されているとのことでもあります。しかしながら複雑な地形となる峰浜地区においては、少し無理があるのではないかと思います。事前投票の制度、あるいは車社会等いろいろ言われますが、まだまだ人の足に頼る年寄りたちもいっぱいおります。そういった観点から、そういう人方をもう少し見た形で私は水沢小学校学区1カ所というのは相当無理と思えますので、東部地区、あるいは中央地区というか南部地区というか、あと北部地区、その3カ所ぐらいは必要なんじゃないかと思っております。これは議会の方にも選挙管理委員会の意思を尊重すると、そういう前提のもとに説明がありました。また、自治会長会議、行政協力員会議ですか、その時にもそういう言葉を前提にして説明したそうあります。ですから意見があるかと言われても誰も意見を述べない。例えば一番大変な代表選である水沢地区、これは八森もみんな含めた30人もいる会長会議で、水沢地区はどうして反対できましようか。これは少し強引な方法ではないのかなと、こう思います。

それから2番目に、この埴川側の河川改修の促進をということですが、この川は曲線

が多く、川幅もない上、上流部からごみや汚水も多く、いまや魚も住めない川となりつつあります。河川改修も下流から田中中央の橋までを1期工事として完成し、以後、20年近く中断しております。増水のたびに冠水する田んぼや、昨年5月には近くの大型頭首工も大きな被害を受けております。よって、早期に2期工事の計画・着工をされますよう県に要望していただけるようお願いをしたいと思います。

数多くの集落を経由し、流域の耕作面積も大変多い川であります。そういう点から言いましても、まず八峰町にとっては大変な重要な河川と考えておりますので、どうかその辺のお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

それから3番目に、上下水道料金については、これは先ほどの方々からもいろいろ話されまして、町長からもそれなりの答弁をいただいております。上下水道の料金は合併新町で取り組むとされてきました。間もなく2年になるが、いつ調整されるか。旧八森地区一般・営業用とも基本料金超過一定額、旧峰浜地区の超過料金ですね、これが違います。そうなりますと、使えば使うほど差が出てくると。峰浜地区は割高になってくるということであります。これは合併して間もなく、八峰町になってから旧八森町がどうしても軟弱なために補正し、今回の補正予算にもありました。そういう点で金がかかると。旧峰浜は設備が十分行き届いておりますので、ほとんど、よっぽどの事故がない限りは補修費はかからないと。しかしながら、そうして料金的に差がある。これは少し問題があるのではないかと。先ほど長期的な展望に立って徐々にこれを統一していくという返答でありましたが、旧八森町の事故に対しまして、いつでも対応できるように消防署のあたりで管を繋いで泊まではいつでも流せると、そういう状態になっているはずであります。ですから、料金の統一は早急に行うべきであると思うわけであります。

それから下水道もしかり、加入分担金12万円と峰浜地区は18万円。処理料の算定方式も人員制と従量制、根本から異なります。一般用と業務用を区別して調整の余地はないものか。また、漁集・農集・特環、各施設ごとの加入の状況、これはこの後の起債の返還にも大きく関わってきます。ですから、加入が現在どのくらいか。あるいは加入を促進するために今後どのように取り組んでいこうとしているのか伺いたいと思います。

それから、これも4番目の空き施設再利用や処分等に関しては先ほども出されてありました。既に小学校統合されますと3つ、新庁舎が始まりますと2カ所ですか、ということで大型の空き施設がたくさん出てきます。その空き施設の再利用等の考えがありましたらお知らせ願いたいと思います。これは先ほどの質問とだぶりますので、その点を

配慮した形でも結構でございます。

まちづくりについても空き施設の再利用を考えていかないと、これはやがてに、大きな問題、あるいはこの次あたりの町長選の一つの焦点にもまずなっていくことも考えられますので、早急にその対策は取っていただきたいと思っております。

以上、町長の答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの13番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 木藤 實議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の選挙の投票所の見直しでございますけれども、本件については選挙管理委員会が決めたことでありまして、町が直接関与すべき事項ではありませんが、私としては選管の取り決めに尊重しなくてはならない立場にあります。

今回、峰浜地区の投票区の減数については、合併時点に旧峰浜村選管から同様の方針が出されており、町の選管でも昨年来検討を重ねてきたと聞いております。選管では、これまで議会や自治会の意向を聞いて再度検討した結果、峰浜地区の投票所については前に説明のとおり、現小学校区をベースとした2投票所とするものであります。しかしながら投票所を少なくすることで心配されるのが投票率の低下であり、期日前投票と投票日当日の巡回バスの運行でそれを食い止めたいというものであります。そういうことから、木藤議員からの今日のこうした要望があったことは選管にもお伝えをしたいと思います。

次に、埴川の河川改修促進についてであります。埴川の第2期改修工事の要望については合併前からの要望事項であるということから、合併後の平成18年度においても秋田県に要望しております。

その結果、平成19年4月13日に山本地域振興局の河川砂防課河川砂防班で現地調査を行っており、工事を実施していく上での課題が3件提示されております。

その1つは、河川改修をするための用地がいまだに未解決であるということ。2つ目は、JRの橋梁改修には多額の費用がかかるということ。3つ目が、上流部の大半が災害復旧工事で護岸改修しているということで、第2期改修工事への着工は大変難しいのではないかと考えが示されています。

ただし、横内地区の集落背後の河川は、まだ自然護岸のままであり洗掘された状況が見られるため、この箇所は護岸改修の必要があるということから平成20年度において工

事着手し、現在、工事が完了しております。

ご質問にもありますように、降雨で田んぼへの冠水は毎年のように生じていることは誰もが認めるところでありますから、大変厳しい状況ではありますが、今後もまた、さらに第2期改修工事の計画及び着工につきまして、秋田県へ強く要望を重ねていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、上下水道料金についてであります。このことにつきましては、合併後、課内の主要課題の一つとして取り組んできておりますが、まだ料金改定原案を策定する段階には至っていないのが現状であります。

まず、水道であります。八峰町簡易水道給水条例によりますと、水道使用区分で一般用、営業用、団体用、工業用、浴場用と分かれています。現在、浴場用の料金適用箇所はありません。ところが、現実には八森地区においては全て一般用として料金適用され、峰浜地区においては、一般用、営業用、団体用、工業用の4種類に分類して料金徴収しております。また、八森地区と峰浜地区の料金を一般用で比較しますと、八森地区では19立方メートルまでは高く、20立方メートルを超えると峰浜地区より安くなっていく。峰浜地区は逆に19立方メートルまでは安く、20立方メートルを超えると高くなっていくという料金体系になっています。

これらの違いを調整しながら、来年度においては統一料金の具体案を示さなければならぬと考えていますが、今後の水道施設の老朽化に伴う改修計画などや経営見込みなども見きわめながら、整合性ある料金の改定案を策定していく必要があると考えています。

また、下水道につきましても同様で、料金の算出が八森地区では従量制、峰浜地区では人員制という差異があります。ご承知のとおり、町の下水道事業は工事が進められている埴川地区農業集落排水事業が平成23年度で完成することによって全町が整備されることとなりますので、全体の経営見通しを勘案しながら水道料金と合わせ料金統一に向けて料金改定案を検討してまいります。

下水道の各事業別の加入状況であります。8月末現在で、特環では58.04%、農業集落排水事業が45.07%、漁業集落排水事業が45.26%となっています。また、分担金の納付状況であります。分担金納付状況は今年の3月末現在で、特環が92.8%、農集が85.2%、漁集が92.0%の納付率となっています。

今後は、分担金の納付についてもご協力をお願いしていくとともに、加入促進につき

ましては戸別訪問による依頼や加入促進のチラシ等の配布による運動を展開し、加入促進を図っていく考えでありますので、議員の皆様におかれましても加入促進のため啓蒙普及にご協力くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、空き施設の再利用や処分等についてであります。合併や小学校の統合などにより遊休となる公共施設の今後の利活用につきましては、昨年度、庁内会議を立ち上げ遊休施設再利用計画を作成し、今年の2月の議会全員協議会において説明いたしました。基本的にはその内容に沿って再利用や解体処分などを実施していきたいと考えておりますが、再利用するにしましても、その用途に応じて多額の改修費が必要となりますし、解体する場合は補助金や起債もなく全て一般財源で行わなければならないことから、今後の財政状況も勘案しながら、国の助成対象となる地域再生計画など来年度以降に作成し、長期的視点で計画的に実施したいと考えております。

また、新過疎法が制定された場合は、その内容に応じて新過疎計画の重要施策として取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、再質問はありますか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） それでは、再質問の形でもう一度答弁願いたいと思います。

まず投票所であります。これは私の予想どおり管理委員会の意見を尊重すると、そういうことでもあります。管理委員会が、それでは今までの経緯の中でどういう経路をたどってこういうふうな形になったのか、というのは、その地域性とか、あるいは大きい投票区になっておりました水沢地区、この辺の調査関係ですね、調査、あるいは地区に相談をかけて意見を求めるとか、そういうことが果たしてあったのかどうか。この地区をみんな除いた形で選挙管理委員の人方はおります。雲の上でこの内容を決めているような感じがします。小学校の投票区、これもなぜ小学校の投票区なのか。その地域性というものがもっと優先ではないのか。そういう気持ちがあるわけでありまして。峰栄館は、確かに住所で言えば田中でありまして。しかしながら、あそこは昔から人の住んだことのない本当の原野、荒地でありました。当時の村長は、埴川地区と沢目地区をこれから先、中心として伸ばすには地区的に、地形的に中間地点で、そしてあのくらいの場所を求めるところはないということで先行取得する形で田中の部落に申し入れてありました。田中の部落はそういうことであれば大いに賛成しますということで、今現在に至っております。かつ、その当時は警察官であっても道に迷って死亡すると、そういう事件

もありました。それだけの荒地というか、であります。今の峰栄館の所、あの隣の青年会館、あのあたりにちょうど私の家の畑もありましたので、その当時からのいきさつは全部分かっております。永沢さん、内山さん、あの近辺には一つも家はありません。角から二、三軒家があつて、あとは永沢さんの所の坂なんかは雨降り上がりに下りてくれば、あと上ってこれない、そういう状態でありました。だからこそ、あそこには人家は一つもなかったのであります。やはり小学校学区といいますと、峰栄館を中心にして、せば、どこにどのくらいの有権者がいるか、そういうのを地図にあらわしてみてください。これが果たして正常な場所に値するのか、これは一目瞭然であります。そういう形で岩子、大久保岱、あるいは目名湯方面はどこにしる、車で行かなければならないわけですから、あれですけれども、水沢地区はカッチキ台、駅前、水沢全部歩いていける範囲内です。その中の老人たちに聞いてみますと、我々選挙行かねてもいやったべ、いらねってことだよほら、そういう話であります。ですから、やはり住民の意見を、住民の側に立ってやるとすれば、やはり町長は町長の立場で町民の便宜を図って、いかに自由意思で投票ができるか、1人でも多く参加してもらえるか、そういう観点からいけばやはり選挙管理委員会にも、やっぱり町長が提案して議会の承認を得て任命するわけですから一つもしゃべらないということはないと思います。そういう点から、やはりこのたびにこういうことを話ししておかないと、この次の3月定例会ではもう遅いんですよ。その時点ではもう始まってしまいますから、だからこの機会に私は是非ともお話ししておきたい。峰栄館は私個人、田中の人間としては大賛成です。なぜかといえば一番近いからです。しかし一議員として全体を考えた場合には、それはふさわしいとは思いません。どうかその辺のところを十分考慮して、もう一度、町民の代表、また、行政の代表としていかに選挙制度に向かつていけるか。やはり車で送り迎えとなりますと、その間、束縛されるわけですから、かつて合併した当時、八森町の議員の人方も峰浜村の選挙てばという意識はみんなあったと思います。それにせば逆戻りするという形になります。それで果たしていいのか。やはりバスで送り迎えだのという話もありますが、県内でせばそれをやってる所はあるのか。やっぱり住民の意向であれば、たとえ小さい投票所であっても時間を短縮してもやっぱり町民の立場に立ってやる、これが行政ではないかと思うわけでありまして、どうかその辺も考慮しまして、もう一度ご答弁をお願いいたします。

それから河川改修であります、これも昨年、田中の頭首工が被害に遭ってから県の

担当者と二、三回お話しする機会がありました。この話の中では、確かに用地買収、あるいは鉄道との関係があります。しかしながら、20年前に図面をみんな提示して公民館にしばらく貼っておりました。それがいまだにできないということでもありますし、一つの手として関係する地区、団体と連盟で同盟会みたいなのをくり上げて、今からせばまた陳情を出して、それも一つの手だなど、そういう意見もまず県の人方もしておりました。まずそういう点でいろいろアドバイス等もいただければありがたいと思っております。

3番目の上水道については、それこそ町長の話していただいたとおり、早期に統一化して格差のないような単価設定をしていただきたいと思います。また、明日ですか、陳情もまずこの辺のところまで上がっております。これもまた、この後、問題になってくるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから下水に関しましては、やはり算定の仕方、これはかつて峰浜村においては農業用に結局、石川地区などは各家々の家の周りにハウスがあります。そういう点で農業用に水道をかなり使われていると。そういう点で水道のメーターから下水の使用料を算定するのは無理ではないかと、そういうご意見もありました。そういう形で峰浜地区は人数割で設定しております。これ、能代あたりも水道メーターから算定しておりますが、今、能代市も常盤方面、あるいはあちこちに今下水が延びております。この辺でこういう問題にもぶち当たっていくんじゃないかと思っております。いずれにしても格差のない料金設定ですね、これをお願いしたいと思います。

そして私一つお願いしてみたいのは、今、加入の呼びかけは私どもも総会のたびごとにまずしております。しかしながら、何と云っても金かかるってことですよね。下水はちょっとした、まず家の古い家だと内装やあれで、まず最低100万円はかかります。かかったほかに毎月の使用料プラス水道が余計使われますので、私個人的な、家でも毎月7,000円ぐらいかかっています。100万円かけたほかに継続して毎月7,000円もかかるとなれば、一般の家庭ではちょっと大変なことだと思います。そういうことで、せめて雑排、生活排水、これだけでも**繋いで**いただければ、まず大変ありがたいことだなということで、まず呼びかけはしておりますが、そういう料金設定なども、もしできればトイレがなくて雑排だけ、まず**繋いたら**本当の最低的な**料金**で半額ぐらいの**料金**とか、そういう設計などももしできれば加入率促進に大いに役立つんじゃないかと、こうも思っております。環境問題は、それこそ大変です。さっきの川の時も話ししました。昨

日一昨日、大信田地区の山の視察へ行きました。大信田の頂上になりますと本当に水が澄んで、川の底、砂利の一つ一つも全部見えます。それが幾つかの住宅地を通過して田中に来ると、まずいつもどろんとした感じというか、よどんだ感じで川底も当然見えません。魚泳いでいるのか、とてもじゃないが見えませんが、そういう川。それから今度はごみですね。今回、川底をまずさらってもらうことになっておりますが、そのごみを投げる場所を地域で考えてくださいということで検討しておりますが、葦の株に発砲スチロール、ビニール、様々なもの、全部からまって相当のごみです。これは田中から出たごみでないですよ。全部、上流から来たごみなんです。そういうことありまして、やっぱり環境的にもやっぱり生活排水も含めてそういうごみ掃除とかいろんな面呼びかけていただきたいと思います。ですので、どうしても加入促進をして、これからの起債に役立てていこうとするのであれば、やっぱりそういう料金体系も必要なんじゃないかと、検討の余地があるんじゃないかと、こう思うところであります。

4番目に対しては先ほども何回も答えておられますので、結構でございます。

その辺についてよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

投票所の見直しの関係なんですけども、この件については先ほど申し上げましたとおり、旧峰浜でもそういう方針があったというふうな話は聞いております。いずれにしても、今日ですね木藤議員からあった意見についてはこういう意見もあったということをお私の方でもお伝えをしておきたいと思っております。選管で案が出された際にですね、議会の皆さんにもこの件についてはお話をし、その場でいろいろ皆さん方からも意見をいただいております。その際に木藤さんがいたかいなかったかちょっと私確認できなかったんですけども、その当時はそういうそこまでですね、木藤さんが言われたような中身ではちょっと出ていなかった部分もございます。したがって、そういう中身も選管には当然話をしております。それから行政協力員会議でこういう選管の考え方であるという中身も話して、行政協力員会議の意見もですね、これまた選管の方に私の方で話をしております。したがって、私が選管にね、こういう案で行きなさいというそういうことはちょっとそこまでは言い切れないんですけども、できるだけ今のような意見を尊重しながら、広く投票率が低下しないような形で案を出していただくようにはお話をしておきたいというふうに思います。

それから2点目の河川改修の関係なんですけども、先ほど申し上げたこの3点はですね、やっぱりかなりの隘路になっています。したがって**期成同盟会**つくってですね、やった時に、これが抜けていくのかということになりますと、一番大事なのは地元の協力が是非必要です。これがやっぱり基本になっていきますので、事業を実施する際に地元で反対が起きるような状態だと、これは事業推進にならないわけですので、全体的な計画がありますからその中でも災害等あった箇所についてはかなりの部分を直してきているのは事実でございます。したがって、2期工事ということで全体をすべてやるという状態は今なかなか難しいとは思いますが、もう一度、県の方にもですね今の現状について説明をしながら、どうしてもですね県の状況とかあって我々の運動も**足りないために**そうだとすることで形成同盟会等必要であれば、それはその時点でですね判断をしていかなきゃならないというふうには思っています。

それから3つ目の水道の料金については先ほど申し上げたとおりで、いろんな角度から検討しまして、できるだけ早めに案を出したいと思えます。

それから、下水道の雑排だけでも**繋いだら**料金半額でもという話もございしますが、ますます料金体系が複雑になっていく要素にも**繋がって**いきますし、それからやっぱり全体的には、その地域全体のものをですね、**取り込んで**いくというのが基本でございますので、その中でいろんな事情でですね生活排水のみということになれば、そういう事情の方も中にはおられると思えますけども、基本的には全面的な接続を我々としてはしていただくようお願いをしまいたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、ほかに質問はありませんか。

○13番（木藤 實君） それでは最後であります、答弁はいりません。どうか町民である選挙民が自由な立場で、人に拘束されることなく自分の足で投票に行ける、そういう体制をつくっていただきたいと思っております。私は選管の意見は、それは尊重すべきだと私自身も思っております。しかしながら、なぜここで小学校単位の通学区だとか何だか、これは一切関係ない話ではないかと思えます。やはり住民のことを考えるのが一番必要であって、そして一人でも多く人に束縛されないで投票できると、こういうのが大切なんじゃないかと、こう思っております。私どもも選挙に携わるようになって、以前の峰浜の選挙はこうだのっていろいろ言われるのは本当に恥ずかしい話であります。そういうことから一生懸命この明るい選挙、透明選挙ということで取り組んでおります。

それをまた元に引き返すようなことがあっては、これは大変なことでもあります。そういう観点からバスで送り迎えの話もありますが、こういうことは秋田県内でやっている所はありますか。やっぱりそういう調査も必要でしょうし、やっぱりその大きい投票所、水沢地区の内容ももう少し精査したら、地域の協議会でも話し合って、それを吸収して選管で話し合っていたきたいものだなと、こう思っております。どうかよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで13番議員の一般質問を終わります。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、八森小に心の相談員を、**赤**についてです。

平成21年4月から八森地区3小学校が統合して、新たに八森小学校としてスタートいたします。児童生徒は、しばらくは新しい顔ぶれに希望と**緊張**の入り交じった気持ちの不安があることと思われま。また、各家庭での不安や心配も生じることもあると思われるので、児童生徒、父兄等の相談にも対応できるように心のケアの相談員を配置したらいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

次に、峰浜地区の小学校の統合についてであります。

一口に統合と言っても一朝一夕にできることではなく、至るまでにはクリアしなければならない事項が多々あります。近ごろ峰浜のPTAや地区の住民の中で、少子化により目に見えて児童生徒の数が減少しているので統合の計画が出るのではないかと、将来的には近いのか遠いのかと話題になります。町長の気持ちの中にはあるのでしょうか。考えをお伺いいたします。

3番目は、八森地区の子ども園のあり方についてであります。

この件もまた、入所数が年々減少していくことを考えると、少子化を憂慮しつつも、八森地区においては空き校舎となる八小の利用も合わせて、統合を踏まえた子ども園のあり方についての考えを具体的に打ち出す時期に来ているのではないのでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

はじめに、千葉教育長。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

新設八森小学校に心の教室相談員の配置をとのご質問であります。この件につきましては昨年12月定例議会におきまして、見上議員からも同種のご質問がありまして、町の考えを申し上げたところであります。したがって基本的には考え方は変わっておりませんし、回答の方も一部につきましては繰り返しのようになりますが、特に来年度は八森地区の統合を控えていることでもありますので、そのことにつきましてもお話ししたいと思います。

心の教室相談員は県の事業でありますし、中学生を対象とした事業であります。当町でも平成16年度から3年間、八森中学校で実施いたしましたが、その間、心の教室相談員でなければ対処できないような事例は発生しておらず、学校側と協議した結果、先生方で対応できる事例がほとんどだということであり、学校からも再設置の要望がなく、今後も必要ないということで実施を取りやめた経緯があります。先月11月の校長会におきまして再度この件につきましても話し合いましたが、要望がありませんでしたので、現時点では再実施は考えておりません。また、県教育委員会におきましても、財政事情等もあり配置基準が厳しくなり、いじめや不登校の多い学校に優先配置ということでもありますので、八峰町の場合は要望しても配置につきましてもはかなり難しいものと思っております。

しかしながら丸山議員や見上議員がご指摘のように、このたびの学校統合に起因するストレスから来る不登校やいじめ問題、また、うつ疾患の発症などが懸念されるために、町としてもその対応策を講じなければならないと強く考えております。

その対応策の一つとしまして、昨年度より、統合廃校を含め町内全小学校の保護者を対象に子育てにおける悩み、いじめを含めて相談を実施しております。この事業は、子育ての中で子どもたちの日ごろの仕草や兆候からいろいろな不安や悩みを持ちながら、学校にも相談できない事例等について、直接、教育長宛に親展扱いで記名にて相談いただくものであります。教育長は、相談を受けた場合、面談や書面で対応し、必要に応じては医師や臨床心理士、いわゆる専門家の紹介など適切なアドバイスをさせていただくものであります。現時点では相談された事例はありませんが、一部保護者からは良い試みであり、現時点では悩みがないが、ある場合は活用させていただきますとのご意見をいただいております。

しかしながら、たよりのないのが良いたよりという諺がありますように、そういう相

談がないのが一番良いことではないかと理解はしております。

また2つ目は、今議会に予算措置をお願いし、昨日、議会初日にご決定賜り、その前にもご説明いたしました。統合対象となります八森地区3小学校の2年から5年生、八峰町全小中学校の小学6年生と中学1年生を対象に、心のケアや人間関係の構築を目的に年明け1月5日から9日まで4回に分けて、あきた白神体験センターを会場に宿泊交流事業の実施を計画しております。特にその中の小学6年生と中学1年生の合同宿泊研修は、県内では初めてのケースではないかと、先般実施した町職員に対するメンタルヘルス研修会の講師をお願いした秋田大学医学部の佐々木久長先生も話していましたが、幸い町と秋田大学とは相互協力の協定を結んでおり、大学側の全面的な協力を得て臨床心理士と専門家講師に招いて講演と悩み相談を計画しており、良い結果を期待しておるところであります。なお、小学6年生と中学1年生の合同宿泊研修は、今回の実施結果を踏まえて来年度以降も継続してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このたびの統廃合に関わる児童はもとより、八峰町の全児童生徒の精神面に対するケアにつきましては、今後も万全を期してまいる所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長より答弁を求めます。

○町長（加藤和夫君） 後段の2つについて私の方から答弁させていただきます。

峰浜地区の小学校統合について申し上げます。

ご質問の趣旨は、八森地区小学校の統合も終わり、引き続き峰浜地区の小学校についても着手するのかどうかということだと思いますが、結論から申し上げますと、現時点では統合について具体的検討はしておりません。

議員もご承知のように本町の小学校の統合につきましては、平成20年度には岩子小学校を水沢小学校に統合、そして平成21年度には八森地区3小学校が統合し、新生八森小学校が誕生することになっております。

統合に至った背景の大きな要因には、岩子小学校の場合、校舎は新しいのですが学区の少子化が予想以上に早く、平成20年度は児童数が10人、平成24年度には2人と予測される中で学校運営自体に支障を来す状況となり、その中で保護者や地区住民が苦渋の思いで統合を選択したという経緯があります。

また、八森地区の統合につきましては、少子化問題のほかに3校とも校舎の老朽化が著しく、その中で21世紀を見据えた教育環境を構築しようという観点から、当初、新築

を基軸に統合構想を進めてまいりましたが、用地問題等、当初予想できなかった事態が発生し、現在の観海小学校を改修しての統合を選択したという経緯があります。その間、統合構想が提起されてから学校再編計画を作成し、統合に至るまで実に7年の歳月を費やしております。

2つの統合で共通していることは、統合に対する意識調査での「統合すべき」、「統合やむなし」、「条件が整えば賛成」が、岩子小学校では84.5%、八森地区では61%という過半数の結果を受けて、行政としても統合を決断したという経緯があります。

このような経緯を勘案しながら、現時点での峰浜地区の小学校を取り巻く環境を見ますと、児童数は少子化により例外なく減少しており、平成24年度には埴川小学校が56名、水沢小学校が91名となり、現在よりそれぞれ15名、19名の減となりますが、岩子小学校や八森地区3小学校と大きく異なるのは、埴川小学校が築23年、水沢小学校が築18年と比較的新しく、学校の機能としても児童数減は否めないものの、複式学級設置には至らず、小規模校としての機能を十分果たしているということでもあります。

丸山議員がご指摘のように、地区住民から統合については賛否両論があることは十分承知しておりますし、近郊市町村はもとより、**全国的にも**学校統合の方向に向かっているとの認識もあります。

しかしながら、先ほど述べましたように現下の峰浜地区の問題、峰浜地区の小学校を取り巻く環境は必ずしも緊急を要する課題とは認識しておりませんので、今後、保護者や地域住民を対象に統合に関するアンケート調査や座談会などを開催し、十分に時間をかけてコンセンサスを得ながら、必要があれば検討委員会を立ち上げるなど、慎重に進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、統合については保護者をはじめ地域住民の意思を最大限に尊重しながら進めていくべきものと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、八森地区の子ども園のあり方についてのご質問ですが、全国的に少子化が問題になっており、その理由として、女性の高学歴化、晩婚化、未婚化、住環境の問題等々が挙げられております。

八峰町においても同じく減少しておるわけですが、平成17年度まではそれでも50人前後の出生数を維持しておりましたが、18・19年度と30人台と大幅に減少し、憂慮しておる状況であります。今年度については50人を超える見込みであり、今後も出生数の増加を期待しているところであります。

出生数の減少により、子ども園への入所児童数はご質問のとおり年々減少していくものと思われま。児童数の減少傾向の中で八森地区と峰浜地区を比較してみると、平成17年度当初は八森地区122名、峰浜地区92名でしたが、20年度は八森地区95名、峰浜地区93名と、八森地区の減少が著しい状況であります。

こうした状況の中で、特に岩館子ども園は平成22年度には10人程度の入所者数になるものと見込まれており、子ども園の事業や職員体制に支障が出ないか危惧しているところでもあります。

出生数の増加が見込めない状況や施設の老朽化を考えると、子ども園の統廃合は避けて通れない課題と考え、副町長を先頭に関係課長等からなる庁内検討委員会を立ち上げ、第1回検討会議を12月1日に開催したところであります。また、子ども園の統合につきましては、旧八森町議会においてもその方向で検討する合意をいただいておりますが、小学校統合を優先して進めてきた経緯もございます。

いずれにいたしましても、子ども園の統廃合は必要なものと考えておりますので、町の方針が決定次第、議員の皆様や保護者・地域の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問ありませんか。はい、6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 統合小に関しての気持ちでの質問でしたが、心の相談員は置かないという、その答弁の中でも統合小だけに限らず町内の全小学校の保護者に対して悩みの相談を設けるということと、それから児童生徒の心のケア、人間関係づくりですか、構築というのは、そういう宿泊交流の計画は大変良いことだと評価いたします。

先に教育長の方から全国学力テストでの結果、大変良い成績であったとの報告を受けて喜ばしいことと思っております。それでも子供たちのことですから、ちょっとしたことで心に曇りが生じれば学習の意欲の低下になってしまうし、そうならないようにしばらくは十分気をつけていただきたいと思いますし、今後のその教育面にどのような取り組みを立ててこの学習意欲のもり立てに頑張っていく考えかをお聞かせいただきたいと思います。

それから次の峰浜地区の統合のことなんですが、これは私の手元にも児童生徒数の集計表はありますし、町長の答弁にもありましたが、平成24年度というのはすごく数の減る年なんですね。そこを一つの、なんて言うの、境目にして、地区の人たちとかPTA

の方たちが話題にしていることだと思うのです。でも、それは町長の考えを伺ったまでですから、現時点では年度を打って計画を進めるという段階ではないという認識でよろしいわけですね。

それと、次は子ども園のあり方についてです。

先ほど町長のお話しにもありましたが、やはり今から10年以上も前に、小学校の統合の話が出る前に保育園の統合の話があって、私もどこかに視察にやっぱり行った経緯があるんですが、やはり小学校の統合の方が先に計画を立てられて、そして現在に至ったわけですね。それはそれでも、このように少子化が進んでいるわけですから、早くにやはり保育園も統合していくべきだと思います。

それと私が常々考えてというか思っていることなんですが、今までは小学校は、これは国の政策レベルというんですか、その段階での話だと思うんですが、各保育園ごとに給食室を設けて、調理室を設けて給食の準備をしますよね。これをもし統合になって1カ所に保育所が集まれば、やはりそこでもまたそういうシステムでやっていかねばならないものなのではないでしょうか。あるいは、学校の給食センターを利用して給食を配食するような、そういう方向で将来的には考えられないものなのですか。経費削減のためとか、いろいろ節減の効果を担う意味でも、そここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員の再質問に対してお答えいたします。

やはり子供のケアというものは、**本当に大切だなあと心から私も思っているところでございます。先ほど私の答弁の方で申し上げましたように、全小中学校の保護者を対象に子育てに対する悩みの相談を実施しておりますが、また、こういう相談をいつでも受けますよということについては広報を使ってでも啓蒙してまいりたいと思っておりますし、昨年、今年度には岩子小学校、水沢小学校の統合に際しましても、やはりその子供のケアは大切だなと思ひまして、保護者の方々、そして学校、PTAと相談をいたしました。岩子小学校の場合は子ども園の時は一緒に**学んだ**ということでありまして、保護者の方々も気心が知れているということで**スムーズ**に統合に向かったと。現在もそのような要望がないわけでありますので**良かった**などと思っておりますが、何分にも八森地区の場合は3校、そして200名近い統合でございます。やはり地域性もありますので、教育委員会主導ではなく、あくまでも学校、そして保護者の皆さんと十分に話し合いなが**

ら、オブザーバーとしても参加しながら最善策をこれから講じてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方から、峰浜地区の小学校の統合問題についてお話をします。

9月に埴川の子ども園の運動会に行った時、ある男性が私のそばへ来て「町長、今度八森やれば、この次、水沢の方やられたすか」というふうに聞く人が私にいました。当時、校長先生もそばにおったんで、「いやいやいや、今そういうこと全然検討もしていないんで、あまり軽はずみに言わないでください」とは言ったんですけども、やっぱりPTAの会合とかそういう場で峰浜地区の人からも「今度おら方もやられたべな」という話をする人も中にはやっぱりおります。ただ、町自体としては今具体的な検討にはまだ全然入っていないというのが現状です。したがって、この後、いろんなどころですね、そういう話が出れば、意向がまずどうなのかということもですね必要だと思いますから、必要に応じてそういうものも調査するというのもまた出てくるかもしれません。ただ、現状さっき話ししたとおり、今のところ一定数の数がまだ確保されておりますし、それから設備的にもまだ大丈夫ですし、例えば岩館小学校みたいに複式がどんどん進んでいくという状況でもないわけですので、現状を今直ちにということとは私も今のところ考えていません。

それから子ども園の関係なんですけども、まず、ずっと経過があって、当時、子ども園の統合問題があった時に、先に子ども園を統合してまた3小学校に分けて、またというふうなことはなかなか大変だということもありまして、小学校をですね優先しながらやってきた経過がございますけども、いずれ、もしものことで今聞かれたわけで、給食の関係ですね。これね、やっぱり普通の小・中学校の給食でも中にいろんな体質の人があって、それに考慮した給食を届けている経過もありますけども、0歳児から就学前まで幅が広いわけで、非常にいろんな多種多様な対応をしないといけないのでですね、一律的なそういう給食で賄うというのはなかなか大変だと思います。そういう意味では、統合されても多分今のような状態になると思います。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、ほかに質問はありませんか。

○6番（丸山あつ子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで6番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時10分に再開したいと思いますので、ご協力願います。

午後 2 時 5 分 休 憩

午後 2 時 1 0 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） しばらくぶりの午後ということで、何か意欲がなくなったようだけれども頑張ってやっていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、農業政策であります。秋田県は20年でも減反率が全国トップでございます。それにも関わらず、今回、農水省の発表ではまた生産目標数が46万6,990トンという、前年比に比べて7,820トンという削減量でございます。これも全てが大潟村とは言いません。たいがい大潟村がこれに関わっていると思います。あの大潟村がある限り、守らない限り、秋田県の農業従事者は大変な目に遭うんじゃないかなと私は思います。これからそのしわ寄せがこの八峰町にもまいますので、どうかあれは秋田県と別枠とした大潟村だけの農業政策をするべきだと私は考えておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、ポンポコ山交流センター等の改善策についてお伺いいたします。

副町長を座長としてプロジェクトチームをつくっているはずですが、いまだかつてまだどのような方向性を持っているのか発表されておられません。今、早急に本当に改善策を出さなければ、ハタハタ館は今少し良くなっていますが、あれ以上にひどい目に遭うんじゃないかなと、財政面でも心配しております。

そこで、今、人員の数を数えてみても、臨時職員とか入れまして結構多いはずですが。それでハタハタ館でさえも支配人制度はやめております。あそこにはいまだかつて支配人という名前で頑張ってますが、この間、昨日ですか、町長の行政報告の中でピザづくり34回、そして参加者が316名ということで、数えれば約1日1回9名、1人平均すれば、年間にすれば1人より行ってないような勘定になります。それであの59%の生産目標では、とてもじゃないけれども赤字になって大変です。やっぱりこれは早急に改善策を発表して、また議員にもこれをどのようにしていいか今後話し合うべきだと思います。私独自で考えたのは、今ここに下手な絵を持ってきておりますが、富良野のような国道

から菜の花とかいろんな季節ごとの花をずっとやりまして、この今あります交流センターは壊し、そしてあそこにポンポコの事務所でもつくって、そこに臨時職員を1人置いて事務して、グラウンドゴルフに来た人に貸し出したり、御飯はやる必要ない。前の方に道の駅がありますので、そこで食べてもらうようにしたらいかがかと。そして向こうにあります芝生を、これをきれいにしてやるべきだと。それからキャンプ場、ログハウスも整備し、そうすることによってもっともっと人が来るのじゃないか、それも人件費も削減されるし、どうか副町長、このことを考えながらプロジェクトを進めてもらいたいと思います。町長はいかがお考えか、まずお聞きしたいと思います。

次に、菜の花事業についてお伺いいたします。

今、世界では環境問題が大変な問題になっております。それで世界的にも環境問題に取り組んでいる中において、菜の花はバイオとか食用油にはものすごく人気が出てきております。八峰町も今回プロジェクトチームをつくり、参加者は峰浜・八森地区で17人と聞いております。将来的には、小坂町では今現在53名が参加して大々的にやっているようではありますが、八峰町としては今後ずっと続けていくのか、それとも今回限りでやるのか、そして人を増やしてどのぐらいの作付面積をしていくのか、それをお伺いしたいと思います。

その工場、要するに搾油する、あれは小坂町に委託するということではありますが、小坂町も忙しくなればやっていられなくなるかもしれません。そこで旧峰浜庁舎跡地に、峰浜にも少し恩恵を与えるためには、あそこに搾油工場でもつくってやった方が私は町長も鼻が高くなるのじゃないかなと、こう思いますので、どうかそのような希望をしますが、町長はいかがお考えでしょうか。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農業政策についてであります。

まず、生産目標数量の関係につきましては行政報告でも触れさせていただきましたが、今月1日、農林水産省から21年産米の都道府県別生産目標数量が発表されましたが、その後、集計ミスがあったとして修正が行われています。

その結果、秋田県の実績目標数量は170トン加算され、対前年比7,650トン減の46万7,

160トンとなったところであります。

今回、全国最大の削減量となったことについて、秋田県では「生産調整が未達成だったこともあるが、それ以上に県産米の需要が減少したことが大きい」と分析していますように必ずしも生産調整の実施状況が**全て**でなく、他にも原因があるようであります。生産調整未達成に伴うペナルティー削減量がどのぐらいなのか。需要の減少、言い換えれば販売不振による削減量がどのぐらいなのか**など、具体的内容が現時点で公表されておらず判断材料がないことから、大潟村に原因があると軽々に結論づけることはいかなものか**と思っています。

市町村別生産数量の発表までのスケジュールを申し上げますと、今月22日に秋田県米政策事業推進本部会議が開かれ、市町村別生産数量などが決定されます。24日には県米政策推進本部の決定事項を説明するため全県地域振興局農林部長会議が開催され、25日には市町村別生産数量が発表されます。その後、地域振興局主催の市町村説明会があり、この時点で詳細が分かることとなります。

生産調整未達成に対するペナルティー削減量**が、達成**市町村の生産数量にどう影響するのか気がかりとなりますが、市町村への配分方法は、秋田県に配分された生産目標数量を、**前年実績**などをもとに算定する基本数量割に70%配分し、残り30%は一等米比率、直播栽培や特別栽培米の取り組み、あきたこまち以外の作付割合など売れる米作り関連要素割として、市町村の取り組み状況に応じて配分する積み上げ方式となっています。

一方、これまでペナルティーによる削減量については、生産調整未達成市町村に割り当てる減算方式の仕組みとなっていますので、生産調整を達成している当町は、これまでもペナルティー削減の配分を受けておりませんが、来年もないものと思っていますが、この点については市町村説明会等の説明や情報を正しく注視してまいりたいと考えています。

次に、ポンポコ山交流センター等の改善策についてのご質問にお答えします。

ふるさと交流センターは、平成元年度に住民の休養と都市との交流促進を目的に旧峰浜村が整備したもので、当初は村で運営しておりましたが、平成9年度に第三セクター「株式会社ポンポコ山」を設立し、施設の管理運営を委託しております。

昨年までの主な営業は、入浴事業で年間3万数千人の利用者がおりましたが、収益性が低く、町から年間1,800万円の管理運営委託料を受けております。

今年度は、浴室の漏水のため昨年10月末に入浴事業を廃止したことから委託料を減額

しておりますが、それでも1,000万円の委託料が必要になっております。

このため、7月に副町長を委員長とするポンポコ山公園検討委員会を設置し、これまで、4回にわたって検討会を開いておりますが、公園整備につきましては、老朽化した危険な建造物については解体の方向で検討しており、道の駅と産地直売施設「おらほの館」を中核に据えて、高齢者から子供まで安全に利用できる公園整備をコンセプトにしております。

しかしながら、これまでの検討で、公園整備と株式会社ポンポコ山の営業基盤をどのように結びつけるかが大きな課題となっております。また、10月20日には中間決算を主な議題とする株式会社ポンポコ山の取締役会を開催しておりますが、会社の基幹となる営業活動を見出せず、会社の処遇に関しては筆頭株主の町に一任をされております。このため、最終のポンポコ山公園検討委員会の検討案を受けて議員の皆様には報告いたしますが、ポンポコ山交流センター等の管理運営については議会全員協議会等で議員の皆様のご意見も伺いたいと思います。

先ほど石塚議員から具体的なスケッチまで示して提案を受けましたけども、それも含めて、この後、検討させていただきたいと思います。

次に、来年度からの菜の花事業の実施にあたり、町では八峰町菜の花プロジェクトの企画書を作成するとともに、菜種栽培に取り組む農家を支援するため補助要綱を定めたところであります。

ただ、菜種は9月ごろに種を播き、翌年の7月ごろに収穫する二年一作の作物であるため、会計年度に従って来年の9月に種まきすると収穫は再来年ということになります。そのため、菜の花プロジェクトの趣旨に賛同する農家を公募し、先行して作付を実施していただいております。

菜の花プロジェクトについては議会の皆様はまだ十分説明しておりませんが、新年度予算に関連して説明をしたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

菜の花プロジェクトの大まかな内容について申し上げますと、遊休農地などに菜の花を植え、収穫された菜種から菜種油を作って販売や地産地消し、回収した廃食油をBDFに再製して地域内で使用するという資源循環リサイクルの取り組みを実践しようとするものです。それぞれの実施段階において、行政、住民、農業者や各種団体等が役割と目標を持って参加してもらう内容となっており、より多くの住民が参加する取り組みに発展することを期待しております。

また、このプロジェクトは、地域の活性化や資源循環型社会の構築、地球温暖化の防止をテーマとする行動のきっかけづくりを狙いとしていますが、特に農地の保全や連作障害対策、菜種油の商品化、菜の花が創出する農村景観など、農業や観光の分野での菜種の持つ特性を生かした地域活性化の効果に期待をしております。

しかしながら、菜種は収穫量が少ない上に販売単価も安いいため、10アール粗収入が1万5,000円程度にしかならず、何らかの助成がなければ赤字となる作物です。収益が期待できないため作付奨励することも難しく、菜の花事業を展開しているほとんどの地域では転作助成金を活用した取り組みとなっております。収支の課題と合わせて、菜種は一般的でないこともあって栽培管理や技術面の課題も多くあります。そのため、町では助成金を交付する展示圃という方法で11人の方に約4ヘクタールの作付をお願いしております。今後二、三年の間は展示圃の取り組みを実施し、農家の皆さんには栽培技術を磨いてもらうとともに、助成金がなくなった後の支援のあり方や普及・拡大が可能かどうかなどを検討してまいりたいと考えております。

石塚議員ご質問の作付面積と作付者の今後の目標ということですが、今申し上げましたとおり、当面ここ二、三年は現在展示圃をお願いしている程度の人数や面積で栽培技術の向上や支援のあり方などを検討する時期と考えておりますので、現時点では作付面積や作付者の将来目標は特別設定はしておりません。

また、菜種の搾油につきましても、ここ二、三年で生産量が急激に増えることはないだろうというふうに思っています。今のところ小坂町へ外部委託を考えておりますので、峰浜庁舎跡地への搾油工場の構想は今のところ持っておりません。

また、菜の花事業に取り組んでいる市町村や民間団体が加入している、あきた菜の花ネットワークというNPO法人があります。当町も加入しておりますが、この団体が計画している搾油から瓶詰めまでの一連の作業を出張して行う移動式搾油施設の実用化に目処がつきそうだという情報がありますので、当面は施設より菜の花の普及拡大に力を入れてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 農業政策の、私は名指しで大潟村と言いましたが、多分、これが分かれば向こうから抗議が来るんじゃないかなと思います。それでもいろいろやった中で、全て大潟村とは言ってませんし、ある程度の要因は占めていると私も思っている

し、多分、農業従事者もそのような考えだと思っておりますが、なぜそのいつも秋田県だけが減反率とか生産目標がもう一番に減らされるのかということを実際にこれは真剣に原因究明をしない限り、農業者に対しては大変なことになると思いますので、どうかこれ、町長はじめ課長、農業振興課の課長あたりでも一生懸命頑張ってもらって、これの原因究明、少しでも生産目標が高くなるようにどうかお願いしたいと思います。

それからポンポコ山の、今聞いたらば今度全員協議会の中でもお話しがあるということなので、その時にでもまたお話ししたいと思いますので、それは今日はやめておきます。

そして菜の花ですけども、まだ見切り発車で将来どのように、どのぐらいの人が増えるか、どのようになるかということはまだ把握できないのは当たり前だと思います。多分、大抵の人はやってみて**おー良いな**と、そう思えば俺もやる、俺もやるというのが人間の性格だと思いますので、ただ、そこまで行くまでに大変な苦労があると思いますので、どうか今、町長と、それから農業振興課の課長も頑張っていると思いますが、何とか将来的には少しでも潤うような形を取って頑張ってもらいたいし、ただ先ほど峰浜庁舎はそういうのはしないということでありましたが、さっきの一般質問の中でも、あそこは分譲地としてやるんだということ去年の12月には明記されていましたが、今はこの人口が少なくなっているし、分譲地としてはなかなか難しいんじゃないかなと思います。どうかやっぱりあそこに何か建てて、そしてあそこには峰浜はいろんな農業者、それから要するに梨とかいろんな面で果物でも果実、いろんな面がありますので、そういうような農産物の加工、あそこの農林水産加工処理場というのは名前が「加工処理場」で研究所みたいな形ということでもありますので、どうか農業者のためにもひとつその加工という、本当の加工で頑張れるというようなことを今後考えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○3番（石塚正一君） はい。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 答えします。

1点目の農業関係のお話しなんですけども、今これからですね、いろんなこうなった経過については明らかにはなってくると思いますけども、生産調整だけが一つの要因ではないと。秋田県の場合は、ご存じのとおり、今、あきたこまちが八、九割なんですね。

市場の動向とこれがマッチしているのかという問題も今出されてきていまして、県の方でもそういった品種のですね、そういう作付の割合を変えていこうという話をしてるんですけども、なかなかこれはやっぱり農業者のですね、意向もございますので進んでないというのが現状です。ただし、市場というのはそういう関係なくですね、必要なところに動くわけですので、秋田県の米が当然売れなくなれば当然それだけそれがまた影響してくるという問題にも繋がっていきますので、これは町だけというんじゃなくて、J Aとか、あるいは県全体の農業政策の中である程度そういった方向についても改善をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

いずれまだ詳しくですね、さっき言ったように分析内容が下りてきていませんし、県も、それからJ Aもですね、我々もそうなんですけども、その寄ってきたものはですね、捉えて、この後のいろんな体制に生かしていかなきゃならないというふうに思っています。

それから、まずポンポコ山の件についてはこの後ということで、菜の花ですね、今申し上げたように、まずとにかくこれでやってみようという人をですね、拡大をしていくということが当面今必要だと思います。この方々も技術的な問題とか、やっぱり試行錯誤は必要だと思いますし、それからまた、これに手をつけても果たして採算が取れるのかというのが、これ取れば何でもすぐ飛び込んでくるんですけども、そういう隘路もあります。しかし、それを乗り越えていかないとなかなかこういう事業は展開できませんので、今、県全体の菜の花プロジェクトでも菜種油「なびお」とかって出しています。それからまた、小坂町、それから藤里町でも出していますけども、やがてですね、これが生産量が増えていけば、当然八峰町特産の菜種油ということで発信できる要素にもなります。そういったものを目指しながらですね、少しずつ体制を固めていきたいなと思っています。

庁舎跡地の活用について今提起がございましたので、これは石塚さんのご意見を受け止めながら、そういうものが可能であればですね、それなりに考えていかなきゃならない課題だと思っています。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） 3番議員、ほかに質問はありませんか。
- 3番（石塚正一君） ありません。
- 議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫くん。はい、8番。

○8番（菊地 薫君） 通告に従いまして一般質問いたします。

前段で複数の議員の方々から重複した質問がなされておりますが、それを承知の上で町長から答弁をお願いいたします。

はじめに、遊休施設の利用ということでお尋ねいたします。

遊休施設の利用ということで、ここでは統合後における八森小についてお尋ねいたします。

八森地区3小学校の中で一番早く建設された校舎であります。老朽化が心配される中で大規模改造の上、使用できるのかできないのか、まずはお尋ねいたします。

庁舎内において検討された遊休施設再利用計画によりますと、八森小校舎は解体した後には統合保育園敷地とすると報告されております。そもそも小学校の統合については保育園の統合問題から始まったものであり、当然、保育園についてもこの後、論議すべきものと考えます。

そこで私は、幼老複合施設としての保育園を考えてみてはと提案をいたすものであります。

幼老複合施設とは、保育園や児童館、小学校などの子供用の施設と、老人ホームやデイサービスセンターなどの高齢者施設の合築併設を指すと、このように謳ってあります。生活する老人と幼児の交流の機会をつくる施設でありまして、そこから生まれるものは計り知れないものがあると思われまます。通常、別々に生活している老人と園児が、時間を限定しながらフロアを共有するというものであります。少子高齢化の進行を背景に急速に増加する高齢者が安心して老後生活を送ることができるように、様々な福祉関連施設や介護サービスの基盤を早急に整備することが求められております。一方で、子育て中の親が安心して子供を育てられるように、社会的支援や豊かな環境の中で成長することができるような地域社会づくりも重要な課題であります。それぞれ独立して進められてきました。しかし、今では省庁の壁を越え、高齢化施策と子育て支援策との連携が様々な形で行われているようです。八森峰浜ふくし会に伺ったところによりますと、特養への入所待機者は両施設合わせて、町内が165人、町外からが219人、合わせて384人となっておりますが、実際はだぶって申し込みをしていることから、約半数の待機者ということでありまます。それでも190人ほどとなるようでありまます。まだまだ施設の必要性が問われるところでありまして、八森小近くには海光苑があり、福祉のエリア的と考

えるならば、統合保育園を計画の際には是非複合施設なるものを取り入れてみてはいかかかと尋ねるものであります。

次に、不況対策についてお尋ねいたします。

アメリカの金融破綻に端を発し、経営危機が今や全世界にまだ及び、我が国においても大変な状況になっております。中小企業のみならず、今や大企業の突然の解雇通告、そして住宅や寮を追い出される事態など、連日の報道に目頭が熱くなる思いであります。もちろん地方においては、ますます底の見えない不景気が深刻であります。経営者にとっては、口々に諦めともとれる悲鳴が聞こえてきます。

当町においては、今年はハタハタの大漁景気に沸いており、明るい話題となっておりますが、その分、価格も安く、手放しで喜べないようであります。業種を問わず不況と言われる中で、八峰町内の現状をどう分析、認識しているのか尋ねるものであります。

次に、定額給付金についてお尋ねいたします。

まだ財源を含め国会も通らないこの給付金については、政府は年度内に給付を約束しているようではありますが、八峰町における支給総額とその方法についてはどのようにするのか尋ねるものであります。

灯油購入費につきましては、助成につきましては、昨日の補正に提案されたということで質問を取り下げたいと思います。

21年度にはかなりの税収不足が見込まれると思われれます。予算編成にはどのような方針で組まれるのか、また、財政計画にも影響は出てこないのか尋ねるものであります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地 薫議員の質問にお答えいたします。

はじめに、遊休施設の利用についてであります。八森小学校校舎は昭和47年度に建設され、その後、昭和63年度に大規模改造事業を行いました。それからさらに20年が経過し、建物の傷みも激しくなっております。

また、保育所として再利用する場合は大規模な改修工事が必要となることから、町の遊休施設再利用計画では現在のグラウンドに統合子ども園を建設し、現校舎は適当な時期に解体するとしております。

先ほどお話ししておりますように、遊休施設の再利用には多額の経費が必要となります。

このことから、その財源の確保も重要となりますので、遊休施設再利用計画の内容を十分検討した上で、それを基本に地域再生計画や新過疎計画へ反映させるなど財源確保を図りながら計画的に事業実施できればと考えております。

八森小学校解体跡地へ通所介護施設と保育園が一緒となった幼老複合施設の建設についてであります。まず通所介護施設につきましては、現在、町内には八森峰浜ふくし会が松波苑と海光苑にデイサービスセンターを開設しております。両施設の利用者は、松波苑が1日当たり定員33名に対し平均25名、海光苑が定員30名に対して平均22名ほどの報告を受けております。また、社会福祉協議会においても湯っこランドなどを利用しながら事業を実施しており、1回当たり35名程度となっておりますが、利用者は若干少なくなってきたとのことであります。

通所介護サービスを受ける方について、ふくし会では、今後若干の増加を考えられるが大幅な増にはならないのではないかと見込んでおり、早急にデイサービスセンターの増築等への対処をしなければならないとの相談は受けていないところであります。

ただ、ご提案のありました幼老複合施設につきましては、高齢者が幼児と触れ合うことにより介護予防にも役立つとのお話もありますので、今後の通所介護施設のあり方などについて、ふくし会のご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

また、子ども園につきましても、児童数の減少が著しい状況や施設の老朽化の問題もあり、今後どのような方向性がよいのか内部検討委員会で検討しておりますので、ご提案の件につきましてもその中で検討させていただきたいと思っております。

次に、不況対策についてのご質問にお答えいたします。

菊地議員がおっしゃるとおり、世界は百年に一度と言われる経済不況に陥っていると言われ、この原因がオイルマネーなど実態のない市場での投機資金が働き原油の異常な高騰を招くなど、今回の金融及び経済危機は経営者や労働者の努力によって克服できるものではないとも言われております。

国内においても、自動車や電機関連のグローバル企業が大幅な減収を予測し、雇用情勢の悪化が極めて深刻化しております。

国では、8月末、原油高に対応した総合経済対策、10月末の生活対策に重点を置いた追加経済対策に続き、今月に入って生活防衛のための緊急対策が講じられようとしておりますが、運転資金に困窮する中小企業が急増していることは、当町のみならず、国内の大きな問題と言えるのではないかと考えております。

当町では、安心実現のための緊急総合対策において、緊急保証制度が10月31日より開始されたことから、白神八峰商工会と連携を密にし速やかな認定業務を行っており、年末の資金需要期に経営安定化資金等がスムーズに活用できるよう配慮しております。

定額給付金についてであります。今年3日、県庁において総務省の定額給付金事業概要の説明会がありました。それによりますと、施策の目的は「景気後退下での住民の不安に対処するため住民への生活支援を行うとともに、合わせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資する。」としており、事業主体は市町村で、国が100%補助するとしております。

給付対象者は基準日に住民基本台帳に記録されている者で、受給権者はその者の属する世帯の世帯主としております。基準日は来年1月1日か2月1日にするか検討中で、外国人の取り扱いについても未定とのことであります。

支給額は世帯構成者1人につき1万2,000円で、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については1人につき2万円とのことであります。

これを基に12月1日現在で本町の給付額について外国人を除いて試算すると、約1億3,900万円となります。

国では年度内の支給開始を目指すこととしておりますが、給付事業の詳細が決定していない上、国会において補正予算及び関連法案が通ってから各市町村議会で補正予算を通し、その後、住民基本台帳システム及び外国人登録システムの改修に着手し、それから定額給付金の申請や給付事業をスタートさせるというスケジュールを考えますと、日程的には極めて厳しいものがあると感じております。

支給方法については、原則口座振込とし、振込での給付が困難な場合に限り窓口での現金給付が望ましいとしております。

このように、まだ制度がしっかり固まっていない段階でありますので、正式に制度が決定し詳細が分かり次第、皆様に情報を提供したいと考えております。また、この事業を装った振り込め詐欺などの犯罪も危惧されることから、犯罪防止の広報も実施したいと考えております。

景気悪化による平成21年度予算策定への影響についてであります。町税など自主財源の減少は避けられないと思っておりますが、最も心配されるのが地方交付税の動向であります。本年8月の総務省概算要求では、前年比マイナス3.9%でありましたが、その後の国税5税の大幅な減少を考慮すると、さらにマイナスとなることが予想されます。麻生

総理が今月12日に地方交付税の1兆円増額などを含む23兆円の生活防衛のための緊急対策を発表しましたが、今後発表される地方財政対策や総務省財政課長内観などに留意し、予算編成を行いたいと考えております。

なお、今後の財政計画であります。本町財政計画の指針となる国の地方財政対策の方針が毎年度大きく変更され、今年度に入ってからにはさらに混迷を深め、地方交付税総額も流動的状況の中では長期的財政計画が極めて作成しづらい環境にあります。このことから、刻々と変化する国・県からの情報をよく分析し、中期的な財政計画の作成に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員、再質問はありますか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 八小の跡利用であります。通所介護ということでの位置づけで私は質問したわけですが、特養の待機者なる者が非常に多いという現実ですね。これは、いずれこの町が人口減、あるいは高齢化割合が非常に高くなっていく中でも、どういうこの地域の形が変わっていかうともですね、当然必要な施設とこれなることと思うんです。そういう意味合いからしますとですね、保険制度が介護保険でも今自宅介護を非常に国でも進めておりますし、そういう方向には変わってきておるわけですが、それさえも人口減の中では非常に限度が出てくる。当然、将来にわたって負担となることは事実でありまして、その施設の利用と必要性というのは私はこれは当然だと思うことからですね、質問したわけですが、通常に限らず特養と位置づけでの複合施設なるものはどうかという考え方をひとつ伺っておきたいと思っております。

あえて財源とかそういう時期とか、そういうものを私明言して伺ったものではないわけですが、当然そういうものも必要は当然計画の中では考えるべきものと思っております。まずはその位置づけ、必要というものをですね、いま一度、町長にお尋ねしたいと思っております。

それから、これは不況の中での町村自治体で何ができるのかということをつめた時に、今、午前中の話でもマル樫の枠拡大等々ありました。非常にありがたいことだと、こう思っております。

大手の大企業が地域にないということもあります。この不況ということが意外とですね口々には出ますが、身近にあそこの会社がどうなったこうなった、人が削減された、なかなか聞こえてこないんですね、大きな数じゃないですから。その辺の実

態をですね、どう捉えているのか。そういう例えば相談的なことが役場にあるのかどうか。大分での行政でその解雇社員を数を限って1カ月間使うとかね、大阪でもありました。北海道では、ある町ではですね5キロの米を農協と自治体とで半分ずつ出し合っていますね、全世帯に配付したという、まずね、こういう例もあるんですね。ですから、この不況をどう捉えているかという考え方でいろんなサービスといいますか、そういう支援の仕方があるわけでありまして、そういうことも踏まえてですね、今後どうまた景気が変わっていくのか、事態が変わっていくのか、そういうことも含めながら、是非その都度の対応、これ以上の対応というものが場面がありましたら対応していただきたい。これは要望にしておきます。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ごろ、町と、それから八森峰浜ふくし会とのいろいろ意見交換会がございまして、その場でいろんな話をされて、先ほど菊地議員がおっしゃった待機者の数等についても、その場で聞いております。もう少し状況を見ないといけないんですけども、ふくし会の方でも現状からいくともうちょっと数が必要なのかなという話はしておりました。したがって、これから来年度スタートの老人福祉計画、介護保険事業計画の策定委員会が今開催されていますので、この後のそういう需要量の見通し等を踏まえながら、その計画の中でそういう方向性がですね、出てくる可能性もあります。これは委員会の中で議論されるわけでございますけども、我々としても決して今の松波苑、そして海光苑の数だけで、もう十分事足りたという考え方は持っていませんので、そういう状況を踏まえながら、将来的な課題としてはやっぱりもう少し造成しなきゃならないのかなという気持ちは持っています。ただ、それが今の八小の跡地を活用してそういう施設をつくるのかどうかということになりますと、もう少しそこら辺を検討し、また大型事業だという可能性もありますので、現状の例えばやるにしても松波苑なり海光苑をね、増やしながらかやっていくという方法もございまして、いろいろまだそういう具体的な中身は検討しておりませんが、問題意識として必要性については感じながら、この後、対処していきたいなと思っています。

それからあと、後段の方は意見だということでありましたけども、いずれ町内でもこれは直接的な今の不況と関わるかどうか分からない企業ですけども、ひとつ整理をしてみたというところは伺っております。それから、企業内部でもやはり残業とかですね、そういうものを規制するとか、そういう動きは承っております。

ただ、大分の事例のようにああいう大企業がどんとなくなったということで、地域に対する影響がものすごい大きいということで、市でも市役所の仕事の部分的なものを呼応していくという立場で今頑張っているようでございますけども、我々としてもこの後の状況を見定めながら、何か必要なものがあればですね、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（阿部栄悦君） 8番議員、ほかに質問はありませんか。

○8番（菊地 薫君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで8番議員の一般質問を終わります。

皆さんにお諮りします。休憩の必要がありますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 休憩の声がありますので、休憩いたします。3時にご集合ください。

午後 2 時 5 8 分 休 憩

.....
午後 3 時 5 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。はい、14番。

○14番（見上政子君） 最後となりました。皆さん大変お疲れのことと思いますけども、私の一般質問にどうかお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まずはじめに、はじめにといいますか、通告に従い4点について一般質問を行います。

まずはじめに、図書館の充実を図れないかについて伺います。

図書室の一番の難点は2階にあることと、本の管理ができていないのではないのでしょうか。乳幼児を持つ親が子供と一緒に絵本に触れる大切さは、わいわいキッズでブックスタートとして体験していることです。退職された人が余暇を利用して教養を高めたい、情報を知り得たいと思っても、気軽に時間を取れるような場所として図書館の活用が求められているのではないのでしょうか。公民館に「図書室」と表示されてはいますけれども、よく気をつけないと目に止まらず、図書室があることさえ分からない人が多いのではないのでしょうか。教育委員会として公民館の図書室をどのように位置づけているのか、魅力ある図書室のあり方についてはどうあるべきか、こういうことについて教育長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問をします。高校生の全ての子供たちに健康保険証を与えることを考えないでしょうか。

幼い子供を持つ親御さんにとって保険証がないことが大変な恐怖になっているのではないのでしょうか。しっかりした体力がつくまで、何度も風邪にかかったり、集団生活をしているとあらゆる感染にかかる危険性があります。乳幼児から義務教育期間の子供の親が国民健康保険税を1年間滞納したことで、八峰町は機械的に資格証明書を発行しています。病院に行きたくとも窓口で医療費を全額払うことを考えると、ためらってしまう親御さんがいる、こういう現状について教育長はどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

また、20代から30代の世帯にとって、収入と国保税の負担割合が規定どおりではあったにしても負担になっているのではないのでしょうか。担当課でどの程度相談に応じてきたのでしょうか。

子供の資格証明書は全国で3万3,000人と急増して社会問題になり、国・県が動き始めています。県では、通達の中にこのことに関して特別な場合に当てはまるのではないかと、関係機関と相談の上、保険証を与えるよう指導していると思います。全県でははじめから子供に保険証を与えることは当たり前と考える理念から、12市町村と半数近く占める市町村は資格証明書を発行していません。魁新報社でのアンケートの調査では、当町はこのような情勢の中でもいまだに検討中という、この記事を私は読みました。保険税を払いたくても払えない世帯に対して、当町は、当局は減免申請を例外中の例外とか家族全員の同意書を得ないと書類審査を拒否する、こういうやり方を取っています。子供の資格証明書の発行率は全県で2位です。また、今、高校生というのは子供たちが進学するというのが当たり前になっています。経済力の持たない高校生も同じ立場で病気から子供を守ることは、行政の役目ではないかと思います。4市1町で18歳以下に保険証を交付しています。

以上のことから、子供たちに保険証を交付することが病気から守り、健やかな成長と健康を保証するセーフティーネットと考えませんか。町長のお考えをお聞かせください。

3番目の質問は、町の空き施設の有効活用ということでお尋ねしたいんですけれども、先ほどから何名かの方々がこのことについて質問しておりますので重複すると思いますが、私は八森小学校のことについてはいろいろ町長の答弁を聞きました。私の立場からして、八森小学校解体ありきなのかどうなのかということについて聞きたいと思います。

解体ありきであるとするれば、これは大変もったいない、まだまだ使えるのではないかと思います。外壁のリニューアルもつい最近やったのではないのでしょうか。小学校は学校として合理的な機能が備わった建築であり、凜とした中に教育の重厚さが漂っています。

ここに解体した後に八森子ども園を移転するとありましたけれども、私は解体した後、今のまま子ども保育園を考えているのかどうか、その辺分かりませんが、もし子ども保育園がここに移転するとしたら、これはやはり児童福祉施設としては不向きではないかと考えます。天井の高さや床の固さ、こういうことを考えると、乳幼児には不向きではないかと考えます。子ども園、3小学校統合の後には3子ども園の統合ということが以前からありました。これは人口の流動化で計画が数年経って変更することはあると思います。子ども園の今後のあり方はどのようになるのか先ほどから答弁がありました。はっきりした答弁は出てないと思いますが、当然このことについては全議員の人たちが危惧していることではないのでしょうか。これからの展望について長期的な考えを出していくべきではないかと思えます。

また、今の八小の跡地には、建物は私もありきということで前提で話をしているんですけども、青少年や大人向けの集会場所や地域の資料館、また、託老所などの地域のニーズに合わせた考えを合わせていけないものではないのでしょうか。空き施設が長く続かないように早急に実施計画を立てる必要があると思います。八森のほぼ中心に位置した校舎が使われずにそのまま存在しているということは、少し不気味な存在になってくると私は思っております。速やかな決断が求められているのではないのでしょうか。

また、もう一つ空き施設についてお尋ねをいたします。

石川子ども園の閉鎖は、閉鎖してからしばらくになります。敷地内の環境や建物自体、そのままにするのは本当にもったいないばかりです。乳幼児の福祉施設として乳児院も視野に入れ、全県で今一つしかないと言われる乳児院を石川子ども園、これを利用するというのを県の方に手を挙げて調べていく必要はないか、このように私は考えております。また、養護施設のグループホームとしても利用できるのではないのでしょうか。児童福祉施設として適していると判断したら、県内外にこだわらず、都会からでも受け入れるようにネットでの情報公開するなど、いろいろな手段があると思いますが、速やかな再活用が求められていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、町の臨時職員の待遇改善を考えないかということについてお尋ねをいたしま

す。

臨時職員の規定によりますと、5カ月労働して15日間の休みを経て再契約して、賃金一定のまま再雇用を繰り返しています。現在、45人の臨時職員がいると言われております。職員全体の3割に達しています。その人たちの労働条件はどうでしょうか。雇用保険と社会保険、有給休暇が少しあるだけです。辞めてハローワークに離職表を提出する際にも、過去6カ月間の賃金を書くこととなりますが、15日間の休みが入り一時金もありませんので平均賃金が下がり、失業保険にも影響してくると思います。民間の会社の雇用条件よりも待遇が悪いのではないのでしょうか。官公庁で働く臨時職員が劣悪な労働条件のもとで働くことが、若者が製造業で働く非正規労働者と同じ問題として今取り上げられています。臨時職員、日々雇用、パート職員、職員と同じをしながら労働報酬はこれに見合っているのでしょうか。

今、非正規から正規へと叫ばれています。労働派遣法では、契約を四、五回繰り返す場合は正規職員にしなければならないとしています。臨時職員は職員が不足している穴埋めに同等の仕事をこなしている方ばかりが働いていると思います。職員不足は行政改革の名のもとで、役場職員は退職しても見合うだけの採用はせず、減り続けています。一方、臨時職員は増やさざるを得ない状況は今後も続くのではないのでしょうか。公務員は労働者という側面と同時に、町民への奉仕者として公正で効率的な行政サービスを町民に提供するという、他には変えられない側面を持っています。公務員の数は欧米と比べても少ないんですけれども、国は削減を求め続けてきます。年々職員が減る中で、臨時職員の待遇改善について町長は何か考えておられますでしょうか、このまま続けていくのでしょうか、町長の考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

図書室が2階にあり不便ではないかということではありますが、現状では隣接してエレベーターがあり、バリアフリーでもありますので、高齢者や障害者の方々にもそれほどご不便をおかけしている状況ではないと判断しております。

また、ブックスタート事業につきましては、健康推進係で乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行っているものでありまして、見上議員もメンバーではあります、かもめグ

ループのご協力を得ながら、大変好評で成果を挙げていると伺っております。

現在、公民館の蔵書数は約1万冊で、そのうち児童図書は約850冊であります。児童図書につきましても、毎年予算の範囲内で、かもめグループの皆さんとも相談しながら一定数を購入しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

シーガルの利活用につきましては、平成18年6月にも関連したご質問がなされております。その際に、「ガラス張りが不評かどうかは賛否の分かれるところかと存じますが、シーガルを図書室と兼ねた談話室にのみ改修することは、それほど難しくはありませんが、多くある蔵書を収納する場所と、最近では真剣に勉強されている中高生や一般の方々が読書する場所として考えた場合や、談話室の仕切りなどを考慮すると、既存スペースでは狭隘であると考えております。」とお答えいたしております。

現在、シーガルは分煙室を廃止し、内装も改修して、従来の談話室のほか自殺予防対策事業の一環として陽だまりの会の皆さんによるサロンの開設、文化祭時の食堂の開設など有効に活用されております。このような状況から、シーガルを図書室兼児童館的なスペースに変えることは困難な実情であると考えております。

いずれ、教育委員会の課の配置も含めて整合性や利便性などを全体的に配置計画を考慮すべき問題ですので、十分検討しながら対処すべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、来年4月から統合小学校がスタートすることから、閉校する小学校が所有する学校図書の収容スペースの関係もあるので、ボランティアの活用も含めて、ファガス内の一角の利用等についても検討してみたいと考えております。

コンピュータによる本の貸し出しにつきましては、以前から県立図書館の蔵書検索システムとネットワークが稼働しておりますので、いつでも事務室に申し込んでご利用いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長から答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず、高校生以下の全ての子供たちに健康保険証をについてのご質問にお答えします。

このご質問に対しては私と教育長に答弁を求めています。考え方は同じでありますので、私の方からまとめて答えさせていただきます。

まず、国民健康保険における資格証明書につきましては、国保税を1年以上滞納し納

付相談などにも応じないなどの場合、被保険者証返還等審査会において審査し、納税の公平性から資格証明書の発行もやむを得ないと判断した場合に行っております。この場合、同一世帯・同一証の取り扱いとなっているため、滞納者の世帯員全員に資格証明書を発行することとなっており、子供たちにも発行することになります。

当町の子供たちへの資格証明書発行の割合が多いとのことですが、各市町村における滞納者の納付相談の状況や家族構成などによっても違いがありますので一概に比較するのはどういふものかと思えます。

いずれにしましても資格証明書解消のため、滞納者の皆様には納付相談されますようお願いするものであります。

次に、県からの通達の件ですが、今般、県より「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」として、「子供のいる滞納世帯については、納付相談等面談により、子供が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難等の理由で特別な事情に該当する状況が起きる可能性がある」と判断される場合、短期保険者証の交付に努めることとする。」との通知がありましたので、子供のいる世帯に対する短期被保険者証の発行については、当町においてもこれに従った取り扱いをすることとしております。

また、減免制度については、これまでも何度かお話ししてきましたが、税の減免は法に従って確定した租税債務を変更するということであり、その取扱いは厳格にされねばならないものです。

そのため減免条項には、被災あるいは公私の扶助を受給したなど特別な状況が生じ、かつ、世帯の担税力を判断し、必要があると認められる場合に限り減免することができるとの規定を設けています。世帯の担税力ですから、家族全員の資産状況を確認することは欠かせないものであり、この点について協力が得られないまま減免するならば、税負担の公平という観点から、苦勞して納税している他の納税者の理解は得られないものと考えます。

なお、減免結果として滞納世帯の減少に繋がることは事実ではありますが、滞納世帯に対する取り組みは法の規定に従って行いますので、滞納世帯を減少させるために減免するとも取れる考え方には賛同しかねると言わざるを得ません。

ご指摘ありました県の指導ということについては、先ほどの県からの通知には「国保は相互扶助制度であるので、滞納事由を参酌し、負担の公平に配慮するよう

に。」、「税務課や相談窓口と情報を共有し、滞納世帯の生活実態を把握し、滞納解消に努めるように。」、「客観的かつ公平に行うため、判定委員会に諮るように。」といった留意点が示されていました。一緒に添付されていた厚労省保険局国保課長からの通知には「資格証明書の交付については機械的な運用をせず、特別な事情の把握をした上で行うように」とあり、具体的には「滞納者と接触を図って、納付相談に加え、生活保護や多重債務問題の相談窓口の紹介も併せて行うことにより滞納者が相談しやすい環境を整えるように。」とありました。

両方の内容からして県の通知の意図は、単に徴収を行うだけでなく、個々の滞納者が抱えている問題把握に努め、その解決のために適切な相談窓口に繋げるなど関係機関の連携した対応により、滞納世帯の解消に努めるようにということだと理解されます。故に、減免による滞納の解消を主に意図した通知ではないと考えられますので、当町が県の指導と違う対応をしているとは認識しておりません。

また、当町の子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についてのご質問ですが、今国会において「平成21年4月から、資格証交付世帯に属する中学生以下の子供には短期証を交付する。」とした国民健康保険法改正案が提出され、衆議院では今月11日に全会一致で可決、今週中には参議院で審議の上、可決成立する見込みとの新聞報道がなされております。今のところ改正対象に高校生は含まれていないようですが、法案が成立した場合には改正内容に沿った取り扱いをしなければならないことは当然であります。当町としては資格証交付世帯の中学生以下の子供に年明けにも短期証を発行するよう準備したいと考えております。

次に、町の空施設の有効利用を早く示せについてであります。本日、複数の議員のご質問にお答えしたとおり、町の空き施設の有効活用策については、昨年度に遊休施設再利用計画を作成し、今年2月の議会全員協議会において概要を説明しております。

計画の主なものは、「岩館小学校は白神山地教育拠点施設として教育研究機関に貸与する。」、「八森小学校は小学校統合後、適宜な時期に解体し、統合小学校の敷地とする。」、「岩子小学校は郷土資料などの展示施設とする。」などであります。

八森小学校を統合子ども園として活用するのではなく、現グラウンドに統合子ども園を新築する案でありますので、誤解のないようお願いいたします。

石川子ども園につきましては、入所児童数の減少に伴い保護者や地域住民の理解を得て平成18年度から休園としたものであります。休園施設の活用については、厚生労働

省の国庫補助事業でもあり、福祉施設として再利用を考えていたところであります。

こうした中で、旧岩子子ども園を利用して知的障害者授産施設「虹のいえ」の分場「さくら園」を運営している社会福祉法人秋田虹の会から、利用者の増によりさくら園が手狭となり、是非、石川子ども園を利用したいと要望がされておりました。町としても福祉施設への転用であり、今後、授産施設利用者の増が予想されることから授産施設への転用を国・県に要望していましたが、改築から9年余りでの休園であること、また、子ども園以外の用途への転用であることから国庫補助金等の返還が発生する問題もあり、なかなか進展しない状況でありました。

しかし、今年度に入り、厚生労働省所管補助金に係る財産処分の取り扱いが一部変更され、10年未満の場合でも厚生労働省が示す条件の下であれば国庫補助金の返還が伴わない基準が示され、現在、国・県と知的障害者授産施設への転用に向けて協議をしているところであります。

町内公共施設統廃合により今後も空き施設が増加することが予想されますが、遊休施設を再利用するにしてもその用途に応じて多額の改修費が必要となりますし、解体する場合も同様に多額の一般財源の充当が必要となりますので、議会や地域住民の意見も参考に遊休施設再利用計画の内容を十分検討した上で今後の財政状況も勘案しながら、長期的な視点で個々の空き施設の利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、町が雇用する臨時職員は12月1日現在45名おりますが、主な雇用先は子ども園15名、給食センター9名、小・中学校7名などであります。

臨時職員の皆さんからは、それぞれの担当部署で一生懸命働いていただいているところで、このことに対して感謝を申し上げたいと思います。

ご指摘の処遇面については、合併時点でそれぞれの職種について専門性や従来の手当などを加味して見直ししたところであります。

ご承知のとおり地方公務員法では、地方公共団体は6カ月を超えない期間で臨時職員の任用を行うことができるとし、その任用は6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないことになっております。

したがって町の臨時職員の任用は、この法律に基づいて行われ、再度更新後に雇用する場合は新たな雇用計画を6カ月を超えない期間で締結し、以後についても同様な形で雇用契約を締結するところですので、ご理解をしていただきたいと思います。

労働条件面で一般の会社より劣悪とのご指摘がございましたが、雇用期間については

社会保険・雇用保険・公務災害補償等の適用を受けるようにしており、著しく劣る労働条件とは思っておりません。

また、ご質問にありました通称労働派遣法は、当町の雇用はこの法律の適用外であることをご理解いただきたいと思います。

また、短期雇用については、最低賃金の関係も考慮し随時見直しを行っているところであり、臨時職員に関わる賃金体系については当面は現状のままでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。はい、14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず、図書室のことについて伺います。

バリアフリーということでエレベーターがあるというふうなことを言われましたけれども、エレベーターを使ったにしても階段上っていったにしても、本の管理が十分なされているのかという点が疑問です。実際、本がかなりなくなっているということも聞かれます。窓口で本を借りるチェックをするにしても、そこに職員がいなかったり、誰に言えばいいかわからないでおろおろしてるっていうふうな話をよく聞きます。それと、児童図書が860冊あると言われましたけれども、絵本が非常に少ない。せっかく絵本の大事さをわいわいキッズ、乳幼児に親子で触れ合うということで大切さを言われても、じゃあ次の本をということで探す場合に、これが非常に冊数が少ないということがあります。この管理のことについてあまり詳しく聞かれなかったように思いますので、この本の管理、学校図書が来た時にボランティアを利用して管理したいということでしたけれども、日ごろからの本の管理、どのようになっているのか、再度伺いたいと思います。

それと子供たちの資格証明書ということですが、今、国会の中で衆議院を通過したというふうな話がありました。来年明けから子供たちに短期資格証明書を発行されるということで良かったなと思ってますけれども、これは18歳以下、高校生もこれは同じことだと思います。保険証のない高校生、これは非常に不安定なことだと思います。高校生も修学旅行とか宿泊訓練とか部活とかそういう場合に保険証を持っていかなくてはいけない、これは今の高校生は義務教育ではありませんが、ほとんど義務教育と同じようなものの考え方になっているのではないかと思います。

それとですね、空き施設で石川子ども園はさくら園にということで、もう内定しているようなお話ぶりでしたけれども、さくら子ども園は岩子小学校も借りることになって

るんですね。現在の岩子保育園を使っていますけれども、あれは今、岩子小学校もどこかの部屋を使うとか、そういうふうなことになってませんか。はい、分かりました。なってないということです。それで岩子小学校をさくら園が使うということですけれども、間取りも本当に児童福祉施設向きにつくった建物だと思います。本当にかわいらしくて便器も小さいし、児童福祉施設に本当に向いているのではないかなと日ごろから思っていましたので、同じ福祉施設であるにしても、やはり児童福祉施設に利用してほしいなということを今考えております。

それとですね4番目、一番最後ですけれども、これから職員を増やすとことではない、減らしていくというふうな昨日でしたか、町長の答弁もありましたけれども、そういう場合、これからも臨時職員が増えていくということになるのでしょうか。臨時職員の規定を見ますと、本当に一定の金額、再雇用にはならないとは言いました、契約にはならないと言いますが、15日間終わったらまた契約、この繰り返しで、賃金もずっと同じ賃金でいってます。これが何年も続いて、長い人はかなり長いんでないかと思うんですが、これが本当にこういうことを続けていいのかというふうなこと、ちょっと再度お伺いしたいと思います。

まず、そのことについてよろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。

最初に、千葉教育長。はい、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 現在ある本の管理につきましては、正直言って完全なものではないと私も認識しておりますが、今おります職員について各種講習会等でその勉強もしてるところでございますし、最近分かったところでもありますけれども職員の中に図書館司書の免許を持った方もおるということが判明しましたので、あわせて今後管理、またチェック等について十分に勉強しながら、お客様に満足いくようなサービスを提供してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、加藤町長。はい、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方からは高校生以下の資格証明の関係なんですけれども、国の今の法律からいくと、義務教育の15歳以下というふうなことに法案が通る見込みでございます。したがって私の方もですね、そういう方向性も固まりましたので、そういう方向に向けて準備をしたいというふうに思っています。

ただ、高校生の段階のものについては、従来はですね、何回も言っているようにいろんな世帯の状況をですね相談していただければ、その状況に応じて我々も対応するということにしていますので、ご相談いただければそのようにしたいと思います。

やっぱり義務教育と18歳以下、高校生と、国の方でも15歳以下とするのはやっぱり義務教育までというふうなことと、もう義務教育終了時点で働いてもう自分で保険をかけている方も中にはいるというふうなことも多分あるのではないかなという気がいたしますけれども、いずれ私の方も18歳以下であってもですね、その状況をちゃんと相談していただければ、それに応じてやっていきたいというふうに思っています。

それから石川子ども園の関係なんですけれども、まず岩子小学校を使っている事実はありませんので、これはまず誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、さくら園についてはですね、かなり前から使いたいという希望がありました。私の方でもそういう現状の空いてる施設をですね、できるだけ早めに使っていただくということでいろいろ手立てを尽くしてあったんですけれども、ただ、現状、補助金の返還とかいろんな問題がありまして、ここ何年もやってきましたけれども、ようやくですね今年度に入って動きが見えましたので、そういう経過もあって、できればそちらの方向に使うということで考えておりますので、同じ厚労省管轄の中ではございますけれども、是非、ただ遊ばせておくんじゃなくて有効に活用していただきたいなと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長の答弁を求めます。

○町長（加藤和夫君） すいません。臨時職員の関係、漏れていました。すみませんでした。

これからですね職員は新町の職員の定員計画がありまして、何回も、合併当時も申し上げましたけれども、職員が5人退職して1人採用という形で、ここ定員減を図るというふうなことになります。じゃあその分、全部臨時職員を増やすかということになると、結局、臨時職員がそれにとって代わるような格好になります。そういう考え方でなくて、やっぱり事務効率を高めながら、実際の定員を減らしていくという方向で頑張っていきたいというふうに思っています。

やっぱり仕事の関連もあるんでいろんな状況判断をしなければならぬわけですが、基本的にはやっぱりこれからの先の町の状況を考えた場合に、我々としてもかなり効率的なやり方をしながら人員を減らしていかないと、町自体の財政にかなり影響を及ぼす

というものもありますので、そういう意味合いでやっていきたいというふうに思っているわけです。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再々質問はありませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

明日の最終日は、午前10時から本会議を開き、発議・議案等の審議を行います。

本日は御苦労さまでした。これにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 3時43分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成20年12月19日（金曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成20年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第104号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 陳情第 4号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）
- 第 4 陳情第 11号 「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第 5 発議第 14号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出について
- 第 6 陳情第 12号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 第 7 陳情第 13号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書
- 第 8 発議第 15号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出について
- 第 9 陳情第 14号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書
- 第10 発議第 16号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための意見書の提出について
- 第11 陳情第 15号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書
- 第12 発議第 17号 労働者派遣法の改善のための意見書の提出について
- 第13 陳情第 16号 八峰町簡易水道の料金の一本化と使用量に応じた割引き制度の実施を求める陳情書
- 第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第15 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福司和明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	------	-----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長より、追加議案の取り扱いについて協議するため議会運営委員会の開催を求められておりますので、暫時休憩いたします。

午前10時 2分 休 憩

午前10時 5分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、先ほどの議会運営委員会において決定され、皆さんのお手元に配付いたしました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

日程第2、議案第104号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 皆さんどうもおはようございます。

それでは、議案第104号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年12月19日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。健康保険施行令が改正され、平成21年1月1日から出産育児一時金の支給額について変更となるため、八峰町国民健康保険条例においても改正をするものであります。

次、裏のページをお願いします。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八峰町国民健康保険条例の一部を次のように改正するとして改正文が書かれています。改正文の内容につきましては、皆様のお手元に福祉保健課資料として新旧の比較表と記載されたものが配付になっていると思いますので、それでご説明申し上げます。

まず2つの表がありますけれども、上の方が新旧比較表として新改正後、旧改正前と分かれております。この傍線部分が今回の改正部分なんですけれども、大きなのは第5条の2「被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産一

時金として35万円を支給する」と、これが現行なんですけれども、これに「ただし、町長が健康保険税施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」と、これが今回の改正の内容です。それで、その他の傍線部分については、国から示されている条例準則があるんですけども、それとのちよっとうちの方の条例と差がありましたんで、そういう語句の修正もあわせて行っています。

それで改正の内容なんですけれども、下の表をご覧くださいと思います。

現行では出産育児一時金というのは35万円ということで支給されますけれども、改正後になりますと、この出産育児一時金35万円はそのままなんですけれども、但し書として規則で定めるところ云々というのは、要約すると産科医療補償制度加入分娩機関で出生した場合ですね、3万円を加算すると、そういう内容でございます。

この産科医療補償制度というのはどういうものかということで、次のページをご覧くださいと思います。

そこに産科医療補償制度の概要、これは平成21年1月1日からスタートする制度です。制度の目的としては、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするという内容です。

補償の仕組みとしては、分娩機関と妊産婦の契約に基づいて通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払うと。分娩機関は補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入すると。

それで、この分娩機関ですけれども、全国に病院・診療所・助産所というのが合計で3,266あります。それで12月2日現在でこの産科医療補償制度に加入しているのは3,207、率にすると98.2%の分娩機関が加入しております。

補償対象ですけれども、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とすると。それから出産体重、在体週数の基準を下回る場合でも、在体週値28週以上の者については個別審査だということです。ちなみに補償対象、国の方では年間推計として概ね500人から800人が対象になるでしょうという推計を出しています。

補償金額は3,000万円ということで、内訳は括弧のとおりです。

それで、その右側の方に保険料、掛け金として1分娩当たり3万円となっています。先ほどの分娩機関というのは、この産科医療補償制度に入りますと個人のですね、産科の有無じゃなくて分娩機関自体でそういう制度に加入しますので、そこで出産した場合については一時について3万円をこの機構の方に支払うと、そういう内容です。ここでこの3万円については、本来、出産した人に病院の方から請求が行くわけですがけれども、今回の改正はこの部分について、いわゆる保険料相当分3万円ですがけれども、これを各保険者がですね、負担し、出産費の軽減を図ると、そういう趣旨の内容です。その他としては紛争云々ということで書かれています。

それで最後の方にはちょっとA3版で折っていますけれども、産科医療補償制度標準契約約款の概要ということで厚生労働省の方で出したものです。概ねこういう内容の中でこの産科医療制度がスタートするということで、国保の方においてもこれらの負担に係る分について補てんというんですか、出産一時金として加算すると、そういう内容です。

この条例については、平成21年1月1日から施行するという内容のものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） ちょっとわかりにくいのでもう一度ちょっと説明をお願いしたいんですけども、いずれ普通分娩で出産しても生まれた子供が脳性麻痺とかいろんな、それから未熟児とかそういうふうな場合が対象というか、分娩するそのものについては今までとお金が変わらないんでないかと思うんですけども、生まれた時点で障害を持っていたということであれば障害認定ということで、身障者、身体障害者等級1・2級相当の重症者、こういう場合はこれを除くということになるんでしょうか。その普通分娩、今まで普通分娩した場合は35万円、これで間に合ってたわけですね。これは今まで障害的な子供が生まれた場合、お金が、個人負担がかなりあったということなんでしょうか。それに対して国の方で補助する体制を取ったというふうなことなのか、ちょっとその過去の例と兼ね合わせて教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 広い方の、これ大きな方をちょっとご覧いただきたいと思うんですけども、目的としてあります。先ほど言いましたけれども、これは、要は

脳性麻痺になった場合です。だから身体障害者という脳性麻痺との関連、ここら辺はちょっと私医学的なことで詳しくわからないんですけども、いずれ目的としてはですね、この補償制度は分娩に係る医療事故、看護を伴う事故及び看護を伴わない事故の両方含めますと。いわゆる今盛んに何ですか、出産現場で医療事故云々ということで脳性麻痺になった、いろいろ訴訟というんですか…。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木課長、もう少し聞こえるようにしゃべってください。

○福祉保健課長（佐々木充君） 聞こえないですか、すみません。

いわゆるそういう医療現場のですね、軽減負担を図るといような目的が趣旨です。ですから、今この制度は1月1日からスタート、全く新しくスタートするものですから、それで脳性麻痺になった場合の補償です。ですから過去のものについては補てんされませんし、ちょっと過去、脳性麻痺関係というんですかね、そういうトラブルでどのぐらい負担があったのかということについてはちょっと私今把握しておりません。

○議長（阿部栄悦君） 課長ね、普通分娩とか何とかということは今言われてるんですよ。もう少し簡単に我々がわかりやすい言い方で、これはいわゆる事故があった場合の補償をするために補償を認定された機関で分娩すれば3万円払わなきゃいけないと。だからその分を負担すると、こういう意味なのか、そこをしっかりと説明してください。

（聞き取り不能の発言あり）

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

.....
午前10時24分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第3、陳情第4号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について(陳情)を議題とします。

本陳情に関する審査の経緯と結果について、総務常任委員長の報告を求めます。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長(菊地 薫君) 報告の前に、このイラク派兵の陳情であります、空自のイラク派兵そのものがこの23日でもってですね、完全撤退という運びになっております。そういうことから9月の11日にこの年内に撤退するという事を政府で表明したわけではありますが、その後の状況で陳情について意見書の提出も必要ないだろうという話でもあったわけですが、しかしながら6月にこれが出されて付託となり、そしてまた9月に継続となった経緯もございます。委員会で審議した経過もございますので、その結果をここで報告いたします。

平成20年6月議会定例会において総務常任委員会に付託となり、9月議会定例会において継続審査となっていた、秋田県平和委員会から提出されていた陳情第4号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について(陳情)、審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る12月11日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、判決では、現在のイラクでは国際的な武力紛争が行われていると明言し、航空自衛隊の武装兵員空輸活動は他国による武力行使と一体化した行動と指摘しました。武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められるとしました。しかしながら違憲の確認の請求につきましては、確認の利益を欠くとして棄却。派兵差止請求も退け、損害賠償請求も認めませんでした。つまり派兵をしている国側は勝訴のため上告できず、違憲判決は確定するという事のようなようです。結果的にわかりにくい判断であり、委員としても実際に判断に苦慮したことは事実であります。しかし政府は、9月11日に年内にもイラクで空輸活動に従事している航空自衛隊を撤収させる方針を正式な表明しております。そのことから今あえて意見書を提出する必要もないだろうということで、この陳情は全会一致で不採択と決定いたしました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 時期的に大変ずれてしまったというふうなこともありまして、継続審査の段階で私もこれに賛成してしまいましたので、このことにはちょっと反省いたしますけれども、しかしこの採択について賛成するわけにはいきません。国際的にもイラクのテロに対する攻撃ということで大変批判的になって、アメリカのオバマ次期大統領候補も公約としてこれを撤退するというようにしております。こういう意味からもこれは反対するわけにはいきませんので、私はこの陳情について賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択とすべきものとの報告であります。本案について委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第4、陳情第11号、「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書を議題とします。

本陳情書に関する審査の経緯と結果について、総務常任委員長の報告を求めます。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

平成20年9月議会定例会において総務常任委員会に付託となっていた、秋田弁護士会から提出されていた、陳情第11号、「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る12月11日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、消費者保護の立場から必要な法整備や体制の強化を図ることは重要であり、その願意は十分理解できるものとのことから、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は採択すべきものとの報告であります。本案について委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

日程第5、発議第14号、地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第14号

平成20年12月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	菊 地 薫
賛成者	同 上	丸 山 あつ子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	須 藤 正 人

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める
意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「請願第11号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

.....
午前10時45分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第6、陳情第12号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書を議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第12号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立全員であります。したがって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

日程第7、陳情第13号、介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第13号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 先ほど委員長の報告で採択するということでしたが、この意見書の文面の中には、不透明な認定制度、今行われている認定制度が果たして不透明なのかどうか、あるいは介護の取り上げ、さらには介護に携わる人たちの生活できない低賃金、働き続けられない労働環境、私は果たしてこのとおりの不安に思うわけです。できれば委員会に付託をして、現場のこと、あるいは認定制度のこと、もう少し詳細に調査をした上で判断してもいいのではないかとということで委員会付託を求めます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま1番議員より、委員会に付託をした方がいいという意見と動議が出されました。この動議について賛成の方の起立を求めます。

起立の前にほかに討論があった場合、討論を認めます。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほど1番議員から委員会付託ということで意見がありましたけれども、今実際、介護保険の現場は大変な状態になっております。働く人がどんどん辞めて施設の運営が成り立たない、こういうのがマスコミでも報道されております。また、ケアマネの報酬が下がったり、それから身辺介護、生活介護の報酬の差によって、身辺介護は受けられるけれども生活介護が受けられない、こういう人たちが今出てきております。そして来年の3月、4…。

(聞き取り不能の発言あり)

○14番（見上政子君） そういうことで…。

(聞き取り不能の発言あり)

○14番（見上政子君） 意味を言わないと反対の意味が出ませんので、そういうことで今3月に見直し、4月から見直し、介護保険の見直しがあります。そういう意味でも委員会付託をしていたら間に合いません。今この場で国の方に異議を申し立て介護保険の改善を求めていくということは、今この場で、即決で決めた方がいいと思いますので意

見を述べました。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） ただいま松岡議員の委員会に付託すべきという動議と委員会に付託しないという動議が出ましたので、この委員会に付託するかしないかの動議についてを皆さんにお諮りしたいと思います。

この採決は起立によって行います。先ほどご報告しましたように委員会に……。

（聞き取り不能の発言あり）

- 議長（阿部栄悦君） だからその動議を採択する…。

（聞き取り不能の発言あり）

- 議長（阿部栄悦君） だから今の順序でいいです。松岡さんの、今言ったように松岡さんの動議に対して賛成か反対かを採決しますので、松岡さんの言う委員会付託…。

（聞き取り不能の発言あり）

- 議長（阿部栄悦君） 大変すみません。進行上、不手際がありまして申しわけなく思います。

先ほどの松岡さんの委員会付託をすべきという動議が出されましたので、その動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立なし。したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第13号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、陳情第13号は採択することに決定いたしました。

日程第8、発議第15号、介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第15号

平成20年12月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第13号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第9、陳情第14号、医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第14号は採択することに決定いたしました。

日程第10、発議第16号、医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第16号

平成20年12月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための
意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第14号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、陳情第15号、労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第15号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員であります。したがって、陳情第15号は採択することに決定いたしました。

日程第12、発議第17号、労働者派遣法の改善のための意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君)

発議第17号

平成20年12月19日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者	同 上	丸 山 あつ子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	福 司 憲 友
〃	〃	須 藤 正 人

労働者派遣法の改善のための意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第15号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第13、陳情第16号、八峰町営簡易水道の料金の一本化と使用量に応じた割引き制度の実施を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期

日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成20年12月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時08分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一